

オリンピックの平和構想に関する実践哲学
-イマヌエル・カントの哲学を手掛かりとして-

2017年11月

15N0007 野上 玲子

Reiko NOGAMI

<目次>

序章 問題の所在と本研究の目的	1
第一節 問題の所在と目的	2
第一項 研究の背景	2
第二項 本研究の目的	3
第二節 先行研究の検討	4
第一項 「平和研究」の実相	4
1) 「平和」とはなにか	4
2) 「平和研究」による概念の展開：平和学の研究視点とその方法	4
第二項 「スポーツと平和」に関する論議	5
第三項 「オリンピックと平和」に関する論議	7
第四項 先行研究の総括と課題	9
第三節 本研究の方法	10
第四節 本研究の立場	13
第五節 本研究の位置づけ	14
第六節 用語の規定	15
第一項 「オリンピック」	15
第二項 「平和」	15
注記および引用・参考文献	16

本論

第一章	オリンピックにおける平和構想の概観—予備的考察—	21
第一節	オリンピック研究の動向	22
第一項	オリンピック研究の動向（2000年～2005年）	22
第二項	国内の学会誌にみるオリンピック研究の動向（2005年～2017年）	22
第三項	国内のオリンピック関連のシンポジウム（2013年～2017年）	24
第二節	オリンピックにおける「平和」の実相	25
第一項	古代オリンピックと聖なる休戦	25
1)	古代オリンピックの特徴	25
2)	古代オリンピックと平和	26
第二項	クーベルタンの思想とオリンピズム	26
第三項	「オリンピック休戦」の実相と平和	28
第三節	近代オリンピックと戦争・暴力の関係史	30
第一項	戦争による弊害	30
1)	第6回ベルリン大会	30
2)	第12回東京大会	31
3)	第13回ロンドン大会	31
第二項	国威発揚として利用されたオリンピックの歴史	32
第三項	テロ対策に迫られる戦後のオリンピックの歴史	33
第四項	近代オリンピックにおける政治介入の限界	34
結び	近代オリンピックにおける平和構想の限界点と新たな課題	36
注記および引用・参考文献		38

第二章	カント哲学による永遠平和の構想	40
第一節	永遠平和を保証する自然のメカニズム	41
第一項	自然による「永遠平和」の保証	41
第二項	自然と歴史	41
第三項	自然と人間	43
1)	「非社会的社交性」による人間の本性	43
2)	戦争による国家の樹立	45
3)	普遍的な世界市民的状态へ	46
第四項	永遠平和という自然の最終目的	47
第五項	近代オリンピックにおける永遠平和を保証するもの	48
1)	歴史の考察	48
2)	競争精神	49
3)	永遠平和の保証に向けて	50
第二節	永遠平和をもたらす国家の条件：法的・世界市民的な体制へ	52
第一項	永遠平和のための道徳的基礎づけと条件	52
1)	道徳的基礎づけ：「戦争はあるべからず」	52
2)	予備条項と確定条項	54
第二項	世界共和国ではなく国際的な「連合」	57
第三項	世界市民法と「友好の権利」	58
第四項	近代オリンピックにおける国家間の視角：ナショナリズムの緩和に向けて	61
第三節	永遠平和をもたらす人間の条件：尊厳と道徳性	62
第一項	定言命法と「意志の自律」	62
第二項	「尊厳」という絶対的価値と「目的の国」	63
第三項	「類」の価値としての「尊厳」	65
第四項	人類の道徳的完成に向けて	66
第五項	政治と道徳の一致：道徳的政治家の役割	68
第六項	近代オリンピックにおける人間の特性の視角：尊厳の欠如	70
結び	カントによる永遠平和をもたらす条件	71
注記および引用・参考文献		74

第三章	オリンピックにおける国家間の平和構想—法的なコスモポリタニズムの体制へ—	83
第一節	オリンピックと国家の関係	84
第一項	オリンピックと国家をめぐる問題点	84
第二項	クーベルタンが提唱したインターナショナリズム(国際主義)とその限界	85
第三項	ナショナリズムとコスモポリタニズムにおける概念解釈の再検討	86
第二節	オリンピックにおける国家間の制度構想	89
第一項	オリンピックにおける法的な体制	89
1)	国家間による法的な体制	89
2)	国際スポーツ法による「平和」への法的効力	89
3)	「オリンピック憲章」による「平和」への効力	90
第二項	オリンピックにおける「平和連合」の創設	91
1)	「平和連合」の現代的解釈	91
2)	「平和連合」の創設	93
第三項	オリンピックにおけるコスモポリタニズムの形成：市民的＝法的状態へ	95
第三節	オリンピックにおけるコスモポリタニズムの思想と実践	97
第一項	カントによるコスモポリタニズムの平和構想	97
第二項	オリンピックと世界市民	97
1)	「理性の公的使用」を軸とする世界市民	97
2)	オリンピックで求められる世界市民像	99
第三項	オリンピックにおける友好の権利	100
結び	オリンピックにおける国家間の平和構想:法的なコスモポリタニズムの体制へ	103
	注記および引用・参考文献	105

第四章	オリンピックに平和をもたらす人間の条件—尊厳と道德性の規範—	110
第一節	オリンピックにおける道德的人間学	111
第一項	道德性の要請	111
第二項	カントが規定する道德性：「自律」と「尊厳」	111
第三項	オリンピックにおける「尊厳」概念の実態	112
第二節	オリンピックにおける「尊厳をもつ人間」とその行為：個から類へ	114
第一項	尊厳をもつ個々の行為：第 29 回北京大会の事例	114
第二項	個から類への展開：第 27 回シドニー大会の事例	115
第三項	「尊厳をもつ類」としての共同体	116
第三節	オリンピックに平和をもたらす人間の道德的完成	118
第一項	「尊厳」をもつ「目的の国」の立法的成員	118
第二項	「道德的政治家」としての IOC 委員の役割	119
第三項	道德と政治が一致する形式的原理	121
結び	オリンピックに平和をもたらす人間の条件	123
注記および引用・参考文献		124

結章 カント哲学からみるオリンピックの平和構想	128
第一節 本研究の総括	129
第二節 本研究の結論	132
主要文献目録一覧	135
主要文献目録一覧の記載について	136
＜オリンピックおよび体育・スポーツに関する文献＞	137
＜カント哲学に関する文献＞	140
＜「平和」や思想に関する文献＞	142
＜辞典・事典・その他の文献＞	143

序章 問題の所在と本研究の目的

第一節 問題の所在と目的

第一項 研究の背景

近代オリンピックは「平和な社会の推進を目指す」という国際的な使命を持って開催されている¹⁾。このような精神は、オリンピックを世界平和や教育手段と捉えたピエール・ド・クーベルタン (Pierre de Coubertin, 1863-1937) の哲学的原理にならったものであり、のちに「オリimpiズムの根本原則」²⁾として理解されている。

オリimpiズムは、1961 (昭和 36) 年に国際オリンピック・アカデミーが創設されて以来、国内外を問わず、研究者らによって議論の対象となっている。例えば、舛本は「オリンピックという文化が正当化され、社会的にも認知されるための根拠として、『オリimpiズム』という思想が重要である」³⁾と述べている。国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee, 以下「IOC」) 元会長シミチェック氏の見解を整理した田原によれば、オリimpiズムは、教育、平和、達成、倫理、芸術、宗教の6つの価値があり、これらの価値が時代や地域によって重点を変えながら、今日に至っていると説明している⁴⁾。2008 (平成 20) 年北京大会前に採択された2007 (平成 19) 年度版や最新の2016 (平成 28) 年度版の憲章においても、IOCが提唱するオリimpiズムは教育や平和などを含む複数の価値から構成され、このような価値がオリンピックの基本的な思想として継承されている。ヘザー・リード (Heather L. Reid) は、オリimpiズムがスポーツの実践に関連する思想だけではなく、現代の平和哲学にも関連しているため、オリimpiズムを探求することによって平和的な態度を高めることができると述べている⁵⁾。このようなオリimpiズムを中核とした研究は、オリンピックやスポーツの存在意義を確認する上で重要な手掛かりとなり、学校教育でも活発な事例が報告されている⁶⁾。オリimpiズムを教育的に利用しようとする姿勢は、オリimpiズムそのものの価値が広く認められてきたことを意味し、オリンピック研究を後押ししていくものと思われる。

一方で、オリimpiズムの内容が議論されるに伴い、その内容を反映した行為や大会がどのように試みられ、どのような形で実現可能かという点においても再考が求められる。実際に、オリimpiズムによる「平和な社会の推進を目指す」という際の「平和」とは、どのような思想を示すのかについては明らかになっていないためである。一般的に言えば、「国際親善」や「相互理解」といった行為を想像することが多いとされる。だが、古代オリンピックになぞらえて、休戦や停戦を呼びかける運動もある⁷⁾。あるいは、スポーツ全般においてフェアプレーのような倫理的価値を求める場合もある⁸⁾。つまり、オリimpiズムお

よびオリンピックにおける「平和な社会の推進を目指す」という行為が多岐に渡って展開されていることから、その行為に関する問題性についても不明瞭なままだと言える。このような見解から、「オリンピックにおける平和とは何か」という根源的な問いを考察する必要性が指摘できよう。

さらに、オリンピックの歴史を振り返ると、東西冷戦下の 1980（昭和 55）年には西側諸国がモスクワ大会の参加を拒否し、次の 1984（昭和 59）年ロサンゼルス大会では東欧諸国が前回大会の報復として参加を拒否した。オリンピックは国際的なスポーツ・イベントであるが故に、国際政治に利用され、政治的な思惑を内包した大会として開催されてきた経緯がある。一方で、2000（平成 12）年シドニー大会において、開催国であるオーストラリアの政府が先住民アボリジニに対する人種差別解消を提言したように、大会を通じて平和的な行為を世界に発信しようとする場面も多く見られる。だが実際に、オーストラリア国内においても人種差別が根絶されたとは言えない。さらには、メダル獲得競争による勝利至上主義、競技場建設による環境破壊、組織ぐるみのドーピング違反など、オリンピックは多くの問題を抱えている。このことから、「国際親善と平和に寄与するというオリンピズムの思想を実際に具現したオリンピック競技会など本当にあったのか」⁹⁾と、大会本来の意義が問われている状況にある。

したがって、オリンピックはオリンピックの精神と現実の大会との間の整合性が取れていないとの問題に直面している。オリンピックによる平和への貢献が急務であると言えよう。

第二項 本研究の目的

本研究の目的は、これまで曖昧な意味で捉えられてきたオリンピックにおける「平和」の意味を根源的に捉え直し、オリンピックの平和構想を原理的に明示することである。

第二節 先行研究の検討

第一項 「平和研究」の実相

1) 「平和」とはなにか

哲学・思想事典によれば、「平和」とは次のように定義されている。

もっとも狭義の平和は、戦争がないこと、すなわち＜戦争の不在＞である。しかし、＜戦争の不在＞として定義された平和は、＜平和は何でない＞と否定的・消極的（negative）に定義された平和であるため、消極的平和と呼ばれることが多く、＜平和は何である＞と肯定的・積極的（positive）に定義された広義の平和概念である積極的平和と区別される。（中略）積極的平和という概念は時代や状況の推移とともに変化するが、積極的平和の構成要素は消極的平和を前提とするから、前者は後者を包摂する概念だということができる。¹⁰⁾

当初、「平和」は「戦争のない社会的状態」として考えられてきたが、のちに積極的平和と消極的平和の二つの視点が用いられるようになった。そして、戦争や紛争が発生し続けているのは、それらが発生させる契機が世界全体において構造的に含まれているからだと考えられるようになった。この契機を「暴力」の視点から捉えたのが、ノルウェーの平和研究者ヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung）である。彼は「構造的暴力」（structural violence）という概念を創出し、平和の概念を根底的に転換させた¹¹⁾。「構造的暴力」とは、生存機会の不平等を表す概念であり、その特徴としては、行為者が特定できず、明確な意図がなく、不平等な力関係の中で醸成されていることが挙げられている¹²⁾。戦争の不在そのものは追及すべき最重要課題ではあるものの、単純に「平和」を「戦争」と比較するのではなく「暴力の不在」が重要であり、「直接的・構造的暴力」の存在が平和の実現を困難にしているとされる。さらに、「戦争か平和か」という単純な二分法では捉えられない憂慮すべき事態が、とくに発展途上国では蔓延しているとされ¹³⁾、時代や社会の変化に伴って概念も変化することが伺える。

2) 「平和研究」による概念の展開：平和学の研究視点とその方法

「平和」を基軸とする「平和学」の研究姿勢については、ガルトゥングの「直接的・構造的暴力」の定義を採用することが多い。しかし、竹内は「平和論あるいは平和主義の目

的は『戦争』というものがない状態を実現すること」¹⁴⁾と述べ、「『平和学』の学問領域が、ガルトゥングの提唱する構造的暴力、さらに進んで貧困や差別、社会的不平等などの積極的平和まで視野に入れてしまうと、『平和学』という一つの学問分野だけではすべての諸悪を一度に背負うことはできない」¹⁵⁾と主張している。確かに、平和研究の核心は戦争廃絶への道筋を明らかにすることであり、たとえ確定的な答えは出せないにせよ、戦争廃絶への暫定的な結論を出すことに不断の努力を要する学問だと言えよう。

平和研究の方法について、田中は「平和研究が平和的に平和を構築できる方法を提示できなければ、平和研究はその存在価値を失う」¹⁶⁾と述べる。これまで世界中で幾度となく繰り返されてきた戦争の歴史的教訓から、「非暴力」といった平和的手段を通じて平和構想を考えることは重要な視点である。

これまで平和学は、国際政治学、国際関係論、経済学、政治学、国際法学、憲法学、社会学、心理学、人類学、教育学、宗教学、倫理学、哲学などを専門とする多種多様な研究者によって担われてきたとされる¹⁷⁾。寺島が「平和学が学際的であるには、専門分野に閉じこもらず、専門分野を越境し、他分野の人たちと交流する、という開かれた態度をもつ必要がある」¹⁸⁾と述べるように、「平和」を基軸とする研究は、様々な学問分野の研究者によって得られた「平和」に関する知見を、各々の研究における現実的な問題と照応させながら探究していく必要がある。

したがって、先行研究から導かれた平和研究の到達点とは、社会全体において戦争は克服されなければならないという前提に立ち、それらを生み出さないための条件を平和的な手段、つまり「非暴力」によって明確にすることであると言える。

第二項 「スポーツと平和」に関する論議

これまで「スポーツと平和」の問いについては、「スポーツ哲学、スポーツ史、スポーツ社会学、スポーツ人類学、スポーツ教育学、スポーツ政策学などスポーツ諸科学にとって極めて重要なテーマであるに違いない」¹⁹⁾と考えられてきた。これまでの先行研究の中では、「スポーツと平和との即自的關係は否定されとしても、スポーツが、『本質的に平和を求める、必要とする』という命題は正しい」²⁰⁾といった肯定的な主張もある。現行の「スポーツ基本法」の基本理念においても、「スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない」²¹⁾と明文化されている。また、国際連合（United Nations、

以下「国連」およびユネスコ（UNESCO）においても、スポーツは持続可能な開発と世界平和などの社会の問題解決に貢献できるということが謳われている²²⁾。これらは、スポーツによる国際平和の重要性を謳ったものであると言ってよい。しかし同時に、「残念ながらこれまで『スポーツと平和』というテーマについては断片的な叙述はあっても、まとまった論考は極めて限られている²³⁾とされ、「スポーツと平和の関係構造把握といった課題の解明は、今後を待たねばならない²⁴⁾といった論考もある。スポーツに限らずオリンピックに関して内海は、オリンピックの果たしてきた歴史的意義は大きく、平和貢献はごく一部の批判者を除いて誰もが認めるが、その割には、オリンピックの平和貢献に関する研究は極めて少ないことを指摘している²⁵⁾。つまり、「スポーツと平和」や「オリンピックと平和」は重要なテーマだと評価されながらも、研究数は極めて少ない現状であることが伺える。さらに榎本は、「スポーツを通じた国際協力は、その効果や成果が見えにくいこともあって、活動の意義や方向性を明確に打ち出すに至らない状況にある²⁶⁾と述べ、「スポーツ・平和・国際協力」といった関係による論考についても未だ多くの知見を提示できていないとされる²⁷⁾。

とはいえ、「スポーツと平和」に関する広範な射程をもった研究成果として、森川らの研究を挙げることができる。森川らは「スポーツと平和」の関係性について、「スポーツそれ自体は戦争を回避させたり世界の平和を実現する実際的な力はない。それはあくまでも現実の政治の力がスポーツを上回るのである²⁸⁾と述べている。本来ならば、スポーツは政治から脱却し、その時々政治に左右されることなく、スポーツの倫理性が保たれる自由な活動として存在することが理想である。しかし、スポーツを普及および発展させるためには、逆に政治的介入は避けられない状況にあるのではないだろうか。「スポーツと平和」に関わる政治的な事象について、森川らは次のように述べている。

かつて「ピンポン外交」という異名をとったが、国交のなかったアメリカと中国との「対話・交流」にスポーツが一役を買わされたこともあった。このような事例を考えてみるまでもないが、もし仮りにスポーツマン相互に「高度な政治性」（平和への意識）を発揮し、緊張緩和へ努力し、友情を深めあうことができればそれは世界平和の環境をつくりだすことに貢献するということにつながる。²⁹⁾

この政治性に関しては、「オリンピック改革案」の論文の中で、近藤らもオリンピックが現実的に世界平和を実現できないことを前提とした上で、「オリンピックがボーダレスの時代に適合した政治性を保持すること」³⁰⁾が期待され、「オリンピックが、今までとは違った意味合いで、政治的であらねばならない」³¹⁾と指摘している。つまり、スポーツやオリンピックそれ自体が国際社会の中で「平和」を助長していくためには、スポーツに関わる競技者や関係者などの担い手自身の強い平和への意識と、「スポーツと平和」の関係による極めて「高度な政治性」の確立が求められているということである。そして、スポーツによる「高度な政治性」の確立によって、世界平和への環境を創り出すことが可能となるのである。

第三項 「オリンピックと平和」に関する論議

『オリンピックと平和』を発表している内海は、「平和学」における積極的平和と消極的平和の概念を、スポーツおよびオリンピックの立場に置き換えて次のように項目化している。

- ① 積極的平和：より積極的な友好の促進（格差解消，平等，福祉，人種擁護）
 - ・ 国内福祉：福祉としての国内スポーツ体制の整備
 - ・ 国家間の格差是非：開発途上国のスポーツ支援
- ② 消極的平和：戦争回避への思想と行動
 - ・ 戦争にならないための歯止め：スポーツ国際交流
 - ・ 「オリンピック休戦」を始めとするスポーツを通しての平和運動³²⁾

「オリンピックと平和」の研究領域においては、古代オリンピックが戦争を中断して開催されたという歴史的事実に基づき、消極的平和の視点を理解する必要がある。古代オリンピックを開催するための祭典はギリシア語で「エケケイリア（聖なる休戦）」と呼ばれていた。高橋によれば、その「エケケイリア（聖なる休戦）」とは、ギリシア神話の主神であるゼウスのために「自分の両手をしっかり引き止めておくこと」、すなわち「攻撃の意図がないこと」を意味するという³³⁾。この古代オリンピックの休戦の目的は、祭典競技が戦争によって中断されないようにすることであり、ギリシア世界全体の平和とは無関係であり、ギリシア全体の紛争を解決することではなかったとされる³⁴⁾。

ところが、近代オリンピックの休戦活動は「オリンピックを通じて全世界の争いを一時的に休戦に導こうとする活動」である。舛本は、「この『オリンピック休戦』決議は1993年に国連が決議を採択し始めて以来、残念ながら一度たりとも完全に守られたことがない」³⁵⁾と休戦活動の難しさを指摘している。また、オリンピックの開催によって世界平和がもたらされることは、もはや現代においては不可能であるという意見も少なくない³⁶⁾。森川らによる「スポーツと平和」の議論と同様、オリンピックにおいてもそれは事実であり、過去の例をみても、オリンピックにはテロリズムや全世界の紛争を根絶する力はないように思われる。オリンピックの開催によって、世界の戦争や紛争を停止できないとすれば、オリンピックによる平和研究を遂行していく上で、どのような研究視点を持てばよいのだろうか。

例えば、オリンピックと平和の関係について、藤田が「言うまでもなく、戦争とオリンピックは2つの全く異なる社会現象である。ゆえに、両者の因果的な連関を一般的に考察しても、ほとんど意味をなさないであろう。しかし、現実の歴史状況においては、両者が深く関わり合った事例が多く見られる」³⁷⁾と述べるように、オリンピックと戦争の関係は全く無関係ではない。東西冷戦構造の崩壊後も多くの民族紛争や地域紛争、テロリズムなどの直接的暴力は絶えることなく存在しており、21世紀に入ってもそのような外部からの影響が、少なくとも何らかの形でオリンピックにも及んでくると予想される。

その一方で、戦争や暴力はオリンピックの内部から発生することもある。オリンピックのような国際大会は、「国家」というナショナリズムの視点に立った「国家間のメダル獲得競争」から解放されることがない。ときには暴力性や政治性を伴う複雑なパワーゲームが展開されることもある。多木が「ネーション間の政治的対立が異様に肥大化すると、ときには戦争におよぶという経験を、われわれはしてきたのである」³⁸⁾と述べるように、大会の中で起きた政治的で排外的な言動や行為は、メディアを通じて世界中に発信され、すぐに戦争とまではいかなくとも、国家間の緊張関係をより悪化させることにつながると言える。

前述の竹内らの先行研究より、戦争廃絶への条件を明らかにすることが平和研究の重要な論点であった。確かなのは、オリンピック大会期間中に競技者らによる何らかの争いが起きても、それが国家を巻き込む戦争にまで発展することは最も避けなければならないということである。まずは、国家間や個人間の競争が、戦争を含む直接的暴力にまで転化されることをできる限り回避しなければならないという議論を展開していくことが重要とな

る。

本来、個人間の競争が国家間の競争にならないための方策を考えるべきかもしれない。しかし、マス・メディアなどの報道機関が自国や他国のメダル獲得数を報道するように、国家間の順位は一般的に見ても関心が高い。国家間の順位に対する報道の仕方に注視しながらも、「オリンピックと平和」に関して重要なことは、「国家間の競争」を肯定するにせよ否定するにせよ、その競争が最終的に戦争にまで転化されることを回避しなければならないということである。

第四項 先行研究の総括と課題

以上、「平和研究」の実相、「スポーツと平和」、「オリンピックと平和」の3つの角度から、「オリンピックにおける平和」に関する先行研究をまとめると、次のような課題が指摘されることとなった。

- ① 「平和研究」を遂行するにあたっては、戦争や暴力を生み出さないための条件を「非暴力」による平和的な手段によって明確にすることが重要である。
- ② スポーツやオリンピックそれ自体が「平和」との関係を強固にするためには、国際政治に翻弄されないスポーツの独立した「政治性」の確立が求められる。
- ③ オリンピックは国家を基盤とした国際大会である限りにおいて、戦争と無関係ではない。そのため、国家間の競争が戦争や暴力にまで転化されることをできる限り回避しなければならないという目的をもって議論する必要がある。

それでは実際に、戦争や暴力を生み出さないための条件を提示するためには、どのような研究方法を採用すればよいのだろうか。

第三節 本研究の方法

本研究は、「オリンピックの平和構想に関する実践哲学」という題目が示すように、平和思想を枠組みに「オリンピック」という個別事例を「実践哲学」研究を通じて考察する方法をとる。哲学・思想事典によれば、「実践哲学」とは、「一般には、理論的認識及びその能力についての学（体系）としての理論哲学に対して、実践的認識『能力』についての学（体系）であり、人間の営みとしての<実践>（*Praxis*）に関わる哲学であり、狭義には、道徳哲学ないしは倫理学に他ならない」³⁹⁾と定義されている。したがって、本研究の「実践哲学」とは「道徳哲学」を意味し、オリンピックの平和構想を道徳哲学として議論を進めることになる。

方法的な視点として採用する平和思想については、ドイツの哲学者であるイマヌエル・カント（Immanuel Kant, 1724-1804）⁴⁰⁾の諸概念を取り上げる。彼の著書である『永遠平和のために（以下、永遠平和）』⁴¹⁾は、「平和とはなにか」や「戦争を根絶すること」について考察され、人間や社会の本質にまで踏み込んだうえで、原理的に平和を実現する方法を示している。特に、この著書の中でカントは、「互いに一緒に生活している人々の下での平和状態は自然状態（*status naturalis*）ではない。人間の自然状態はむしろ戦争状態である。すなわち、それはつねに敵対行為の勃発状態というのではないにしても、たえず敵対行為の脅威のある状態である。だから平和状態は意識的に創りだされなければならない」⁴²⁾⁴³⁾と主張する。つまり、カントにおける「平和」とは、「すべての敵意が終わること」⁴⁴⁾であり、これまでの人類の歴史は戦争の歴史だからこそ、戦争のない社会を新たに創らなければならないと強調したのである。

とはいえ、一般的にこの著は、直接スポーツの世界を対象に考察されているわけではない。また、1795年という約200年以上前に発表された平和思想であるため、当時の時代背景から私たちが直面する現代の社会状況までには変動がある。さらには、カントが「永遠の平和はおそらくありえないにしても、ありうるかのようにわれわれは行為しなければならない」⁴⁵⁾と述べるように、カント自身も「永遠平和」は非現実的であることを認めている。したがって、カントの平和思想を援用したところで、即座に戦争回避を実現できるようなオリンピックの平和構想を提示できるわけではなく、ここには限界点がある。

それでもなお、カントの思想を用いる根拠は、次の3つの理由による。第一に、カント哲学は戦争状態を作らないための政治的な平和思想を展開し、「道徳」と「政治」に厳格さを要求している点が挙げられる。カントは「無条件に命令する諸法則の総体である道徳は

すでにそれ自体として、客観的な意味における実践行為である。なぜならそれらの諸法則に従ってわれわれは行為すべきであるから」⁴⁶⁾と述べ、いかなる場合であっても「道徳」は守らなければならないと考えていた。カントにとって「無条件に命令する」という箇所が重要であり、オリンピックやスポーツの場面においても、無条件に守らなければならない「道徳」がある。また、前述の先行研究においては、オリンピックの政治性の確立が重要であるとの見解を確認した。「平和」への道筋を獲得するためには、カントの普遍的な「道徳」と「政治」の役割を考察し、その条件をオリンピックの事象に当てはめることで、平和への実践行為における示唆を得ることが可能だと思われる。

第二の理由においては、永遠平和を構想するにあたってカントが、人間性の追求を通じて平和な世界を創造するための条件や権利を考察した哲学者であるという点が挙げられる。仙田によれば、カントは「人間に内在すべき道徳や理性など、人間性の探求（＝人間学）を基礎に据えている。これは、人種、宗教、文化の相違を超越した人間という共通の基盤に立つことの重要性と、そうすることによって可能となる普遍的な哲学の探求の必要性を訴えている」⁴⁷⁾とされる。戦争も平和も人間社会の諸問題は、全て人間自身が引き起こすものであり、その解決の道筋も人間の行為に求める他ない。カントは人間の倫理的、実践的な諸問題、たとえば、善とは何か、義務とは何か、価値とか規範とは何か、平和とは何かといった諸問題について、それらを事実として理論的に分析するだけではなく、それらを人間存在のあるべき姿との連関において原理的に考察している。このような「人間」の立場からの原理的な視点は、非常に示唆に富むものである。

第三の理由においては、尹や竹村の先行研究によって、カントの実践哲学がスポーツの世界においても援用可能であることが認められている点である。尹はカントの必然的拘束力を持つ「法則」が、スポーツ倫理学においても理論的有効性を持ちうることを論証し⁴⁸⁾、竹村はカントの実践哲学における行為の原理論を、競技スポーツ界における倫理的諸問題の分析手法として設定している⁴⁹⁾。

したがって、本研究の方法は、カントの平和思想から「平和とはなにか」、「人間とは何か」などの裏付けとなる根源的な論理を援用し、オリンピックの事象と照応しながら議論を進めていくとする。

本研究の手順として、第一章では、「オリンピックにおける平和構想の概観:予備的考察」と題し、これまでのオリンピック研究の動向や「オリンピックと平和」に関する研究の批判的考察を行う。第二章では、「カント哲学による永遠平和の構想」と題し、カントが思考

する「国家」と「人間」による永遠平和の条件とは何かについて、理論的な考察を行う。第三章では、「オリンピックにおける国家間の平和構想－法的なコスモポリタニズムの体制へー」と題し、それまでのオリンピックとカントの理論的な考察を踏まえて、オリンピックのコスモポリタニズムに基づく平和構想を示す。最終章である第四章では、「オリンピックに平和をもたらす人間の条件－尊厳と道徳性の規範－」と題し、人間の尊厳と道徳性の規範を中心に平和構想に関する実践的な考察を行う。

第四節 本研究の立場

ラグビーワールドカップ 2019 日本大会, 2020 東京オリンピック・パラリンピック大会, 関西ワールドマスターズゲームズ 2021 など, このような大規模な世界大会が 3 年連続日本で開催される機会は極めて稀である. そのような機運の盛り上がりも見える中で, 治安も不安視されている. オリンピックのような世界大会は巨額の警備費を投じざるを得ない状況が続き, 「平和で安全な大会」を開催するという対応に追われている. 開催国によっては, 銃を片手に競技場を囲む警察官すら見かけるという報告もある. 「平和を創造する大会」が「暴力と隣り合わせの大会」となり, スポーツの価値や精神が雲隠れしている. 今後, グローバル化や異文化交流が進み, 良くも悪くも社会全体の秩序はより複雑になると予想される. スポーツの価値を尊ぶためには, 平和を創造するための思想に立ち返り, その思想の確立と共通理解が必至である.

現在, カントの平和思想を中心に考察されたオリンピック研究は, 未だ先行研究においても見当たらない. カントの思考する「平和」とは「すべての敵意が終わること」⁵⁰⁾という地球規模で戦争をなくすための平和思想であり, この思想は平和な社会の推進を目的とするオリンピックの基本的立場と同様である. ワールドカップやオリンピックの開催に向けて, 「スポーツの力」への期待が注がれている今だからこそ, 「敵意のない平和状態」を創設するための議論は重要だと考える.

第五節 本研究の位置づけ

オリンピック研究は、1980年代頃からスポーツ哲学、スポーツ社会学、スポーツ人類学、スポーツ史などの人文・社会科学系から多角的な研究論文が発表されている。日本オリンピック・アカデミーや国際オリンピック・アカデミー、国際スポーツ哲学会など、国内外を問わず専門的な研究も発表され、オリンピックの研究領域は広がりを見せている。

本研究は人文・社会科学系のなかでも「スポーツ哲学」の研究分野に属する。この「オリンピックと平和」の根底にある原理的・普遍的な問題を考察することは、オリンピック教育研究や国際協力のための政策研究の基盤として貢献し得ると言えよう。

第六節 用語の規定

第一項 「オリンピック」

オリンピック憲章によれば、オリンピックの名称とは、「オリンピック競技大会、オリンピック・ムーブメント、またはその構成要素に結び付く、または関連する、視覚的表現、あるいは音声による表現のことを指す」⁵¹⁾と明記されている。「オリンピック」に関する英語表記は、「the Olympics」、「the Olympic Games」、「the Games」、「the Olympiad」と4つの言い方が可能である。さらに、夏季大会の英語表記は「the Games of the Olympiad」、冬季大会の表記は「the Olympic Winter Games」である。すなわち、「オリンピック」と一言で言っても、夏季オリンピック、冬季オリンピック、オリンピック競技大会など、その実質は様々なものであり、「オリンピック」という用語は複合的で抽象的な意味として用いられている。

本研究における「オリンピック」は、「オリンピック競技大会」を意味概念として使用し、具体的には1896年に第1回大会がギリシャのアテネで開催された「近代オリンピック」を指すものとする。「第2回パリ大会」のような記載は、個別のオリンピック競技大会を示すものとする。

第二項 「平和」

本研究における「平和」とは、カントの思考する「すべての敵意が終わること」⁵²⁾という戦争や直接的暴力の不在を呼びかける消極的平和を意味するものとする。しかし、消極的平和は積極的平和を含んでいることから、友好や平等といった積極的平和の概念もこの「平和」の定義に含まれている。したがって、本論文で採用する「平和」の概念とは、積極的平和を踏まえた上で、最終的には戦争状態から脱出し、「すべての敵意が終わること」⁵³⁾と規定する。

注記および引用・参考文献

- 1) International Olympic Committee : 日本オリンピック委員会訳 (2016) OLYMPIC CHARTER 「オリンピック憲章」, p.10.
<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>(2017年2月22日閲覧) .
- 2) 最新のオリンピック憲章 (2016年版) では, 次のように明記されている. 「1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め, バランスよく結合させる生き方の哲学である. オリンピズムはスポーツを文化, 教育と融合させ, 生き方の創造を探求するものである. その生き方は努力する喜び, 良い模範であることの教育的価値, 社会的な責任, さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする. 2. オリンピズムの目的は, 人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために, 人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである. (一部を抜粋)」 International Olympic Committee : 日本オリンピック委員会訳 (2016) OLYMPIC CHARTER 「オリンピック憲章」, p.10. 前掲ホームページ (2017年2月22日閲覧) .
- 3) 舛本直文 (2002) 浮遊する「オリンピズム」. 現代スポーツ評論, 7 : p.42.
- 4) 田原淳子 (2008) オリンピックと教育ーオリンピック競技大会誕生の背景とその今日的意義ー. 国士舘大学体育・スポーツ科学学会「体育・スポーツ科学研究」, 8 : p.11 を参照した.
- 5) Heather L. Reid (2006) *Olympic Sport and Its Lessons for Peace*. *Journal of the Philosophy of Sport*, 33 : p.207 を参照した.
- 6) 教育現場でもオリンピズムへの関心は高く, 例えば, 平井らがオリンピズムの普及活動に関する教育的立場から, 以下のような研究を発表し, 「世界平和への貢献」の啓発が今後の課題であることを明らかにしている. 平井敏幸・真田 久 (1999) 長野オリンピックにおける小学生児童の活動とオリンピズムの理解と関連について. 体育研究, 33 : 7-12./平井敏幸・真田 久 (2001) 長野冬季オリンピック大会での「一校一国交流活動」とオリンピズムについての理解と関連に関する研究ー長野市内の小学校児童について. 日本体育大学紀要, 30 (2) : 249-267.
- 7) 古代オリンピックにおける「エケケイリア」と近代オリンピックにおける「オリンピズム」の思想のもと, 1992 (平成4) 年のバルセロナ大会前に, 国際連合と IOC が共同で「オ

オリンピック休戦宣言」を発している。これは、オリンピックを通じて全世界の争いを一時的に休戦や停戦に導こうとする宣言であり、戦争や紛争の停止を呼びかけている。

8) 例えば、FIFA（国際サッカー連盟）は、ワールドカップ大会を通じて、フェアプレーを促進させることが、世界平和につながるというメッセージを発信している。

<http://www.jfa.or.jp/fu20wwc/legacyprogramme/news/detail/000260.html>（平成 29 年 11 月 11 日閲覧）。

9) 近藤良享・畑 孝幸・真田 久・友添秀則・関根正美（1996）近代オリンピックの批判的検討。体育原理研究，27：p.42.

10) 岡本三夫（2015）廣松 渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木 力・野家啓一・末木文美士編，哲学・思想事典（第 7 刷）。岩波書店：東京，p.1436。「平和」を参照した。

11) 岡本三夫（1999）平和学—その軌跡と展開。法律文化社：京都，pp.6-7.

12) 横山正樹（2009）構造的暴力と積極的平和。岡本三夫・横山正樹編，「新・平和学の現在」。法律文化社：京都，pp.57-60 を参照した。

13) 森 敏生（2006）平和と非暴力の文化としてのスポーツ。姫路独協大学「戦争と平和」研究会編，「戦争と平和を考える」。嵯峨野書院：京都，p.53.

14) 竹内 啓（2003）平和教育のあり方についての一つの問題提起。明治学院大学国際平和研究所紀要「PRIME（プライム）」，18：p.54.

15) 同上論文：p.54.

16) 田中宏明（2000）平和構築の方法—理論的枠組み—。宮崎公立大学人文学部紀要，8（1）：p.134.

17) 寺島俊穂（2015）戦争をなくすための平和学。法律文化社：京都，p.10 を参照した。

18) 同上書：p.10.

19) 森 敏生（2006）前掲書，p.52.

20) 有賀郁敏（1986）スポーツと疎外，人権，平和。日本体育学会体育原理専門分科会編，「スポーツの概念」。不昧堂出版：東京，p.224.

21) 日本スポーツ法学会編（2011）詳解「スポーツ基本法」。成文堂：東京，p.330.

22) 日本オリンピック委員会（2017）JOC 将来構想～人へ，オリンピックの力～。冊子 p.11 を参照した。

23) 森 敏生（2006）前掲書，p.52.

- 24) 有賀郁敏 (1986) 前掲書, p.224.
- 25) 内海和雄 (2012) オリンピックと平和. 不味堂出版: 東京, p.4 を参照した.
- 26) 榎本伸悦 (2015) 国連関連機関によるスポーツを通じた国際協力. 斎藤一彦・岡田千あき・鈴木直文編, 「スポーツと国際協カースポーツに秘められた豊かな可能性」. 大修館書店: 東京, p.26.
- 27) 例えば, 次のような論文はあるが数としては多くない. 岡田千あき・山口康雄 (2009) スポーツを通じた開発ー国際協力におけるスポーツの定位と諸機関の取組みー. 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 3 (1): 39-47.
- 28) 森川貞夫・李 泰照・王 学如・李 華 (2010) 「スポーツと平和」をめぐる実践的・理論的課題. 日本体育大学紀要, 39 (2): p.114.
- 29) 同上論文: p.114.
- 30) 近藤良享ほか (1996) 前掲論文, p.49.
- 31) 同上論文: p.49.
- 32) 内海和雄 (2012) 前掲書, p.482.
- 33) 高橋幸一 (2015) 古代ギリシアにおける格闘スポーツの運動技術. スポーツ史学会第28回大会特別講演・シンポジウム報告書, p.19 を参照した.
- 34) 同上論文: p.19 を参照した.
- 35) 舛本直文 (2015) メダルフィーバーの陰で「オリンピック休戦」アピールを振り返る. JOA Review, 2: p.129.
- 36) 近藤良享ほか (1996) 前掲論文, p.49.
- 37) 藤田明史 (2004) オリンピックは平和的かーオリンピックの暴力性の問題をめぐってー. 大阪女学院短期大学紀要, 34: p.68.
- 38) 多木浩二 (1995) スポーツを考えるー身体・資本・ナショナリズム. 筑摩書房: 東京, p.177.
- 39) 有福孝岳 (2015) 廣松 渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木 力・野家啓一・末木文美士編, 哲学・思想事典 (第7刷). 岩波書店: 東京, p.665. 「実践哲学」を参照した.
- 40) イマヌエル・カント (Immanuel Kant, 1724-1804) は, ドイツの哲学者である. 『純粋理性批判』, 『実践理性批判』, 『判断力批判』の三批判書を発表し, 批判哲学を提唱して

認識論における、いわゆる「コペルニクスの転回」をもたらした。フィヒテ、シェリング、そしてヘーゲルへと続くドイツ古典主義哲学の祖とされる。同上書：pp.290-291。「カント」を参照した。

41) 『永遠平和のために』は、1795年にフランス革命政府とプロイセンとの間で結ばれたバーゼル講和条約の存在が背景にあるとされ、カントは永遠平和の条件として六つの予備条項と三つの確定条項、二つの補説および付録を提示している。このうち予備条項は、国家間の平和のための前提条件を掲げているのに対し、確定条項は平和を確定的かつ最終的に創出するために、いつでもどこでも無条件に満たさなければならない条件が列挙されている。この著作に対する邦訳は、カント著：遠山義孝訳（2000）永遠平和のために。カント全集 14「歴史哲学論集」。岩波書店：東京，を使用した。ドイツ語の原書は、Kant, I. (1968/1795) *Zum ewigen Frieden. Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin, を参照した。

42) 同上書：pp.260-261. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349. 傍点は著者による。

43) 傍点に関しては、訳書に倣って付記した。訳書の凡例において、「五、カントの原文で強調されている箇所の、隔字体（ゲシュペルト）による部分は傍点（、）を付し、ボールド体による部分は太字で示した」と記されている。従って、この傍点はカントの原文に倣って訳者が打ったものであり、本論文は訳者に倣って付記している。詳しくは、カント著：遠山義孝訳（2000）カント全集 14「歴史哲学論集」。岩波書店：東京、「凡例」を参照されたい。これ以降、カントの言説における傍点はこの方式に則って記述する。

44) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

45) カント著：樽井正義・池尾恭一訳（2002）人倫の形而上学。カント全集 11「人倫の形而上学」。岩波書店：東京，p.207. / Kant, I. (1968/1793) *Die Metaphysik der Sitten. Kants Werke Akademie-Textausgabe VI. Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft. Die Metaphysik der Sitten*. Walter de Gruyter & Co.: Berlin, S.355.

46) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.291. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.370. 傍点は著者による。

47) 仙田貴孝（2007）カント『永遠平和のために』を読むー『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりにー。九州保健福祉大学研究紀要，8：p.203.

48) 尹 熙喆（Hee-Chul YUN）（2014）スポーツ文化における倫理的基盤に関する哲学的

考察：カントの道徳哲学を方法として．身体運動文化研究，19（1）：35-61.

49) 竹村瑞穂・近藤良享（2007）カント実践哲学からみるフェアプレイの道徳性．体育・スポーツ哲学研究，29（2）：139-149.

50) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

51) International Olympic Committee：日本オリンピック委員会訳（2016）OLYMPIC CHARTER「オリンピック憲章」，p.21. 前掲ホームページ（2017年2月22日閲覧）．

52) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

53) 同上書：p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

本論

第一章 オリンピックにおける平和構想の概観－予備的考察－

第一節 オリンピック研究の動向

第一項 オリンピック研究の動向（2000年～2005年）

舛本は、「人文・社会学系オリンピック研究の現在」と題して、2000年から2005年までの5年間にわたるオリンピック研究の動向を次のようにまとめている。

- ・ スポーツ社会学研究にオリンピックへの批判的研究が多くみられる。
- ・ その中でも、大文字のポリティックスと生活世界の不可視的なポリティックスを可視化するような研究、例えば、オリンピックとジェンダー、身体、人種、階級、メディア、ナショナル・アイデンティティなどに関する研究が多く見られる。
- ・ スポーツ史研究には個別史的なものが多く、オリンピック批判よりもオリンピック競技大会という史実を肯定的に扱うものが多い。
- ・ スポーツ哲学や倫理学などにオリンピックの理想論的研究が不十分である。
- ・ オリンピックの国際政治学的研究が不十分である。
- ・ オリンピックの経済学的・経営学的研究が不十分である。
- ・ オリンピックに関する文化・芸術・教育学的研究がほとんど見られない。¹⁾

上記の内容は、国内外のオリンピックに関する研究誌や出版物をもとに述べられており、一定の研究成果を示している。2005年以降、国内のオリンピックに関する最大の関心事は、2020年に第32回東京大会の開催が決まったことである。2013（平成25）年9月にその開催が決定し、2015（平成27）年10月にスポーツ庁が設置され、体育・スポーツ科学関連の各学会および各専門領域においても、オリンピック・パラリンピックに関する活発な研究の動きが見られるようになった。

次項では、舛本によるオリンピック研究の整理から2017年の間でなされたオリンピックに関する研究の動向を把握しておきたい。

第二項 国内の学会誌にみるオリンピック研究の動向（2005年～2017年）

ここでは、国内の人文・社会学系の学会誌である、体育・スポーツ哲学研究、スポーツ史研究、スポーツ社会学研究にみるオリンピック研究の動向を概観してみる。尚、論文誌の題名に「オリンピック」関連のキーワードがあるものに限って、インターネット学術情報データベースサイト「CiNii（サイニィ）」および学会誌本体を概観して集計をした。尚、

論文中にオリンピック関連の記述があるものに対しては、集計の対象としていない。

表 1. 国内の学会誌にみるオリンピック研究の動向

年代	体育・スポーツ哲学研究	スポーツ史研究	スポーツ社会学研究
2017	2	0	1
2016	0	0	1
2015	1	2	4
2014	0	0	0
2013	0	1	1
2012	1	0	0
2011	0	0	0
2010	2	0	2
2009	0	0	2
2008	0	0	0
2007	0	0	0
2006	0	0	2
2005	1	0	1

(2017年11月17日現在)

2020年の東京大会の開催に伴って、それに関する論文は多少増えたが、2013年に東京大会が決定する前の発表数は実に少なく、オリンピック研究は一過性であることが推察される。舛本が整理した2005年までの傾向と、本研究によって明らかになった2005年以降のオリンピック研究の動向を比較すると、スポーツ社会学研究において多くの論文が発表されており、これは舛本の調査と同様の結果である。オリンピックに関する「平和」の観点や、オリンピックを通じて次世代へ何を継承できるのかを問うレガシー発表は、概括すると決して多くない。舛本によれば、「オリンピズムやオリンピック・ムーブメントが目指すものがそれらの教育（平和教育や国際理解教育）と同一のものを含む」²⁾ことから、人文・社会学系分野においてオリンピック研究が必要だとされる。

第三項 国内のオリンピック関連のシンポジウム（2013年～2017年）

ここでは、国内の各学会や研究機関におけるオリンピックをテーマとしたシンポジウム等の開催を概観してみる。「オリンピック」関連のキーワードがあるものを、インターネット学術情報データベースサイト「CiNii（サイニイ）」にて検索した。その結果、2013年の東京開催の決定以降、日本体育学会をはじめとする体育・スポーツ科学系の学会に限らず、日本外傷学会（2017年）、日本観光ホスピタリティ教育学会（2016年）、日本不動産学会（2016年）、都市環境エネルギー学会（2016年）、意匠学会（2015年）、日本福祉のまちづくり学会（2014年）、などの他分野に渡ってオリンピック関連のシンポジウムが開催されている。さらにその対象は、医学、環境、都市開発、多文化共生、法整備、警備対策、メディア、観光、競技力向上、レガシーの継承に至るまで、多領域に渡って展開されている。

オリンピック研究の対象が多岐に渡るにつれて、いかにしてオリンピックが私たちに多くの影響をもたらす大会であることが確認できると同時に、その問題も拡散しがちである。それぞれの学会における主要テーマを掲げる際に、オリンピックの精神の一つが「平和」であることを忘れてはならず、オリンピックにおける「平和貢献」につながる議論を展開していくことが望まれる。

次節からは、オリンピックを開催する目的の一つである「平和」に関して、その考え方がオリンピックの中でどのように継承されてきたのかを検討する。

第二節 オリンピックにおける「平和」の実相

第一項 古代オリンピックと聖なる休戦

1) 古代オリンピックの特徴

古代オリンピックは、ギリシア神話の主神であるゼウスを祭る宗教行事として、ギリシアの聖地オリンピアの地で、紀元前 776 年の第 1 回大会から西暦 393 年の第 293 回大会まで開催されていた。そこでは、スポーツ競技を行うことが神々をたたえる方法の一つと考えられていたのである。大会期間中は、武器を持つことや人を殺すこと、死刑を執行することも禁止され、オリンピックは「休戦による平和」を重んじた大会であったとされる。橋場によれば、「近代オリンピック」はクーベルタンが 19 世紀末に古代オリンピックの復活を提唱して実現したもので、その起源はいうまでもなく古代ギリシアにあると理解されている³⁾。特に、クーベルタンの理想は、その古代の高貴な魂を現代に復活させることであったとされる⁴⁾。その高貴な魂を世界中に広めるために、近代オリンピックでは大会ごとに開催地を変えるという方法を採用している。これは、古代オリンピックと近代オリンピックの相違点の一つでもある。

一方で、古代では優勝者に、近代ではメダル獲得者にオリーブの枝で作られた葉冠が授与され、これは古代と近代の共通点の一つと言える。特に古代では、「名誉の象徴として優勝者にオリーブの冠が与えられ、名誉が至高の価値であった」⁵⁾とされ、「オリーブの木はヘラクレスが常春の地から持ってきた神聖なものと信じていた。(中略)優勝するとオリーブの葉冠を頭に載せるが、祭典が終わると、勝利をゼウス神に感謝して、神殿に奉納するのが常であった」⁶⁾とされる。近代オリンピックでは神殿に奉納するような儀式はないものの、オリーブの葉冠の授与は継承されている。

古代ギリシアでは、近代オリンピックの起源とされる古代オリンピュアが行われ、「アゴン文化」と呼ばれる文化を有していたと言われている⁷⁾。「アゴン」とは、古代ギリシア語で「競争」を意味する言葉である。つまり、全ギリシア世界から人々が集まって競い合うオリンピックは、古代ギリシア人にとって最大の競争の場だったのである。言わば、競い合うことそのものに古代ギリシア人が価値を見出したからこそ、オリンピックは誕生したとも言えよう⁸⁾。そして、古代ギリシアにおいて、市民たちは“市民する”ことを競技し、最良の市民たることは、卓越した生の競技者“美にして善なる者”として広く同輩市民に承認されることであったのである⁹⁾。肉体の美を競い合いながら、競技に勝つことが自国における貴族の地位を確保することにつながったとされていることから、オリンピックは

競争に対するギリシア人の熱意を生み出した祭典だったと言えよう。

2) 古代オリンピックと平和

しかし一見すると、古代ギリシア人が競争を愛し、重要視したことと、「平和」を求めたことは矛盾しているようにも思える。古代オリンピックの「平和」とはどのような意味を内包していたのだろうか。

ギリシア全域にオリンピックの開催が告げられると、各都市国家および選手や観客は戦争を中止してオリンピュアに参集した。これがいわゆる先の先行研究の検討で述べた聖なる休戦「エケケイリア」と呼ばれる休戦期間である。この「エケケイリア」について誤解してはいけないことは、「戦争全般が禁止されたのではなく、オリンピックを妨げるような武力行使だけが禁止された」¹⁰⁾ということである。つまり、この古代オリンピックの休戦の目的は、ギリシア全体の「平和」を求めることではなく、祭典競技が戦争によって中断されないようにすることであった。この視点から考えると、古代オリンピックは「祭典競技のために」という内向きの姿勢であるのに対して、近代オリンピックは「世界の平和のために」という外向きの姿勢である。古代と近代とでは「平和」に対する考え方の相違が見られるが、「戦争を中止させる」という点においては、一致していると言えよう。

さらに、二度の世界大戦や国際政治の介入によって、大会自体が中止に追い込まれた近代オリンピックと比較すると、約 1200 年もの間、戦争を一時的に中止して祭典競技を行なったという古代オリンピックの継続性は一つの功績である¹¹⁾。この古代オリンピックの歴史と功績は、近代オリンピックにも重要な思想として受け継がれ、その思想を反映させた形で現代につながるオリンピックを誕生させたのが、クーベルタンである。

第二項 クーベルタンの思想とオリंपィズム

今、私たちが目にするオリンピックは、クーベルタンが 19 世紀末に古代オリンピックの復活を提唱して実現した大会であり、その起源は古代ギリシアにあると理解されている¹²⁾。

クーベルタンは 1883 (明治 16) 年の 20 歳の時、イギリスの学校を訪れ、生徒たちがスポーツを通じて道徳や社会のルールを学んでいることに感銘を受けた。当時のヨーロッパが戦争の絶えない状況だったことから、スポーツを通じて調和のとれた優れた人間を育てることによって、世界平和が実現されると考えたのである。そして 1894 (明治 27) 年、

クーベルタンを中心に IOC が設立され、後に「オリンピック」が復興されたのである。彼は 1937（昭和 12）年に 74 年の生涯を終えるまで、肉体と精神の調和のとれた人々を育む必要性を国際社会に向けて発信していたのである。

さて、クーベルタンの思想の具体例は、1936 年にベルリンで開催される第 11 回大会を準備する市民に向けて 1935（昭和 10）年 8 月 4 日に放送されたクーベルタンのラジオ・メッセージから読み取ることができる。このラジオ・メッセージは、後にカール・ディーム（Carl Diem）によって編集され、大島鎌吉によって訳された『オリンピックの回想』¹³⁾として出版された。その内容は、現代のオリンピック精神でもある「オリンピズム」の基礎をなしている。クーベルタンがオリンピックを通じて世界中に伝えたかった思想とは、以下のようなものである。

- ①競技信仰の観念
- ②高貴さ、つまり精粹の観念
- ③“城内平和”の観念
- ④4 年に一度のリズムの観念
- ⑤人類の春であり、若々しい成人を祝福する観念
- ⑥成人男性個人がヒーローの観念
- ⑦聖苑あるいは聖域の観念
- ⑧芸術と精神を加えた美の観念 ¹⁴⁾

中でも、③「城内平和」の観念では、次のように詳しく説明している。

あらゆる扁狭な国民感情には“城内平和”が支配せねばなりません。別の言葉でいえば、“単なる国民感情”の“一時休暇の旅をさせ”ねばならないのであります。“城内平和”の観念は、同時にオリンピズムの本質的な要素であります。そしてこれはリズムの観念に極めて強く結びついているのです。オリンピック競技は宇宙の厳粛な掟であるリズムに則って祝福されなくてはなりません。というのは、競技は人類の永遠の進歩発展を記念しておこなわれる人間の青春の 4 ヶ年祭を意味しているからであります。だからこのリズムは極めて厳格に守られなければなりません。 ¹⁵⁾

このようにクーベルタンは、古代オリンピックをモデルにしながらオリンピックが単に記録や勝敗を競う場だけではなく、オリンピック期間中、いかなる戦争・紛争も停止する「城内平和」を掲げ、この平和のための休戦がオリンピズムの本質的な要素であると述べている。なぜクーベルタンがここまでオリンピックと平和の関係性を重視していたのかについて、早川は次のように説明している。

スポーツへの憧れと同時にクーベルタンがもう一つ重要視したものに、古代ギリシャにおいて展開された「自由と平和な社会」への憧れである。「自由とスポーツ」の原点は、「古代ギリシャ」のアテナイにあることに気付いてからと言うもの、ヘレニズムへの感心を深めていくことになった。¹⁶⁾

ヘレニズムへの彼の憧れは、戦争が起きてもなお4年ごとのリズムを大切にし、オリンピックのための一時「休戦」する「平和」志向の社会に向けられている。この平和のための「休戦」こそ神に捧げる祈りの瞬間であり、この祈りこそが宗教的な行為として全アテナイの人々によって崇められた。だからかくも長い間オリンピックは継続したのである。連綿と続いたオリンピックを飾った運動競技はかくも人間や社会を平和で豊かにする多くの要素を内包していた。それは何ものにも勝る価値である。¹⁷⁾

したがって、クーベルタンが提唱する「平和」の思想とは、4年のリズムを遵守しながら、オリンピックのために一時的に休戦する平和志向の社会を意味している。さらに、オリンピックとそれを支える社会のなかに、理想的な人間の姿を見出していたとされる。このクーベルタンの「城内平和」に対する考えは、現在、「オリンピック休戦」という活動によって継承されている。

第三項 「オリンピック休戦」の実相と平和

古代オリンピックにおける「エケケイリア」と近代オリンピックにおける「オリンピズム」の思想のもと、1992（平成4）年のバルセロナ大会前に、国連とIOCが共同で「オリンピック休戦宣言」を発している。これは、オリンピックを通じて全世界の争いを一時的に休戦や停戦に導こうとする宣言であり、戦争や紛争の停止を呼びかけている。その後、2000（平成12）年に国連総会で採択された「国連ミレニアム宣言」においても、次のよ

うに定義されている。

私たちは加盟国に対し、個別および集団的に、今後とも「オリンピック休戦」を遵守すること、ならびに、スポーツとオリンピックの理想を通じて平和と人間の理解を促進しようとする国際オリンピック委員会の努力を支援することを求める。¹⁸⁾

この「オリンピック休戦」のアピールは、「すべての国や地域から参加を求める国際主義にたったオリンピックの最低限の成立要件に関わる非常に重い主張であり、『停戦』という極めて具体的なアクションの要請でもある」¹⁹⁾とされている。しかし、先行研究で述べたように、「この『オリンピック休戦』決議は、1993年に国連が決議を採択し始めて以来、残念ながら一度たりとも完全に守られたことがない」²⁰⁾という現実がある。近代オリンピックと平和の結びつきは、クーベルタンの思想に端を発し、現代においても実効性が求められているにもかかわらず、常に困難な状況に直面しているのである。

次節では、近代オリンピックが平和を実現するという理想から隔絶してきた歴史を概観し、これまでの平和思想の限界を指摘する。

第三節 近代オリンピックと戦争・暴力の関係史

第一項 戦争による弊害

近代オリンピックの歴史において、戦争により中止を余儀なくされた大会は3つ存在する。それは、1916（大正5）年の第6回ベルリン大会、1940（昭和15）年の第12回東京大会、1944（昭和19）年の第13回ロンドン大会の3大会である。

1) 第6回ベルリン大会

第6回ベルリン大会（1916年開催予定）は、1914（大正3）年7月に勃発した第一次世界大戦によって中止を余儀なくされた。その後、1918（大正7）年に大戦の終結にともなうて、国際連盟が1920（大正9）年に創設され、同年の1920（大正9）年にいまだ戦禍が残るベルギーのアントワープにて第7回大会が8年ぶりに開催されたのである。当時の状況を蓮見は次のように述べている。

大戦の直接的な引き金となったのがドイツ軍によるベルギー侵攻であり、これにより多大な戦禍を被った被害国としてのベルギーは、戦後の世界における平和と復興に向けた一つの象徴的な存在であった。そのベルギーを大戦後初の開催国に選び、さらに敗戦国のドイツ、ハンガリー、オーストリア、トルコ、ブルガリアらの選手が一人も招待されなかったこと、さらに当時のIOC委員がほとんど戦勝国から選ばれていたことは、近代オリンピックが当初から政治とは無縁でなかったことの表れであった。²¹⁾

この場合、平和の象徴としてオリンピックが世界に貢献するためには、敗戦国の参加を認めるべきだったかもしれない。しかし、世界大戦があまりにも甚大な被害を各国にもたらしたために、戦勝国と敗戦国における「代理戦争」が再び勃発し兼ねない状況にもあったのである。つまり、オリンピックの場で繰り広げられる実質的な国家同士の競争は、再び戦争へと転化させる火種を持っていると言っても過言ではない。

また、この大会では、クーベルタンが考案した五大大陸を意味する青・黄・黒・緑・赤の5つの輪のシンボルマークが始めて披露された。この「五輪」の旗によって、オリンピックの国際主義、五大大陸の団結、世界中の競技者が集うことがシンボライズされることになったのである²²⁾。しかし、外的要因である戦争によって参加できない国が存在したということは、「五輪」の真の意味をアントワープ大会では象徴できなかつたと言えよう。

2) 第12回東京大会

第12回東京大会（1940（昭和15）年開催予定）は、日本が当時のイタリアの首相であったベニート・ムッソリーニ（Benito Mussolini）に開催地の立候補の辞退を懇請してまで獲得した大会であった。その経緯は、以下の通りである。

1936年のベルリン大会直前に、次回1940年に夏季大会を東京で、冬季大会を札幌で開催することが決まった。アジア初のオリンピックを東京で開き、日本を世界に広く知らしめるとともに観光客を呼んで景気を立て直そうという夢が実現するかにみえた。しかしその後、戦争の道をひた走った日本政府はオリンピックの競技場建設などの予算を割くことを嫌がり、また世界でも帝国主義国日本での大会開催に反対する声が高まったことから、1938年に東京大会の返上が決定した。²³⁾

1909（明治42）年以来、講道館柔道の創始者で日本人初のIOC委員だった嘉納治五郎らの尽力によって開催決定にこぎつけた大会であったが、この東京大会は中国侵略・軍国主義的な拡大政策に突き進む日本政府の情勢に応じて返上を余儀なくされたのである。その嘉納は、1938（昭和13）年にエジプトで行われたIOC総会で状況説明を行った後、帰路アメリカを経由する途中、太平洋上の氷川丸船上で客死した²⁴⁾。現在でも嘉納の功績は、日本のオリンピック・ムーブメントに大きな役割を果たした人物として称えられている。

3) 第13回ロンドン大会

東京から返上された第12回大会は、代替地であるフィンランドのヘルシンキで開催されることに決まったが、1939（昭和14）年に第二次世界大戦が勃発したことで、最終的には中止となった。つづく第13回ロンドン大会（1944年開催予定）も第二次世界大戦の激化によって中止となった。つまり、オリンピック大会は、大規模な世界戦争の影響により、2大会続けての中止を余儀なくされたのである。その後、第二次世界大戦終結から3年後の1948（昭和23）年に第14回ロンドン大会が開催された。この大会は、世界の国や地域が戦争による荒廃からの復興途中にあり、資材や食糧などの確保に協力し合って開催されたことから、「友情のオリンピック」とも呼ばれている。終戦直後のロンドンは、「ドイツ軍による攻撃で街の半分を焼かれており、経済から食糧事情に至るまで全てが困窮し

た。メインスタジアムの新設ができず、築 20 年のウェンブリー・スタジアムがあてられ、選手村には兵舎や学校が使われた」²⁵⁾とされる。他にも、「施設用木材をスウェーデンが寄付し、食料輸入をカナダやオーストラリアらが協力するなど、各国が物資を持ち寄って協力した」²⁶⁾のである。

一方で、戦争責任を問われ敗戦国でもあった日本とドイツは、制裁措置としてこの大会には招待されていない。第一次世界大戦と同様、戦勝国と敗戦国という区別によって、敗戦国の日本とドイツに招待状は届かなかったのである。それでも、「戦時中、選手達が練習環境に恵まれなかった影響もあって記録としては世界記録が 3 つ更新されたのみだったが、それ以上に、スポーツが人々に与える力を世界が実感した、意義のある大会となった」²⁷⁾とも評価されている。とはいえ、この一連の出来事は、またもや戦争によってオリンピック大会それ自体が揺さぶられたことを表している。そのような中で開催にこぎつけた功績は認められるが、参加国が制限されているという事実により、「友情のオリンピック」としての意義を果たしたとは言えないであろう。

第二項 国威発揚として利用されたオリンピックの歴史

1936（昭和 11）年の第 11 回ベルリン大会は、別名「ヒトラーのオリンピック」とも呼ばれている。この大会は、ドイツの指導者アドルフ・ヒトラー（Adolf Hitler）が率いるナチ党（ナチス）の力を世界に見せつける場として利用されたものである。その経緯については、以下の史実による。

IOC がベルリン開催を決定した 1931 年当時、ドイツ首相はカトリック中央党のハインリヒ・ブリューニングであり、アドルフ・ヒトラーが首相の座に就くのはこれより 2 年後の 1933 年、ブリューニングより 3 人後の首相であった。オリンピックの開催が決定した当時のヒトラーは、オリンピックはユダヤ主義に染まったイベントであるとして批判的な立場にいた。しかしナチス政権与党となり自らも首相の座に就くと、オリンピックをナチスのプロパガンダ事業として推進するよう方針を転換する。²⁸⁾

さらに、「ヒトラーのオリンピック」に関連する出来事には、次のような史実もある。

国家の威信を海外へ知らしめる一大プロジェクトとして、予算も大規模に計上され

た。当初は既存施設を有効利用する予定だったが、ヒトラーの一声で全て新設することが決定した。10万人収容のオリンピックスタジアムや、1万6000人収容の水泳競技場、2万人収容のホッケー場などが次々と建てられ、開閉会式に鳴らす巨大な鐘のモニュメントなど、演出の小道具にも多額の予算が投じられた。²⁹⁾

このようなヒトラーの戦略は、さらにエスカレートし、「アーリア民族の優性を誇示する祭典」として大会を政治的に利用することを画策し、自ら大会組織委員会の総裁に就き、祭典を演出しようとしたのである。ベルリン大会は、「ナチス政権の人種差別・反ユダヤ主義的、軍事主義的な構造的暴力（帝国主義的な直接的暴力にエスカレートしていく）と、それを粉飾し『世界の冠たる第三帝国』にふさわしい国威を誇示・演出する文化的暴力のアンサンブルだった」³⁰⁾のである。

近年のオリンピックの開会式・閉会式では、開催国の文化を象徴する演出があり、多文化を学ぶ良い機会にもつながっている。決して、開催国の政治の力をアピールする場ではない。だが、このベルリン大会はヒトラーが「国威発揚」の場として利用し、当時の社会的問題である人種差別や軍国主義などの様相が色濃く映し出されたため、国際政治に大きく利用された大会となったのである。

第三項 テロ対策に追われる戦後のオリンピックの歴史

1972（昭和47）年の第20回ミュンヘン大会は、テロリズムの襲撃が大会そのものに及んだ衝撃的なものであった。それは、イスラエル人選手とコーチら11人が大会11日目に殺害されるという、大会史上最悪の事件であった。その内容は以下のとおりである。

パレスチナ武装テロリストが選手村に侵入してイスラエル選手団を襲撃し、選手達を人質にイスラエル拘留中の230人のアラブ人釈放と、指定するアラブ国家への脱出を要求。警察側は交渉と人質の救出を試みたが、テロリスト5人と警官1人、そして9人の人質全員が死亡するという最悪の結末を迎えた。大会は36時間中断され、犠牲となったイスラエル選手達の追悼式ののち再開された。³¹⁾

当時のIOC会長であったアベリー・ブランデージ（Avery Brundage）は、「オリンピックの理想は、テロの暴力には負けない」と追悼の辞を述べ、この事件を境に大会のセキ

セキュリティ面での警備が一気に厳重化していくこととなった³²⁾。

2002（平成 14）年の第 19 回ソルトレークシティ冬季大会は、2001（平成 13）年 9 月 11 日に起こったアメリカ同時多発テロ事件を受けて、さらなる厳重な警備態勢の中で開催された。2004（平成 16）年の第 28 回アテネ大会では、イラク情勢が不安定なまま開催するという経緯に基づき、大会警備費を約 1300 億円、テロ襲撃に備えた保険契約金、オリンピックが中止された場合の予備的基金などを準備して、テロ対策を行ったと言われている³³⁾。

テロ対策に終わりはないと感じるほど世界中でテロリズムが蔓延し、被害が相次いでいる。2020 年に開催される東京大会もテロの標的となる危険性に鑑みて、多額の警備費用が投入されるであろう。改めて、国際的な視野で見たときのオリンピックにおける政治介入の限界と、それを踏まえた課題を示しておく必要がある。

第四項 近代オリンピックにおける政治介入の限界

現在のオリンピックは、世界最大のスポーツ・イベントにまで発展を遂げたが故に、ドーピングのような個人の問題行動がその個人だけで全ての責を負えるような単純なものとして処理できない状況にある。つまり、オリンピックに関する諸問題は、国家や政治の中で議論されるにまで至っているのである。

例えば、1968（昭和 43）年のメキシコ大会では、二人の黒人選手がアメリカで行われている黒人差別に抗議するために、黒い手袋をはめてこぶしを天に向かって突き上げた。IOC はオリンピックに政治的な問題を持ち込んだとして、二人を選手村から追放するという処置をとった。しかし、この IOC の対応には議論の余地が残されている。たとえこの行為が政治的なアピールであったとしても、オリンピックを通じて人種差別問題の理解を訴えることは、ヒトラーが政治的要素を持ち込んだ事例と全く異なるものである。紛争や人権などの問題に直面している人々の現状を理解し、差別の撤廃や友好のきっかけとなることが、オリンピック大会の役目の一つでもある。2000（平成 12）年シドニー大会においては、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国の選手団が朝鮮半島を象った統一旗を掲げて一緒に行進した。これは難しい関係にあった両国が、大会を通じて相互理解を深めるきっかけとなった事例であり、政治的な要素が背景となっている。

これまで本章で論じてきた近代オリンピックにおける戦争や暴力との関係を概観する限り、オリンピックは政治的な問題を持ち込まないという姿勢におよそ限界の域まで達して

いると言ってよい。オリンピック大会は、政治的、宗教的に対立している国の人々が帰属意識を持ちながらも、政治や国家の枠を超えて相互理解を深め合う交流の場となることが求められる。そのため、オリンピックと「平和」の関係をより強固なものにするための方法として、オリンピックを取り巻く国家や政治の新たな整備が必要となる。それは決して厳重な規制や他者からの圧力をかけるということではなく、オリンピックの内部から発する戦争や暴力をできる限り回避し、政治的な対立があっても友好へと導く回路を切り開くという意味である。この課題を克服するためには、実践哲学からの原理論が求められるのである。

結び 近代オリンピックにおける平和構想の限界点と新たな課題

現在、1972（昭和 47）年のミュンヘン大会における悲劇的なテロ事件のように、オリンピックも予期せぬテロリズムの脅威にさらされていると言っても過言ではない。残念ながら、これらの脅威を未然に防ぐ抜本的な対策を述べることはできず、本研究の限界点でもある。

だが、少なくとも私たちは、オリンピックが「平和」という目的に向かって開催されている以上、競技力向上の研究だけではなく、「平和」の可能性についても学術的に探求していくことは責務であろう。これまでもオリンピック研究は多角的に発表されているが、その多くは国家や政治的要素をオリンピックから退けようとする視点に留まり、具体的な「平和」への条件を提示せずに終わってしまっている。

例えば藤田は、オリンピックは戦争と容易に結びつき、さらには戦争（＝構造的暴力）を支持・正当化する傾向があるため、いわば暴力性によって支えられていることを指摘し³⁴⁾、以下のような提案をしている。

- (a) 競技者は国家代表ではなく、より多く世界市民を代表する。
- (b) 競技において、競争（competition）が第一義的ではなく、協力（cooperation）がより重要である。「競技」概念の再定義。
- (c) オリンピックが求めるものは、停戦ではなく戦争そのものの廃絶である。
- (d) 「政治の美学化」にオリンピックが利用されるのではなく、オリンピックの「政治化」、すなわち真の意味でのオリンピックの政治的自立を図る。
- (e) 競技者間の経済的格差を縮小する。³⁵⁾

藤田は、「現実的な到達可能な目標」として上記を提示しており、それまでのオリンピック研究の批判的特徴を捉えている。藤田の提案は、これまでのオリンピック研究とは一線を画した画期的なものであったと言える。しかし、「世界市民」とはどのような人格性を持った市民なのか、あるいはオリンピックに求められる「戦争の廃絶」の実現には、どのような条件が必要となるのか、などの具体的な構想にまでは踏み込めていない。オリンピックは世界中で多くの政治的な対立が存在する中で開催され、必然的に各国家の政治性や民族性が映し出される。そのため、たとえ国家や民族同士が敵対関係にあったとしても、それが戦争や暴力に発展することをできる限り回避させるための平和構想が今求められてい

ると言えよう。

そこで次章以降、カントの平和思想から「平和とはなにか」、「国家とはなにか」、「人間とはなにか」などの裏付けとなる根源的な理論を考察し、オリンピックにおける敵意のない平和状態を創るための条件について明らかにする。

注記および引用・参考文献

- 1) 舛本直文 (2005) 人文・社会学系オリンピック研究の現在. 体育・スポーツ哲学研究, 27 (2) : p.4.
- 2) 同上論文 : p.7.
- 3) 橋場 弦 (2016) 古代オリンピックーギリシア人の祝祭と身体ー. 橋場 弦・村田奈々子編, 「学問としてのオリンピック」. 山川出版社 : 東京, p.1 を参照した.
- 4) 同上書 : p.1.
- 5) 藤田明史 (2004) オリンピックは平和的かーオリンピックの暴力性の問題をめぐってー. 大阪女学院短期大学紀要, 34 : p.69.
- 6) 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) JOA オリンピック小事典. メディアパル : 東京, p.45.
- 7) 桜井万里子・橋場 弦編 (2004) 古代オリンピック. 岩波書店 : 東京, p.53 を参照した.
- 8) 橋場 弦 (2016) 前掲書, pp.47-48 を参照した.
- 9) 関 廣野 (1996) プラトンと資本主義. 北斗出版 : 東京, p.61 を参照した.
- 10) 橋場 弦 (2016) 前掲書, p.13.
- 11) 古代オリンピックは, 西暦 393 年の大会をもって終焉を迎えた. その理由は, ローマ帝国がギリシャを征服したからである. 西暦 392 年にローマ帝国がキリスト教を国教と定めたことで, ギリシャのオリンピア信仰は禁止されたのである. 東京都教育委員会 (2016) オリンピック・パラリンピック学習読本中学校編. 東京都教育庁指導部指導企画課 : 東京, p.24 を参照した.
- 12) 同上書 : p.1 を参照した.
- 13) この著書は, クーベルタンの回想録や宣言をカール・ディームによって編集され, 大島鎌吉によって翻訳されたものである. 本文ではクーベルタンによって述べられた言葉として引用する.
- 14) 早川武彦 (2002) オリンピックの象徴・概念 : より早く, より高く, より強く : Citius, Altius, Fortius. 一橋大学研究年報, 21 : p.21.
- 15) ピエール・ド・クーベルタン : カール・ディーム編・大島鎌吉訳 (1962) オリンピックの回想. ベースボール・マガジン社 : 東京, p.204.
- 16) 早川武彦 (2002) 前掲論文, p.23.

- 17) 同上論文：p.25.
- 18) 国際連合広報センターホームページ「国連ミレニアム宣言」。(プレスリリース：2000年9月27日) http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1360/ (2017年4月7日参照)。
- 19) 森 敏生 (2006) 平和と非暴力の文化としてのスポーツ。姫路独協大学「戦争と平和」研究会編, 「戦争と平和を考える」。嵯峨野書院：京都, p.64-65.
- 20) 舛本直文 (2015) メダルフィーバーの陰で「オリンピック休戦」アピールを振り返る。JOA Review, 2 : p.129.
- 21) 蓮見清一 (2008) オリンピックタブー事件史。宝島社：東京, p.44.
- 22) 森 敏生 (2006) 前掲書, p.60 を参照した。
- 23) 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) 前掲書, p.105.
- 24) 蓮見清一 (2008) 前掲書, p.56.
- 25) 同上書：p.57.
- 26) 同上書：p.57.
- 27) 同上書：p.106.
- 28) 同上書：p.52.
- 29) 同上書：p.53.
- 30) 森 敏生 (2006) 前掲書, p.61.
- 31) 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) 前掲書, p.115.
- 32) 森 敏生 (2006) 前掲書, p.62.
- 33) 同上書：p.63.
- 34) 藤田明史 (2004) 前掲論文, p.75.
- 35) 同上論文：p.75.

第二章 カント哲学による永遠平和の構想

第一節 永遠平和を保証する自然のメカニズム

第一項 自然による「永遠平和」の保証

カントは、人類史を先導するのは「自然」であり、自然の配慮によって、人間が永遠平和に向かって進むように保証を与えていると考える。言い換えれば、人間に対して課する平和は、「自然」の中にも既に準備されており、自然の機構そのものが、人類の望むと望まないとにかかわらず、人類を永遠平和の方向へと自ら向かうようにするということである。

永遠平和の保証（担保）にあたるものは、偉大な芸術家である自然（*natura daedala rerum* 諸物の熟練した造り手である自然）である。自然の機械的な流れからは、人間の不和を通じて、人間の意志に反してもなお、融和そのものを生まれさせようとする合目的性が、輝き出ている。¹⁾

この「自然」のメカニズムにおけるカントの考えは、カントの厳格性とは逆に、「思わず拍子抜けするような文句だ」²⁾と指摘されることもある。しかし、カントの議論をより詳細に見るならば、「カントのいう『自然による保証』も、思うほど実質を欠くものではない」³⁾と理解されている。西欧の哲学史によれば、「世界は自然の概念で指し示される」⁴⁾と言われ、自然哲学をテーマとする研究者も多い。カント自身も、「この理念は理論的見地においてはたしかに足が地につかない感じのものであるが、しかし実践的見地においては（たとえば永遠平和という義務概念に関して、あの自然の機構をそのために利用するという見地においては）教理的であり、また実在性に関しても十分根拠のあるものである」⁵⁾と、認識可能な摂理として自然の合目的性の可能性を示している。

そこで、地球のあらゆるものを創りだして動かしている自然が、歴史を通じて、人間をどのように創造し、平和を創りだしているのかという論点を最初に考察してみることにする。

第二項 自然と歴史

カントは、人間が固有の意図をもっていなくても、人間の自然的傾向性をもとに行動することによって、知らず知らずのうちに「自然の意図」を実現すべく、行動しているのではないだろうかと考える。『永遠平和』を書く前の 1784 年 11 月に発表された、雑誌『ベルリン月報』に掲載された『世界市民的見地における普遍史の理念（以下、普遍史の理念）』

の第9命題において、次のように述べている。

私が信じるには、そこに一つの導きの糸が発見され、これが単に人間に関する事柄がもつ非常に混乱した活動を説明したり、国家の将来的変化の政治的予言術に使用されうるだけでなく（これは、人間の歴史を無秩序な自由の連関のない結果とみなしたとしても、すでに人間の歴史から引き出してきた利益である！）、さらにまた、未来へ向けての安堵の気持を与える展望も開かれるのである（これは自然の計画を前提として初めて正当に希望しうるものである）。⁶⁾

上記の議論をもとにカントは「われわれは歴史をギリシア史から開始」⁷⁾として、ギリシア国家を制圧したローマの国家の組織体や他民族国家の歴史を考察することによって、「国家体制が規則的に改善されてゆく過程を発見するだろう」⁸⁾と考えるのである。つまり、自然の意図が導く私たちの世界は常に「人間の歴史」と連関し、考察の対象を世界史とすることによって、これまでの混乱した人間の歴史が引き出されるのである。さらには、歴史を反省的に判断することによって、未来へ向けての新しい展望が開かれるとされる。未来への展望は、自然の意図を前提とし、それを理解することによって初めて正当に希望しうるものなのである。

また、カントにとって人間の世界は、自然の意図と目的に導かれ、戦争のような悲惨な出来事が積み重なる歴史ではなく、叡智が現れる場となることも想定している。カントは次のように述べる。

自然概念の—より適切に言うならば摂理の—正当化は、世界考察の特定の観点を選ぶ動機としてけっして意味のないことでない。というのは、理性をもたない自然界における創造の栄光と知恵を賞賛しこれを考察せよと薦めても、最高なる知恵の大舞台の一角—すなわち人類の歴史—は大舞台のすべての目的を含んでいるのに、(中略)これをただ別の世界に期待せざるをえなくなるなら、この賞賛や考察が何の役に立つのかということになるからである。⁹⁾

つまり、世界という巨大な舞台は至高の叡智が示される場であり、この舞台で人類の歴史が刻まれ、歴史の成就という目的が演じられるのである。その上さらに、自然の意図は、

人間が自らの力によって自由と理性を行使し、人間の自然素質を完成することにある。カントは人間の素質は、絶えざる啓蒙によって、「道徳的善悪を見分けるのにまだがさつな自然素質をしだいに明確な実践的原理へと変え、これによって、社会との生理的・心理的に強制された一致状態を最終的には道徳的全体へとかえうる」¹⁰⁾と述べる。人間の道徳的素質は、人間の自然的素質としてすでに人間に備わっているということである。そして自然は、人間の自然的素質の完成という「自然の目的」を達成するために、「非社会的社交性」や「人間の不和」を『『絶え間ない啓蒙』により、粗雑なあやふやな状態からしっかりとした堅固な状態」¹¹⁾へと発展させるのである。この「非社会的社交性」という人間の自然的素質は永遠平和を導く自然の手段としてどのように利用されているのだろうか。

第三項 自然と人間

1) 「非社会的社交性」による人間の本性

『普遍史の理念』の第四命題において、カントは自然が創り出した人間の素質を次のように述べている。

自然のあらゆる素質の発展を実現するために自然が用いる手段は、社会における自然素質の**敵対関係 Antagonism**であり、しかもそれはこの関係が最終的に社会の合法的秩序の原因となる限りでのことである。私がここで理解する敵対関係というのは、人間の非社会的社交性のこと、すなわち人間が社会の中に入ってゆこうとする性癖であるが、同時にこれは社会を絶えず分断する恐れのある一般的抵抗と結びついている性癖のことでもある。明らかに人間の本性にはそうした素質がある。¹²⁾¹³⁾

カントによれば、自然は人間の自然的素質の完成を目的とするが、この目的を達成するための手段として、人間のうちに潜む「自然的素質の敵対関係」を、すなわち「非社会的社交性」という傾向性を利用して人間の自然的素質の完成を目指すということが挙げられる。さらにカントは、人間には「社会を作ろうとする傾向性」¹⁴⁾と、他方で「自分は一人でいたい(孤立したい)」¹⁵⁾という性癖も持つと考える。この他人に対する一般的抵抗について次のように述べている。

人間のあらゆる力を呼び覚まし怠惰へと傾く気持を乗り越えさせ、確かに一緒にい

るのはいやだがしかし放っておくこともできない仲間のもとで、功名心や支配欲や所有欲に駆り立てられ一つの地位を獲得するまでに人間をし向ける当のものである。¹⁶⁾

カントは人間には社会からひきこもり、孤独を求めようとする傾向と、たんに孤独になるのではなく、他者を支配し、他者よりも優越しようとする二つの反社会性があるとした。これは、「自分の力を発揮して名誉を獲得し、他者を支配し、富を所有しようとする欲望であり、『仲間のうちでひとかどの地位を獲得』しようとする欲望」¹⁷⁾だとされる。中山によれば、カントはこの欲望について、「人間が道徳的な存在になるために不可欠なものとして、自然が人間に植え付けておいたものであるとし、人間の本性が悪であることは、社会的な進歩のために必須の条件である」¹⁸⁾と考えたとされる。カントは、この敵対関係を通じた人間の悪について、次のように述べている。

非社交性の諸性質は、確かにそれ自身けっして好ましい特性ではないが、これを欠いて申し分ない協調・寡欲・相互愛のある牧歌的な羊飼いの生活を送るならば、才能はすべてその萌芽の状態でいつまでも隠されたままだろう。(中略)だから、仲違い、人を妬んで競争を好む虚栄心、飽くことを知らない所有欲もしくはさらに支配欲でさえも、自然が与えてくれたことに感謝しなくてはならない！これらがなければ、人類にあるすぐれた自然素質は、すべて永久に発展されずにまどろんでいることだろう。人間は協調を欲するが、自然は人類にとって何が善であるかをもっとよく知っており、不和を欲している。¹⁹⁾

人間が現実の社会の中で共同体を作る限り、人間相互の関係から戦争や紛争、犯罪などの不和が生まれる可能性がある。また、人間個人の意志は融和に至らず、共同体が分裂する可能性もある。しかしカントは、これらの不和が最終的には人間同士の融和を生み出していると考えるのである。このような不和は決して人間にとって善ではないにしろ、融和な状態になる手段として不可欠なものなのである。そして、不和から融和へと至る過程は、人間の傾向性である「戦争」と「商業主義」によって生み出されるとされる。つまり、カントは人間の傾向性に含まれる戦争と商業精神が融和状態としての世界市民状態へと向かわせ、この一連の過程、すなわち不和状態に置かれた人間を世界市民状態へと至らせることが自然の目的だと考えるのである。

次に、その人間の傾向性であり不和とされる戦争と商業精神について、考察を深めることにする。

2) 戦争による国家の樹立

カントは『永遠平和』において、国家間に平和をもたらす、戦争を回避するための予備条項および確定条項を提示している。そのため、カント自身も戦争状態を「悪」と捉えている。しかし、戦争は現実的に起こってはならない現象であるが、カントは戦争を人間の自然的な傾向と位置づけている。自然と戦争の関係について、カントは次のように述べている。

自然は、－（一）人間のために地球上のあらゆる地域で、そこで生活できるように配慮した。－（二）戦争によって、そこに人間を住ませるために人間をあらゆる場所に、きわめて不毛な土地にまで駆りたてた。－（三）同じく戦争によって、人間を多かれ少なかれ法的な関係に入ることを強制した。（中略）彼らをこうした土地まで駆りたてたのは、おそらく戦争以外のなにものでもなかったであろう。²⁰⁾

カントは、自然が人間を戦争によって決して住みやすい環境とは言えない土地に住むようにさせ、そこで民族や国家がつくられ、現在の国家を基盤とした政治体制が創り出されたと考えるのである。しかし、民族や国家が創られたとしても、人間には非社会的社交性の素質が備わっているため、他の国家を支配したいと願う危険性もある。そのような非社会的社交性による他を支配したいという素質は、宗教と言語の多様性という文化によって妨げられるとカントは考える。

自然は諸民族の混合を防ぎ、諸民族を分離させておくために、二つの手段、つまり言語の相違と宗教の相違を用いている。言語および宗教の相違は、互いに憎しみあう性癖と戦争への口実をともしものではあるが、しかし文化が向上し、諸原理におけるより広範囲な合致へと人間が徐々に近づくことによって、それは平和についての同意へと導くのである。この平和は、あの専制政治のように（自由の墓地の上に）あらゆる力の弱体化によってもたらされるのではなく、非常に活発な競争による力の均衡によってもたらされ、そして保証されるのである。²¹⁾

言語と宗教の相違は戦争の口実となりうる。しかし、そのような文化の力は人間に変化をもたらす。文化の発展と人間の自然素質がここで結びついてくる。社会において人間や国家は相互に敵対関係の中にあり、それを通じて人間の自然素質が開花し、文化が発展するとカントは考える。『普遍史の理念』の第7命題で語られているように、「自然は再度人間の非協調性を、そしてこの種の被造物からなる大きな社会や国家組織体でさえももっている非協調性を、彼らの避けることのできない敵対関係のなかに平和と安全状態を探し出す手段」²²⁾としていたのである。自然は戦争などから生じる国内の窮迫を手段として、最後には諸国家を「野蛮人の無法状態から抜け出して国際連盟を結ぶ方向へ追い込む」²³⁾のである。この国家間の体制がのちに示す「世界国家ではなく国際的な連合が永遠平和のためには望ましい」という理由につながり、社会は未開状態から文明化の状態である市民社会へと進歩していくのである。最後には、「市民公共体に近い状態」²⁴⁾へと進歩していくのである。こうして戦争と人間の自然素質の開花を通じて、市民公共体という社会へ近づくとカントは考えるのである。

3) 普遍的な世界市民的状態へ

カントは、自然の最終目的は人類の根元的な素質がすべて発展させられる母胎としての「普遍的な世界市民的状態」²⁵⁾であるとする。さらに、『永遠平和』では「世界市民法」を掲げ、他国民を受け入れる際には「普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである」²⁶⁾という「歓待（友好）の権利」を提示している。

この「歓待（友好）の権利」は、外国人が「他国の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その国の人間から敵としての扱いを受けない権利」²⁷⁾を持っているということで、これはまた、「われわれの大陸の文明化された諸国家、特に商業を営む諸国家の非友好的な振舞」²⁸⁾を戒めるものである。つまりカントは、すべての人間には地球の表面を共に所有する権利に基づいて、交流することを前提とした「訪問の権利」があると主張する。こうした権利によって、カントは遠く離れた諸大陸も互いに平和な関係を結び、この関係はついには公で法的なものとなり、こうして人類を結局は世界市民体制へと次第に近づけることを可能にすると考えた。しかし、カントはこの世界市民法だけでは暴力と戦争に対して安全が確保されないため、他方で自然は人間の自然的傾向性である利得欲を生み、その結果、「商業の精神」によって高貴な平和が生み出されるとする。

商業精神というものは、戦争とは両立できないが、そのうちにあらゆる民族を支配するようになる。なぜならば、国家権力の下にあるすべての権力（手段）の中で、おそらくもっとも信頼できるのは金力であろうから、諸国家はそれゆえ、自分自身（もちろん必ずしも道徳性の動機によるのではないが）、高貴な平和を促進するように迫られ、そして世界のどこであれ戦争勃発の恐れがあるときには、あたかもそのために永続的な同盟関係にあるかのように、調停によって戦争を防止するように迫られている、と思うのである。²⁹⁾

カントは、国家権力の中でもっとも信頼できるのは財力であり、国家間の経済の結びつき（貿易）が戦争抑止の効果をもつと論じている。例えば、世界のどこかで戦争の危険が迫っている場合、同盟によるかのごとく調停による戦争防止の必要性を感じるということである。こうして商業精神と財力によって、他国を訪問する外国人に現地の人々と交流する権利を与えなければならなくなり、次第に法的に組織された世界市民的状態が創られ、戦争のない平和が実現されていくのである。

第四項 永遠平和という自然の最終目的

これまでの議論をまとめると、自然はさまざまな方法によって、人間を永遠平和に向かって進むように「保証」を与えているとされる。カントの言葉に倣ってまとめると次のようになる。

まず、自然が最初の役割を演ずる。それは、「人間が砂漠を横断できるように、自然が『砂漠の船舶』として駱駝を創造し、極地でも生活できるようにトナカイなどの生物を創造した。自然はシベリアの北海には流木をうちあげさせて、住居や薪や櫓の素材を与えた」³⁰⁾ということである。そして自然は、「非社交的な社交性を人間に植え付けることで、たがいに競わせて、人々を対立させ、民族を対立させた。この対立のためにやがて人々は国家を設立し、国家連合を設立するようになった」³¹⁾のである。しかし、たとえ国家連合が設立されたとしても、国家は完全に統一されるわけではなく、「地球のさまざまな地に分立して、交易を営むようになる。これらの諸国は商業によってたがいに密接な関係に結ばれるために、戦争はこの関係にとって大きな障害となる。このため戦争の危険性があると、諸国は手をむすんで、戦争の勃発を回避するようになる」³²⁾のである。国家間の関係を破壊する

戦争が、逆に諸国にそれを回避するための結びつきをもたらすということである。不和から融和へと至る過程のなかで、人間相互のより高次の結びつきは非社会的社交性による敵対関係を通じて形成されていくのである。

ここまでの考察において「非社会的社交性」は、人間の素質を伸ばし、人間相互の高次の結びつきをもたらす背景をなすことが浮き彫りとなった。高次の結びつきとは、人間が互いに根元的な素質を伸ばそうとする関係のなかで形づくられる。そして、自然の最高の意図は、「人類の根元的素質がすべて展開させられる母胎」³³⁾としての普遍的な世界市民状態を創出することであった。宇都宮は、「歴史の目標が諸国家間に永遠平和をもたらすことにあるとされたのも、それによって『普遍的な世界市民的状態』が生じ、それが母胎となって、『人類のあらゆる根源的素質』が、したがってまた道徳的素質も展開し、人類に課せられた道徳的使命が達成されるからである」³⁴⁾と述べる。このようにして自然は、「人間の傾向性における機構そのものを通じて、永遠平和を保証する」³⁵⁾のである。

では、本研究の主題でもあるオリンピックの場面で、「人間の傾向性における機構そのものを通じて、永遠平和を保証する」³⁶⁾とは、果たして何を意味するのだろうか。

第五項 近代オリンピックにおける永遠平和を保証するもの

1) 歴史の考察

オリンピックの歴史を遡ると、東西冷戦下の1980（昭和55）年に西側諸国がモスクワ大会をボイコットし、逆に東欧諸国は次の1984（昭和59）年のロサンゼルス大会への参加を拒否するなど、「平和の祭典」からはほど遠い史実がある。だが、カントの自然概念を援用するならば、このようなオリンピックの歴史を自然の導き糸として反省的に考察することで、混乱したこれまでの歴史を理解し、次の世代のためにより高い目標を準備することが可能となるのである。このようなカントの歴史に対する考え方については、クーベルタンも同様の見解を示している。

歴史編さんがオリンピック競技の精神的行事の中で、詩歌と並んで高い地位を占めることを願っています。というのは、オリンピズムは本来史的事実に寄っているからであります。オリンピック競技を祝福することは、歴史の前に立ってこれをおこなうことなのであります。歴史は何にも増して平和を確保してくれるものでしょう。お互いに愛し合うことを諸民族に求めるなどは、子供じみた願いであります：しかしお

互いが尊敬し合うことを求めることは、幻想ではありません：とはいえ、まづ第1に自己を尊しとすることを知らなくてはなりません。未来の教えとなるべき世界史は、十分に研究され、また地理的にも考察された形の中で、唯一の真の平和の基盤となるでしょう。³⁷⁾

クーベルタンの見解を確認すると、平和の基盤はお互いが尊敬し合うことを求めるよりも、まずは、歴史を考察するという行為が何より重要であるということである。2020年東京大会に向けて、学校教育機関では「オリンピック教育」が実践されている。次世代の子どもたちや競技者がオリンピックの歴史を再考察し、オリンピックが終わっても教育の一環として継続的に学ぶ機会を設けるべきであろう。清水は「クーベルタンの望みを現代的に解釈すれば、オリンピズム講義は歴史学講座の授業科目のひとつとなるべきものであろう」³⁸⁾と述べている。時代の変化に伴って、その都度内容が更新されるオリンピズムの歴史を解釈することは、オリンピックの歴史を紐解くことができ、歴史を媒介とした平和をめぐる問題にも向き合うことができるのである。

つまり、自然が意図したとされるこれまでのオリンピックの歴史を考察することによって、オリンピックに内在する問題が議論され、次世代に向けた新たな目標および思想の実現が可能となるのである。平和を覆してきた過去の歴史考察とその考察を生かした展望を創造することが私たちに課された課題だと言える。

2) 競争精神

人間の本性である「欲望」を含む競争精神は、スポーツの世界でも多く見られる。例えば、競技スポーツの世界では、競技者は勝負に対して欲望を持つ。時にその欲望は、相手に対して故意にファウルをしたり、されたりする危険性を孕み、競技者が一時的にファウルを冒してまでも勝利を求めようとする場面をつくり出す。報奨金のような金銭的欲望にかられたり、オリンピックという名誉や地位を獲得するという目的のためだけに努力したりする者もいる。このような競争による欲望は、現代の常識的見方からすれば、道徳的に「善」ではなく、「悪」と捉えることができよう。しかし、カントの自然概念を援用するならば、この「欲望」が人間の本性であり、人間の才能が開花されるのに必要な要素なのである。

この欲望を含む競争精神は、決してスポーツの世界に限られたものではない。関根は次

のように述べている。

いかなるレベルであっても競争によって高い理想を目指す道が人間には開かれている。(中略) 音楽や演劇, 学問, パフォーミングアートの分野などでもそれは当てはまる。子どもの舞台や演奏会でも「コンテスト」や「コンクール」が行われるし, たとえ客観的な順位付けが行われなくても何らかの賞を目指した演技や演奏が考えられる。最初から競争をめざしているわけではなくとも, 何らかの形で競争の精神が採用されているといえよう。³⁹⁾

つまり「競争」は, スポーツに限らず, 人間が日々の生活の中でより高い目標に向かって努力するための必要不可欠な行為であり, 全ての人に開かれた精神なのである。このような人間の完成に向けて努力し, 人間として日々向上していくことを意図する考え方に対して, クーベルタンも同様の見解を示している。

1908 (明治 41) 年に開催された第 4 回ロンドン大会において, クーベルタンは「人生で最も重要なことは, 勝つことではなく闘うことである。本質的には『勝ったこと』ではなく, よく戦ったことが重要なのだ」⁴⁰⁾という言葉を残している。

カントの自然概念における「非社会的社交性」からみた行為と, クーベルタンが提唱する「勝つことではなく, 良く戦うこと」の言葉の意味は, どちらも人間の本質を正確に見極めた上で, そこに示される競争のような真剣な行為が最も高貴な価値であり, この価値が理想的な人間を創造する源泉になるとされる。その意味では, 人間の本性による競争精神が人間や社会, 文化の成就を促す行為へとつながり, 永遠平和へ向かう要素の一つとなるのである。

3) 永遠平和の保証に向けて

カントは『永遠平和』の最後に, 自然は人間にそなわる傾向性を利用しながら, 永遠平和を保証しているが, この保証は理論的に論証するものではないと述べる。

もちろんこの保証は, 永遠平和の将来を(理論的に)予言するには十分でないけれど, しかし実践的見地からは十分であり, この(単に夢想的でない)目的に向かって努力することを, 義務として課すのである。⁴¹⁾

カントは、自然が導く平和への保証が将来を予期するための理論として十分ではないことを認めているが、それが決して非難されるような空想や幻想ではないことも証明している。自然は私たちを永遠平和に向かって導こうとしているため、私たち自身がその摂理に気づかなければならないのである。自然の合目的性である「摂理」についてカントは、次のように述べている。

自然の機構の中には、人間も（感性的存在者として）その自然に共に属しているが、そこにはすでに自然の存在の根底にそなわっている一つの形式が見出される。われわれはこの形式を、自然をあらかじめ規定している世界創造者の目的を基礎に置いてみなければ理解できないのであるが、こうした世界創造者のあらかじめの規定をわれわれは（神的な）摂理一般と呼び、（中略）自然の流れの中で、この流れを合目的性の普遍的諸法則に従って維持するときには、支配する摂理（*providentia gubernatrix* 支配者の摂理）と呼ぶ。⁴²⁾

カントは、自然の合目的性を神学的な概念によって基礎づけているのである。「摂理」という概念はもともと神学の概念であることから、「自然の目的＝神の目的」と理解されやすい。しかしカントは、「神の目的とみなされる個々の出来事においては、もはや摂理とは呼ばずに、天命（*directio extraordinaria* 異常なる指図）と呼ぶ」⁴³⁾とし、両者を区別している。カントによれば、摂理は「道徳的＝実践的見地」⁴⁴⁾であり、このような神学的・実践的な見地を踏まえて、私たちは永遠平和に向かって努力し、平和を常に創造し続けることが義務なのである。

オリンピックは、平和な社会の推進を目指して開催されている。その平和への使命を達成するために、まずは競争から直接的暴力へと転じることを防ぐ平和構想が重要な課題であると言える。その平和構想に欠かせないカントの自然の摂理に沿った思考とは、人間の根元的素質が展開するような「普遍的な世界市民的状态を創出すること」である。

次節にて、普遍的な世界市民的状态とはどのような状態なのかを検討する。

第二節 永遠平和をもたらす国家の条件：法的・世界市民的な体制へ

第一項 永遠平和のための道徳的基礎づけと条件

1) 道徳的基礎づけ：「戦争はあるべからず」

カント哲学の大きな特徴として、カントは「道徳」に厳格さを要求し、いかなる場合であっても嘘は絶対についてはならないと考えていた。

無条件に命令する諸法則の総体である道徳はすでにそれ自体として、客観的な意味における実践行為である。なぜならそれらの諸法則に従ってわれわれは行為すべきであるから。⁴⁵⁾

カントにとって「無条件に命令する」という箇所が重要であり、どのような場合でもしたがうべきなのが道徳なのである。保坂は、「カントほど、人間の行為の道徳性を論じるときに嘘の問題を扱った哲学者はいない」⁴⁶⁾と述べる。私たちは「嘘も方便」という諺があるように、時と場合によっては嘘をつく場合もあると考えてしまうが、カントは人を救うための嘘も認めない。その理由として、ひとつでも例外を認めると道徳性が守られなくなると考えていたからである。カントは次のように言う。

「すべての言明において真実的（正直）であること」は、神聖な、無条件的に命令する、いかなる便宜によっても左右されない、理性命令なのである。⁴⁷⁾

上記の主張により、カントの見解は、いかなる状況においても嘘は理性命令に反する行為であるということである。なぜカントはこのような批判を受ける表現をし、嘘を強行に排除する必要があったのだろうか。それは、嘘を悪だと捉え、「単に道徳的存在者としてみられた自己自身（自己の人格における人間性）に対する人間の義務の最大の毀損は、正直への敵対、つまり嘘言（*aliud lingua promptum, aliud pectore inclusum gerere* 口にすることと胸のうちなることとが異なる）である」⁴⁸⁾という考えが根底にあったからである。ここでカントの考える人間性について確認しておきたい。

カントは人間性と人格性とをほとんど区別せずに用いている。人間性／人格性とは、「人間が人格として存在する特殊な仕方についての概念」⁴⁹⁾であり、カントは次のように表現している。

そのもの（人間）はまた人格性，すなわち全自然のメカニズムから自由であり独立であることにほかならない。しかもそれは，同時に，独特な法則に，つまり自分自身の理性によって与えられた純粋な実践的法則につき従っている〔存在〕者の能力と見なされるのであり，したがって感性界に属するものとしての人格が，同時に叡知界に属するかぎりにおいて，それ自身の人格性につき従っているのである。⁵⁰⁾

人間は，自然のメカニズムからなる傾向性を持ち得る自然的存在者であるが，同時に自分自身の理性が立てた実践的法則，つまり道徳法則に自ら従うことで自由な人格になることができるのである。道徳法則とは先に述べた「無条件に命令する諸法則の総体である道徳」であり，人間に備わる人格性をいつでも目的として扱わなければならない，と提唱したものである。

自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を，自分がいつでも同時に目的として必要とし，決してただ手段としてだけ必要としないように，行為しなさい。⁵¹⁾⁵²⁾

カントは，このような道徳法則を遵守することが，私たち人間にとっての無条件的な義務そのものであると訴えるのである。保坂は，カントが「悪である行為のすべては単なる特殊的義務違反にとどまらず，理性的存在者が自然的存在者に命じる義務一般，すなわち人間性一般の毀損でもある」⁵³⁾と考えたのではないかと述べる。カントが嘘に対して厳しい態度を貫いたのは，嘘が人間にとって完全に「悪」の行為であり，人間性そのものを毀損することになると考えていたからだと言える。

「嘘」の行為と同様，カントが「悪」とされる行為のなかでも，とりわけ厳しい態度で非難したのは「戦争」である。「悪」とされる行為は，現実世界の中で様々な形で存在するが，その中でもカントは道徳的に最悪な行為を「戦争」にみるのである。この点から平和への希求が導き出され，「戦争のない永久平和こそは，まさに人間が到達すべき義務である」⁵⁴⁾とされる。さらに戦争は，「個人間のものたると国家間のものたるとをとわず，道徳上，悪であった。それは，戦争が，目的そのものである人格の尊厳をこわし，自由をそこなうからである。戦争は人格をたんなる手段として使用するのである。したがって，『戦争はあ

るべからず』というのが、実践理性の絶対的命命なのである」⁵⁵⁾とされる。つまり、「戦争」がもっとも悪とされる理由は、人間の人格を手段と見なし、人格の尊厳と自由を奪う行為だからである。そのため、カントは人格性そのものをもつ人間と国家に対して絶対的命命を下し、条約形式をとって永遠平和を実現するための条件を構想したのである。その条約形式が予備条項と確定条項である。

次に、その永遠平和の条件である予備条項と確定条項を確認しておきたい。

2) 予備条項と確定条項

『永遠平和』は、1795年にフランス革命政府とプロイセンとの間で結ばれたバーゼル平和条約の存在が背景にあり、この条約が平和論を書く直接の動機となったとされている。バーゼル平和条約とは、「ライン川上流沿いでドイツ及びフランスと国境を接するスイス北西部の都市バーゼルにおいて、1792年以来他のヨーロッパ諸国と戦闘状態にあったフランスに対して、1795年4月にプロイセンがフランスと単独講話を結ぶために締結した条約」⁵⁶⁾である。

しかし、この条約には秘密条項があり、「ライン左岸の地域がフランスの占有に委ねられるかわりに、その償いとして、ライン右岸の地域がのちほどプロイセンの支配下におかれるべきことが規定されてあった」⁵⁷⁾のである。カントは、バーゼル平和条約について「将来の戦争の種をひそかにやどして締結された平和条約」⁵⁸⁾と指摘し、永遠平和への展望を期待できるものではないと主張した。そのため、カントは平和を一時的な休戦状態ではなく、「平和とはすべての敵意が終わること」⁵⁹⁾と定義し、その条件として6つの予備条項と3つの確定条項、2つの補説および付録を提示したのである。このうち予備条項は、「永久平和の実現を妨げるとき条件を取り除くための提案であり、永久平和のいわば消極的制約というべきもの」⁶⁰⁾として掲げられている。これに対し、確定条項は「永久平和が実現するための積極的な具体的諸条件」⁶¹⁾の提示であり、永遠平和を確定的かつ最終的に創出するために、無条件に満たさなければならない項目が列挙されている。それぞれの条件は以下のとおりである。

- 一、「将来の戦争の種をひそかにやどして締結された平和条約は、決して平和条約とみなされるべきではない。」⁶²⁾
- 二、「独立して存続しているいかなる国家（その大小はここでは問題でない）も、相

続, 交換, 買収, または贈与によって, ほかの国家の所有にされるべきではない。」

63)

三、「常備軍 (*miles perpetuus*) は, 時がたつとともに全廃されるべきである。」⁶⁴⁾

四、「国家の対外的な紛争に関しては, いかなる国債も発行されるべきではない。」⁶⁵⁾

五、「いかなる国家も他の国家の体制や統治に, 暴力をもって干渉すべきではない。」

66)

六、「いかなる国家も他国との戦争において, 将来の平和に際し, 相互の信頼関係を不可能にしてしまうような敵対行為をすべきではない。たとえば, 暗殺者 (*percussores*) や毒殺者 (*venefici*) の雇い入れ, 降伏協定の破棄, 敵国内での裏切り (*perduellio*) の煽動等が, それである。」⁶⁷⁾

以上, 予備条項は, 国家を物件としてではなく, 道徳的人格として扱い, 永遠平和を可能にするための満たされるべき具体的な政治条件を定めている。次に, 確定条項を確認しておこう。

確定条項の冒頭においては, 「互いに一緒に生活している人々の下での平和状態は自然状態 (*status naturalis*) ではない。人間の自然状態はむしろ戦争状態である。(中略) だから平和状態は意識的に創りだされなければならない」⁶⁸⁾と規定されている。カントは国家間および個人間のすべての敵意をなくすことや, 今後どんなに時代が変化しようとも一切の戦争や紛争が起こりえない状態を創設することが重要であると説いている。その際にカントは, 確定条項の根拠として, 「すべての条項の根底に横たわる要請 [必要とされる原理] は, 相互に交流する可能性をもつすべての人間は, なんらかの市民的体制に属していなければならない」⁶⁹⁾と述べ, 永遠平和を達成していくための必然的な3つの体制と3つの確定条項を提示している。永遠平和のための3つの体制とは, 以下のとおりである。

- (一) ある民族に属する人々の国家市民法による体制 (*ius civitatis* 市民法)
- (二) 相互の関係にある諸国家の国際法による体制 (*ius gentium* 万人法)
- (三) 人々および諸国家が, 外的に相互に交流する関係にあつて, 一つの普遍的な人類国家の市民とみなされることが可能な場合, そのかぎりにおいての世界市民法による体制 (*ius cocompoliticum* 世界市民法)⁷⁰⁾

永遠平和のための三つの確定条項とは、以下のとおりである。

第一確定条項 各国家における市民的体制は、共和的であるべきである。 71)

第二確定条項 国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである。 72)

第三確定条項 「世界市民法は、普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである。」 73)

(一)の「市民法」の内容は、第一確定条項に相応している。それは、「戦争を行う主体は国家であり、逆に、平和への責任を持つのも国家である。戦争が起こるかどうかは、各国の政体のあり方によって左右される」74)のである。そのため、まず国家が国内において統制されなければならないということを洞察した法である。(二)の「国際法」の内容は、第二確定条項に相応している。それは、「戦争は国家同士の関係なので、国家同士が相互にどのような関わり方をすべきなのかが問題になる」75)のである。そのため、国家間には共通の法への従属が必要であるということを洞察した法である。(三)の「世界市民法」の内容は、第三確定条項に相応している。それは、「国家間を行き来する個人の立場をどのように考えるかという問題」76)であり、「国家といっても、つまりは個人の集まりであり、ひとびとが外国においてどのようなあつかいを受けるかによって戦争の引き金になることもあり、あるいはその予防になることもある」77)という考えを基盤にした異国訪問の権利を含有する法である。

これらの3つの法を掲げる理由について、カントは次のように述べている。

一般に、ひとは他人に対して、相手が私自身〔自分自身〕にすでに能動的に危害を加えたのでないかぎり、敵対的にふるまってはならないと思っている。そしてそのことはまた、両者が市民的＝法的状態〔＝実際に制定された法律が存在する社会〕にあるときには、まったくその通りである。というのは、他人が市民的＝法的状態に移行してその中にあることが、私に対し（両者を統治する公権力を通じて）必要な保証を与えることになるからである。 78)

つまり、カントはなんらかの法的な秩序が社会を支配する状態を創ることによって、平和状態は保証されるという見解を示し、上記に挙げた法と、それが遵守される市民的な体

制こそが社会を平和状態へと導くものだと考えたのである。

本研究におけるオリンピックの平和構想を考察するにあたって、最も重要な論点となるのが第三確定条項に相応する「世界市民法」である。しかし、その考察の前に国家の問題を扱っておかねばならないため、国家間に関する第二確定条項を検討しておきたい。

第二項 世界共和国ではなく国際的な「連合」

カントは第二確定条項において、国家間の関係はいかにあるべきか、という論点を示している。国内の制度において、私たちは「憲法」によって人権や尊厳が守られている。しかし、国家間では国家そのものを処罰したり、法にしたがわせたりするような「国家を超えた権力」は実質存在していない。そうであるならば、「国際国家」を構築し、国境をなくし、すべての国をひとつにすることが戦争状態から脱する体制になるのではないかという考えも挙げられる。しかしカントは、国家間の関係において、次のような考えを述べている。

国家単位でまとまっている諸民族は、個々の人間のように評価されうる。すなわち諸民族は、その自然状態においては（つまり外的法則の従属下にない場合には）、互いに隣り合っているだけですでに害を与えあっているのであり、だから各民族は自分たちの安全のために、彼らの権利が保証されうる場として、一緒に市民的体制に類似した体制に入ることを、他に対して要求することができるし、また要求すべきなのである。この状態は国際連盟といってもよいが、そうはいつでもそれは諸民族合一の一国家であってはならないと思う。⁷⁹⁾

カントは、国家や国境をなくした一国家を創造することは混乱を招き、統治が困難となるため、あくまで国民国家を前提にすべきであると主張した。その理由として、前述の文章に続くかたちでカントは次のように述べている。

どの国家も上位の者（立法者）の下位の者（服従者、すなわち民衆）に対する関係を含んでいるが、もしもそうであるのに諸民族が一国家になるとすると、その場合たった一つの民族だけが形成されることになって、前提に矛盾するからである（なぜなら、この場合われわれは諸民族がそれぞれに異なった国家を形成し一国家に融合すべ

きものではないという観点で、諸民族相互の法を考察すべきであるからである)。⁸⁰⁾

一般的に、統一された一国家という形態の方が平和実現のためには理想のように思われるが、カントがこの一見理想とも思える一国家構想を否定する根拠は「非社会的社交性」である。カントは世界が一国家になると、人間は非社会的社交性の素質である支配欲を持っているため、支配する民族と支配される民族という分割が生じてしまうことを懸念している。権力による上下の関係が生じると、結局は「上位の者」が権力を独占し、植民地支配や内戦へと進む可能性がある。したがってカントは、「一つの世界共和国という積極的理念の代わりに（もしすべてが失われてしまわないためには）戦争を防止し、たえず持続的に拡大する連盟という消極的代用物のみが、法を恐れ敵意をはらむ傾向性の流れを阻止できるのである」⁸¹⁾とし、国際的な連合のような消極的な理念が平和状態へ導くと考えるのである。積極的理念と消極的理念を比較すると、民族の差異が解消されている一つの世界共和国という積極的理念の方が確かに聞こえはいい。しかしそれは、「自由と文化の消滅のもとで、歴史の終焉とひとしいものとなる危険性を秘めている」⁸²⁾のである。さまざまな人間や国家の競争という概念そのものが消滅すれば、文化が消滅され、歴史の終焉を迎える危険性もあり、そのことをカントはすでに予知していたのである。この消極的理念である国際的な平和連合が、「次第にすべての国家の上に拡がり、そうして永遠平和へと続くことになる」⁸³⁾とカントは考えたのである。

しかし、この国家の上に連合が結成され、実現されたとしても、実際に国家や人間同士の関係は競争状態にある。そのため、その関係を友好的に保証する権利が必要となる。それがこの章の主要部分となる世界市民法である。

第三項 世界市民法と「友好の権利」

カントは『永遠平和』の確定条項の最後に、国家同士や人間同士の永遠平和を確保するための条件として、「歓待（友好）の権利」を提唱する。カントは「世界市民法は、普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである」⁸⁴⁾との命題を掲げ、「普遍的な友好」という権利を以下のように説明している。

ここで友好（よいもてなし）というのは、外国人が他国の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その国の人間から敵としての扱いを受けない権利のことである。

(中略) 彼が彼の居場所で平和にふるまうかぎり、その外国人に敵としての扱いをしてはならない。もっとも彼が要求できるのは、客人の権利(そのためには、彼をしばらく家族の一員として扱うという、特別の好意ある契約が必要とされるであろう)ではなく、訪問の権利である。この権利は、地球表面の共同所有権に基づいて互いに友好を結び合うよう、すべての人間にそなわる権利である。⁸⁵⁾

カントは、すべての人間には地球の表面を共有する権利に基づいて、交流することを前提とした「訪問の権利」があるとした。こうした権利によって、遠く離れた諸大陸も互いに平和な関係を結び、この関係はついには公で法的なものとなる。こうして人類を結局、世界市民体制、つまりコスモポリタニズムへと次第に近づけることを可能にするとカントは考えるのである。

一般的に「コスモポリタニズム (cosmopolitanism)」とは、主にヨーロッパの政治思想として理解され、ナショナリズムの対比的な思想として使用されている⁸⁶⁾。さらに、このコスモポリタニズムは平和共存のための制度や条件を探求する思想として解釈され、「世界主義」あるいは「世界市民主義」の言葉が当てられている。現代社会学事典によれば、コスモポリタニズムは「古代ギリシャの哲学者ディオゲネスが、『あなたはどこの国の人か』と訊ねられた際に、『世界市民(コスモポリテース)だ』と答えたことと由来する」⁸⁷⁾と示されている。社会学小辞典では、「自分の所属する民族や国家への執着を捨て、全世界を祖国とし、これを崇高なものとして愛し、直接その一員たろうとする心情ないし精神」⁸⁸⁾と定義されている。また、河野によれば、「すべての人間は、その民族的・国家的な帰属にかかわらず、何よりもまず、人類というひとつの共同体に属する市民であるという考え方である」⁸⁹⁾とされる。つまり、コスモポリタニズムは自分の国家や民族への帰属意識に関わらず、すべての人間は一つの共同体であるという考え方である。

この一般的に解釈されているコスモポリタニズムは、いわゆるカントの言う「世界共和国」に対応する概念である。カントによれば、この体制を実現させたとしても平和状態には至らず、「世界共和国」は逆に戦争の危険性を孕んでいることになる。その意味で、一般的な解釈(辞書的意味)での「コスモポリタニズム」とカントの「世界共和国」の概念は、理念的なものにとどまる。カントの思考する「コスモポリタニズム」は、これら解釈とは異なる見解を示している。

まずカントは、国家や国境をなくした「世界共和国」を創造することは混乱を招き、統

治が困難となるため、あくまで国民国家を前提にすべきであると主張した。そして、そのような国家に帰属する人民を「世界市民」と説いている。あるいは、『人倫の形而上学』の中で「世界市民」とは、「諸人民はすべて、根源的に一つの土地共同体〔共有〕に属している。とはいえそれは、土地を占有する、したがって使用あるいは所有する法的共同体 (*communio*) ではなく、物理的な可能な相互作用 (*commercium*)、つまり互いに交流し合う一人民と他のすべての人民との包括的關係である」⁹⁰⁾とカントは示している。このような「世界市民」を要するカントのコスモポリタニズムとは、それぞれの市民が各国家に帰属していることを前提としつつ、世界の人々と交流する権利を持っている体制のことである。石田は、この権利の特徴について「世界市民である限りでの人々にはただ、平和裏に交流する権利が与えられていて、外国に赴いて対等な関係で貿易を行い、その国の法に従う限りでしばらくの間滞在する権利が与えられているが、それ以上の行為に対する権利を要求することは、この権利のうちに含まれていない」⁹¹⁾と解釈している。つまり、この権利について確認できることは、第一に、「外国に出かけてその地の人々と交流を試みることは友好関係の構築に寄与するということ」⁹²⁾である。そして第二に、「そうした訪問以上の権利はさしあたり許されないということ」⁹³⁾である。さらに千葉によれば、フランスの哲学者であるジャック・デリダ (Jacques Derrid, 1930-2004) はカントの制限を課す限定性に対して、「このカントの制約性の認識こそ、諸国民の交流と共存を可能にする思慮深いものと高く評価している」⁹⁴⁾と述べている。どんな人間であっても、地球の表面を独占的に所有する権利をもたないため、「人々の交流をはかるための訪問を、こうした征服に転化させずに訪問にとどめることが重要」⁹⁵⁾なのである。つまりカントは、訪問する権利を行使して交流を申し込むことについて、「制限」を課しているのである。

この「制限」は、カントのコスモポリタニズムに見出される特徴的な視点であり、カント独自の観点を指摘することができる。石川は、「カントの理屈で言うなら、暴力改革を肯定する者は暴力的な植民をも肯定することになる。いずれにせよ、権利を法いぜんの暴力によって一方的に確保し篡奪するこの膨張主義に歯止めをかけること。これが、そしてこれだけがカントの世界市民法の『限定された』役割なのである」⁹⁶⁾と説いている。

要するに、カントのコスモポリタニズムによる世界市民法とは、個人や各個人の集まりである国家の敵対する動向（暴力を含む）を阻止し、無際限な交流を制限することによって、暴力的拡張を「制限する」という思考に基づいている。現在、グローバル化が進行している社会にとって、世界の人々が国境を越えて互いを尊重しあう「国際交流」は重要な

局面を迎えている。しかし、無際限な交流は、行き過ぎた権利の要求へとエスカレートする。カントはこれを制限することで、コスモポリタニズムを現実的な状態へ促そうとするのである。では、このようなカントの論考が、現代のオリンピックの思想や体制にどのような示唆を与えることができるのだろうか。

第四項 近代オリンピックにおける国家間の視角：ナショナリズムの緩和に向けて

現在、オリンピックでは、国家の持つ特性を過剰にアピールするナショナリズムの傾向が度々確認される。例えば、まだ記憶に新しい2012（平成24）年のロンドン大会では、男子サッカー3位決定戦の試合後に、韓国代表選手が「独島はわが領土」と書かれたプラカードを掲げ、大きな波紋を呼んだ。有元が「これまで一部の専門家や活動家をのぞけば、それほど注目されていたわけでもないこの日韓の領土問題が、スポーツを通じて一気に国民的関心事へと変貌した」⁹⁷⁾と指摘するように、この韓国代表選手の行動は日本と韓国の政治的緊張関係を煽る危険な出来事であった。多木が「ネーション間の政治的対立が異様に肥大化すると、ときには戦争におよぶという経験を、われわれはしてきたのである」⁹⁸⁾と述べるように、オリンピックの会場で起きた政治的で排外的な言動や行為は、メディアを通じて世界中に発信され、結果的にすぐに戦争とまではいかなくとも、国家間の政治的緊張関係をより悪化させることにつながると言える。このような対戦相手や対戦国による排外的な言動や行為は、オリンピックにおける平和への貢献から遠退く問題として提起され得るのである。

そこで、ナショナリズムの対比的な思考として挙げられている「コスモポリタニズム」の中でも、これまで述べてきたカントのコスモポリタニズムにおける世界市民的な観点に注目し、オリンピックの現実的な問題に対して考察を進めていく。この議論に関しては、第三章にて述べる。

これまでカントの考えを、永遠平和をもたらす世界市民的な立場から考察してきた。しかし、自然が国家を創り、国家の上に連合を創り、世界市民的な体制を創ったとしても、われわれ理性的存在者としての人間の行為が問われなくては現実の世界でそれらが有効性をもつことはないだろう。したがって、ここで道徳（実践哲学）の問題を扱う段階になる。それは、国家間における平和状態を創設する条件の根底に位置するため、次節では人間の道徳（実践哲学）について考察を進める。それが人間の尊厳と道徳性の問題である。

第三節 永遠平和をもたらす人間の条件：尊厳と道徳性

第一項 定言命法と「意志の自律」

カントは『人倫の形而上学の基礎づけ』において、道徳性の原理の探求にむかい、まず「義務」の概念を分析して、そこから人間が従うべき道徳的命令が「定言命法」であると示した。その定言命法とは、以下のように定式化されたものである。

信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できる信条に従ってのみ、行為しなさい。⁹⁹⁾ (*handle nur nach derjenigen Maxime, durch die du zugleich wollen kannst, daß sie ein allgemeines Gesetz werde*)¹⁰⁰⁾

「定言命法」は、それ自体でよい道徳的な行為を命ずるものであり、それ自体においてよい行為であると考えするため、実現されるべき目的を条件として前提しないのである。

次に、カントはこの定言命法をもとに、具体的な義務の命令である（第二の）定言命法を展開させる。それは、「自分の人格のうちにも他の誰もの人格のうちにもある人間性を、自分がいつでも同時に目的として必要とし、決してただ手段としてだけ必要としないように、行為しなさい」¹⁰¹⁾と示されたものである。先の序論第二節の先行研究の検討において、竹村らが援用した¹⁰²⁾カントの定言命法は、この命法であり、「目的それ自体の定式」と呼ばれる。この命法は、「人間は、ましてや理性的存在者は誰であろうと、それ自身が目的自体として実存する」¹⁰³⁾という原理を根拠とした実践的命法である。ここでのカントの「目的自体」という原理は、各人格ではなく、あくまでも「各人格からなる人間性」を意味している。人格を単に手段として用いることが許されないのは、そのことがわれわれのうちなる人間性を侵害するからである。カントの「目的それ自体の定式」は、生命倫理学における代理母やクローンなどの文献でも頻繁に引用され、人格をもつ個人を道具化・手段化することの禁止根拠として関連付けられている。カントによれば、理性的存在者である限りの人間を、「目的それ自体」として尊重せよ、ということである。そして最終的には、「自己と他者を互いに目的として尊重するという理性的存在者の個人的差異や個人的目的などを超越して、体系的な結合がなされて一個の『国』が成立する」¹⁰⁴⁾という考えを示し、この「国」をカントは「目的の国」と呼ぶ。「目的の国」については、第二項で説明する。

さらにカントは、「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなけれ

ばならない」¹⁰⁵⁾と定め、これを(第三の)定言命法としている。自らの信条(格率や行動原理とも言われる)が普遍的法則になることを意欲できるのは、意欲の主体である意志が、意欲の対象の諸性質に依存しないで、直接に自分自身に対して普遍的法則となることである。カントはこの自己立法による意志の在り方を「意志の自律」と呼び、「意志の自律」が「道徳性の最上原理」¹⁰⁶⁾であると断言している。同時に、この自律こそが理性的存在者としての人間に「尊厳」を付与する当のものであると考え、「自律が、人間などあらゆる理性的本性の尊厳の根拠なのである」¹⁰⁷⁾とカントは述べる。人間は自律による意志の自己立法によって「目的それ自体」となり、「尊厳」をもった「目的の国」の成員となるのである。

第二項 「尊厳」という絶対的価値と「目的の国」

カントが思考する「目的の国」とは、「さまざまな理性的存在者が共同の法則を通じて体系的に結合していること」¹⁰⁸⁾であり、「共同的な客観的法則による理性的存在者たちの体系的結合」¹⁰⁹⁾である。では、実際に「目的の国」のような国を生起させようとした場合、理性的存在者それ自体が目的となることのできる条件とはなにか。

カントは「何か目的自体それ自身でありうるための唯一の条件をなすものは、ただたんに相対的価値すなわち価格をもつのではなくて、内的価値すなわち尊厳(*Würde*)をもつ」¹¹⁰⁾と述べ、何か別の等価物で代替できる「価格」と、一切の価格を超出した崇高なものとしての「尊厳」とを区別している。「尊厳」の価値について、カントは次のように述べている。

さて、道徳性は、一個の理性的存在者が目的自体それ自身でありうるための唯一の条件である。というのも理性的存在者は、道徳性を通じてのみ、目的の国で法則を立法する成員であることが可能だからである。それゆえ人倫性だけが、そして人倫性を具えているかぎりの人間性だけが尊厳をもつ。¹¹¹⁾

この言葉からもわかるように、カントが示す「尊厳」とは、道徳性とそれを所有する人格に与えられる価値なのである。道徳性は、理性的存在者である人間が「目的それ自体」であることのできる唯一の条件でもある。道徳性と、道徳性を備えることができる人間性のみが「絶対的価値」¹¹²⁾を、すなわち「尊厳」を所有するのである。さらに、この「尊厳」と「人間性」についてカントは、「義務」の観点から次のように述べている。

道徳的存在者（その動物性には目を向けずに）としての自己自身に対する義務に関して、この義務は、人間の意志の格率がかれの人格における人間性の尊厳と一致するという、形式的なところに存している。¹¹³⁾

ここでカントが言おうとしていることは、自己自身に対する義務を忠実に遂行する人は尊厳を持ち合わせているということである。中山の解釈によれば、「尊厳の由来は、たんにその人が道徳的な法則に適って行動するところからは生まれない。わたしたちは道徳的な法則に適って行動するだけではなく、道徳的な法則に基づいて行動する人、しかもその法則を外的な強制とみなすのではなく、みずから法則を定める人、そして『それがゆえに法則に服従している』人に、尊厳を感じるのである」¹¹⁴⁾と述べる。したがって、人間性の義務とは、「道徳的な法則を自らの意志で自由に作り出し、それに服従すること」¹¹⁵⁾であると言える。

「人間の尊厳」という言葉は、憲法をはじめ、今日さまざまな形で用いられている。しかし、カントの考えでは、「人間は道徳性を備えることができる存在であることによるのみ、尊厳である。人間にとって目的実現のための手段としかならない『物件』は、相対的価値としての『価格』はもつが、絶対的価値である尊厳を備えることはできない」¹¹⁶⁾のである。尊厳はただこのような理性的存在者とその根底をなす道徳性にのみ帰属するのである。

カントの「尊厳」に対する意見は、少し偏った考え方であるようにも思える。なぜなら「尊厳」は、理性的存在者であろうとなかろうと、万人に与えられている価値であり、権利であると一般的には解釈されているからである。しかし、宇都宮は「(目的の国は)、思考の上でのみ可能なたんなる理念、つまり実現がまったく不可能な理念ではなく、人類の啓蒙が完成した暁には実現可能な国であり、また人類はその実現をめざして努力すべきだというのが、カントの考えであると見なければならぬ」¹¹⁷⁾と述べる。現にカントは、「目的の国は、理性的存在者たちすべての定言的命法が指令する規則を含む諸信条を通じて、それらの信条が普遍的に遵守されるとするなら、現実成立することであろう」¹¹⁸⁾と述べている。カントは、人間に備わる性癖や傾向性といった人間の自然的本質に惑わされることなく、みずから立法する法則を遵守し、互いに他を目的それ自体として尊重し合う道徳的共同体となるよう、私たちに訴えているのである。

次に、「目的の国」という道徳的共同体によって、「尊厳」という価値はどのように発揮され、次世代へ継承されるのかを考察する。

第三項 「類」の価値としての「尊厳」

これまでの考察から、理性的存在者である人間は、道徳的人格として絶対的な内的価値を有し、何ものにも置き換えることのできない「尊厳」を有しているとされる。カントは、「人間性の尊厳はまさに、普遍的に法則を立法するというこの能力にある」¹¹⁹⁾と述べ、理性的存在者による普遍的立法者としての体系的結合を目指した。では、なぜカントは、わざわざ「国」という道徳的共同体の体系的結合を目指したのであろうか。

カントは、「(地上で唯一理性をもった被造物としての)人間において、理性の使用をめざす自然素質が完全に展開しうるのは、その類においてだけであって個体においてはないうまい」¹²⁰⁾と述べる。理性的存在者の人間性は、個々の(個体としての)人間に内在するだけではなく、類としての人類に普遍的に備わるものなのである。さらにカントは、この人間の「類」としての普遍的価値について次のように述べる。

ある動物の類は理性をもち、一人一人はすべて死んでも類は不死の理性的存在部類として、自分の素質を完全に展開させるに至るべきなのである。¹²¹⁾

カントは、動物の一種であった人間が理性を備え、理性的存在者になった以上、個々の成員としての人々は死を遂げたとしても、一つの種として的人类そのものは不滅であり、類として人間は身体を超えて存続するものであると主張する。また、理性的存在者としての資質が展開されるためには、その資質が「類」によって世代から世代へと継承され、次第に完成に近づいていく、と見なければならぬとする。つまり、カントが考える理性的存在者という人間は、個々に対するものにとどまるのではなく、その存在は、「人類」という共同体をも意味する。たとえ個々の人間が道徳性をもつ「人間性」を開花し得ないとしても、「人間性」は「類」として人類において実現し、継承されていくのである。逆に私たちの立場から考えると、「ある世代に属する人間は、人類の完成をめざして、前世代が達成した啓蒙を促進してそれを高め、さらにそれを次の世代へと継承していかなければならない」¹²²⁾ということである。

こうして私たちは、将来の人類に対して普遍的に自己立法できる道徳的な完成を実現さ

せなければならないという義務を負っているのである。道徳性は、「尊厳」と「類」の価値を有する道徳的共同体において実現し、次世代へと継承されていくのである。

第四項 人類の道徳的完成に向けて

「目的の国」とは、「さまざまな理性的存在者が共同の法則を通じて体系的に結合していること」¹²³⁾であり、互いに他を目的それ自体として尊重しあう共同体のことであった。宇都宮によれば、「目的の国」は、「各個人が世界市民として、つまり『理性的存在者』として平等な人類の一員として、国家や民族や既成宗教の枠を超えて、互いに自他を目的それ自体として尊敬し合う」¹²⁴⁾という状態であり、それは「『普遍的な世界市民的状态』と言いかえてもよい」¹²⁵⁾と解釈している。世界市民的状态とは、本章第二節で挙げたカントが示す「コスモポリタニズム」の状態である。

先の本章第一節第三項において、もともと人間には「非社会的社交性」という敵対関係を望む傾向や、名誉などを好む欲望が備わっていることを確認した。このような自然が人間に植え付けた性質があるからこそ競争精神による文化が生まれる。やがて人間は文化を発展させるために、戦争によって競争するよりも商業による競争の方が有益であることに気づくとされる。カントは最終的に、このような人間の傾向性を認めつつ、その傾向性を理性によって超克するべきであると訴えるのである。つまり、「国家と言っても、それを構成するのは一人ひとりの人間である以上、カントが示した条項の達成も、結局、人間自身の善なる改革を抜きにしては成し得ない」¹²⁶⁾のである。カントが最終的に人間に託した道徳的完成の状態とは、世界市民的状态であり、具体的には「世界市民」という理性的存在者に託すのである。

カントの「世界市民」の概念については、本章第二節第三項にて示しておいたが、ここで問題にされるべきは、国家（共同体）的な意味を踏まえた上で、人間の尊厳に関わる人間学的意味である。カントは『人間学』において、「俗世の子」の立場と比較するかたちで「世界市民」を次のように述べている。

第二の（世界市民の）立場にあつては、人類とか、世界全体、事物の起源、事物の内的価値、究極の目的といったものが、少なくともそういうことについて好んで判断するに足るほどには、われわれの関心を引くのである。¹²⁷⁾

俗世の子は、自分自身の中に十分な素材をもってはおらず、自分を取り巻く人々や事物にへばりついているのである。(中略)世界市民たる者は、よそ者のごとくにはではなく、その中に住む者として世界を見なければならない。世界観察者ではなく、世界市民でなければならないのである。¹²⁸⁾

このようなカントの世界市民の思想についてアメリカの哲学者マーサ・ヌスバウム(Martha Nussbaum)は、「(カントが)国民国家を廃棄して世界国家を創設することを提案しているのではなく、統治形態や世俗的な権力を超えた全人類の人間性によって構成される道徳共同体に忠誠を誓うべきことを意味している」¹²⁹⁾と説いている。したがって、カントの考える「世界市民」とは、国家や国境をなくして「世界国家」を目指す人民ではなく、「それぞれの民族と国家に帰属しながらも、同時に自らの民族や国家の狭い視野に限定されることなく、世界全体を視野におき、他の地域での出来事や痛みを自分のものとして領得できる『拡大された思考様式』と判断力を所持する存在者である」¹³⁰⁾と理解できる。この「拡大された思考様式」とはどのようなものか。

例えば、現代は難民や移民の流入が国家や社会を揺るがす大きな問題となっている。人道主義をもとに大量の移民を受け入れたドイツは、国内の統治が少しずつ困難をきたし、国民の一部には受け入れに対し不満が募っているとの報道もされている。日本は外務省を中心に難民問題に向き合っているが、欧州において避難先の住民と難民との間で新たな紛争やトラブルが生じるケースが頻発しているということもあり、日本政府は慎重な構えを見せている¹³¹⁾。無論、人道主義の立場から人権保護を図ろうとする姿勢は、制限すべきものではない。私たちは、国家や国境を維持するという考えを残しつつも、世界観察者ではなく、自ら世界市民として自国の統治と難民や移民への救済に対する適切な判断をしなければならない。このような世界全体の状況を見ながら、適切な判断を考えるという姿勢が「拡大された思考様式」となる。

とはいえ、私たちが適切な判断をし、世界市民として道徳的な判断と義務を果たすなかで、当然それは上記の難民問題に対する議論のように政治と関連している。カントは『永遠平和』の最後の部分にあたる「第二補説」で、政治と道徳との関係を取り上げ、道徳的政治家と政治的道徳家を対比させて、政治家が基本とすべき原理を明らかにしている。この意味で、グローバル化が進む現代において、カントの思考する政治と道徳の概念は、平和の実現を目指した議論を展開していく上で極めて重要な視点である。なかでも、政治家

が道徳的な存在者として行動しているかが問われなければならない。

第五項 政治と道徳の一致：道徳的政治家の役割

カントは「真の政治はしたがって、あらかじめ道徳に敬意を払った後でなければ、一歩も前進することができないのである。政治はそれ自身はむずかしい技術であるが、政治と道徳との一致は、なんらむずかしい技術ではない」¹³²⁾と述べる。カントにとって、政治はたんに技術的な問題ではなく道徳的な課題であり、「政治の利益に役立つような道徳を考えることはできないが、道徳にかなった政治は考えうるし、また考えるべきだ」¹³³⁾と考えたとされる。そして、カントはこのような道徳と合致した政治を実現するためには、「道徳的政治家」の存在が必要であると述べ、次のように言及している。

カントは、「道徳的政治家、つまり国家戦略の諸原理を道徳と両立しうるように取り扱う政治家を考えることはできるが、政治的な道徳家、つまり道徳を政治家の利益に都合のいいようにひねり出す道徳家は考えることができないのである」¹³⁴⁾と述べる。道徳的な政治家とは、「もしも国家体制や国際関係にあらかじめ防ぐことのできなかつたさまざまな欠陥が、発生した」¹³⁵⁾としても、その場合「どうすればできるだけ早くそれらの欠陥が改善され、理性の理念において目の前に模範としてある自然法に適合するようになるか」¹³⁶⁾の考慮を義務とする者である。カントは、彼らによってのみ、国家戦略の諸原理を道徳と両立させることができるとし、彼らの目指すべき課題は自らの利己心を犠牲にしてでも「まず第一に純粋実践理性の国とその正義とを追求せよ」¹³⁷⁾と定めている。この「純粋実践理性の国とは、カントが道徳の要に据えた『目的の国』」¹³⁸⁾であり、「すべての人間が互いに他を目的それ自体として尊重しあう共同体」¹³⁹⁾である。カントは、「純粋実践理性の国とその正義を追求せよ」という原理を次のように説明している。

政治的格率は、格率に従うことから期待される各国家の善行と幸福から、それゆえ各国家が対象とする目的を、国家政策の最高の（しかし経験的な）原理とみなして、そこから（つまり目的を意欲することから）出発してはならない。そうではなくて、法義務の純粋概念から（その原理がアプリアリに純粋理性によって与えられるところの当為から）、たとえどのような物理的の結果が生じるにしても、そこから出発しなければならないということである。¹⁴⁰⁾

国家政策の原理を経験的な国策や国家の利益に置くことによって、「政治はたんにその場凌ぎの経験的技術的な問題となり、場合によっては不正な術策を用いてもよいという反道徳的な格率が採用されたりする」¹⁴¹⁾のである。宇都宮は、このような経験的な国家政策の原理について「理性の技術的使用を道徳的使用に先行させる（政治の場で）という、理性使用の目的秩序の転倒にほかならない」¹⁴²⁾と解釈している。カントは「純粹実践理性の国とその正義」の課題を実現させるためには、たとえ物理的な結果がどうであれ、人類共通の普遍的な理念を基礎に置き、そこから出発することによってのみ「汝の目的（永遠平和という善行）はおのずから汝のものとなろう」¹⁴³⁾と結論づけるのである。では、現実の国際政治において、カントが理想とする人類共通の普遍的な理念とはなにか。

宇都宮は、「道徳の原理が技術的な政略に先立つべきであるとすれば、国際政治においても、世界人権宣言こそが政治道徳の原理として、国連の技術的な諸政策の基礎に置かなければならないであろう」¹⁴⁴⁾と述べる。「世界人権宣言」は、国連が1948（昭和23）年に採択した人類共通の理念である。外務省による「世界人権宣言」の前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」¹⁴⁵⁾と提唱されている。なかでも第一条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」¹⁴⁶⁾と定められている。宇都宮は、「国連の使命が永遠平和の達成にあるとすれば、それは国連に集まる各国の指導的な政治家たちが、人権宣言に盛られた道徳的意味内容を十分に理解し、政策策定に際しても、まずもって人権宣言を原理として尊重するという確固とした心術を保持する必要がある」¹⁴⁷⁾と主張する。確かに、人類社会の誰もが尊厳や平等、正義といった道徳的原理に基づいて行為すべきではあるが、各国の指導的立場にある政治家がこの宣言を忠実に理解し、遵守する姿勢を見せない限り、永遠平和に向かう可能性は一向に閉ざされたままであろう。自分たちの国家や自分たちの利益を最優先に考える政治的道徳家ではなく、政治を道徳と両立しうるように取り扱う道徳的政治家としてのふるまいが、政治家という人間に求められているのである。

このような「世界人権宣言」の精神は、オリンピックの精神と根本のところでは通じている。オリンピックの精神である「オリンピズムの根本原則」においても、世界人権宣言と同様の文言が並べられている。例えば、尊厳や自由、平和などの言葉はいずれもオリンピズムを形づくっている基本形な思想である。さらに、オリンピズムが記載されているオリ

ンピック憲章は、IOC 委員によって度々改定されている。オリンピックにおける政治家というのは、実質オリンピック全体を運営し、さまざまな決定権を保持している IOC 委員と考えるのが妥当である。なぜなら、オリンピック大会における政策策定とその実行を担う立場にあるのが IOC 委員だからである。果たして IOC 委員は、「道徳的政治家」としての任務を遂行できているのだろうか。この考察については、第四章の第三節第二項で述べるとする。

第六項 近代オリンピックにおける人間の特性の視角：尊厳の欠如

オリンピックの精神は、オリンピックを世界平和や教育の手段と捉えたクーベルタンの「哲学的原理」によって提唱され、のちにこの精神は「オリンピズムの根本原則」と理解されている。現行の「オリンピズム」の目的では、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指す」¹⁴⁸⁾と謳い、「人間の尊厳」を守った上で平和な社会を推進するという思想が提唱されている。

だが、現代のオリンピックは人種差別やドーピング違反に象徴されるように、「人間の尊厳」が無視された状態で開催されているとの問題がある。

ここから、オリンピックにおける「人間の尊厳」を論じるにあたって最初に、「尊厳をもつ人間とは何か」という「人間」の立場から考察を試みたい¹⁴⁹⁾。それは、私たちがオリンピック競技者である「オリンピアン」やオリンピック関係者に対して、どのような人間性を理想としているのか、ということの確認であるとも言える。

そこで第三章では、オリンピックの国家間の関係をコスモポリタニズムの立場から捉える。これに対し、第四章ではこれまでのカントの「人間の尊厳」に対する論考を援用し、「意志の自律」を持つ「類」としての理性的存在者の立場から、「人間の尊厳」を基底とするオリンピックの平和貢献について考察する。

結び カントによる永遠平和をもたらす条件

カントの認識には、戦争は絶対的に「悪」であり、平和条約というかたちでの一時的な平和ではなく、戦争や暴力が起こらないようにする永遠平和の体制を、人間の努力によって創らねばならないという考えがあった。カントの平和思想が国際社会に実践される時、（自然によって植え付けられた）人間の邪悪な欲望である「競争精神」が広い意味での平和文化の形成に役立ち、世界市民的状態の確立が重要であることを示した。中でも、世界市民法の役割が重要であり、カントは、人間愛よりも法に対する尊敬を優先するほど、法を遵守することの重要性を説いている。カントは次の言葉を結びとして、『永遠平和』を終わらせている。

公法の状態を実現することが義務であり、たとえ無限に前進する接近においてのみその状態を実現できるにすぎないとしても、その実現に対する根拠ある希望が同時に存在するとする。もしそうであるならば、これまで誤ってそう呼ばれてきた平和条約（実は休戦）の後に続く真の永遠平和は、決して空しい理念ではなく、一つの〔われわれに課せられた〕課題である。そしてこの課題は次第に解決されて、その目標に向かって（同一の進歩が起こるところの時間は、〔私が〕望んでいるようにますます短縮されるであろうから）たえず近づいていくことであろう。¹⁵⁰⁾

「公法の状態」とは、各国家が共通の法にしたがっている状態であり、「戦争」のような何らかの争いが国家間で起こったとしても、暴力ではなく法による解決を選択すべきであることを義務としている。さらにカントは、「人間の法は、たとえ支配権力にどれほど大きな犠牲を払わせるにしても、神聖に保たれなければならない。その際、それを折衷して、実用的で、条件付きの法という（法と利益の間の）中間物を考えだしてはならない」¹⁵¹⁾と述べる。法をただ遵守するだけではなく、「神聖なもの」として保たれる必要があるということである。「神聖なもの」とはやや難解ではあるが、どれほどの利益や実用性に優れていたとしても、法は決して意図的に変更や運用されてはならないということである。

オリンピックにおける法とは、オリンピック大会に関して言えば、その神聖さという点から考えて、さしあたり「オリンピック憲章」を指すと考えてよいだろう。オリンピックに参加するすべての人間は、オリンピック憲章の遵守が義務付けられている。しかし、オリンピック憲章やオリンピズムはカントの思考する法に当てはめると、それらは現実に対

して有効であるとは限らない。オリンピズムの目的が「平和な社会への推進」であるにもかかわらず、現代のオリンピックはカントの言う「敵意のない平和状態」とは程遠い局面を迎えている。

そこで本研究では、以下の章における考察を通じて、平和連合の創設を踏まえた国際法と友好の権利を有する世界市民法という二つの法の遵守、そしてそれが守られるコスモポリタニズムの体制を創出することが、「敵意のないオリンピックの平和状態」を創る鍵となることを示していく。

さらに、もう一つ忘れてはならないのは、カントの平和思想が「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなければならない」¹⁵²⁾という「意志の自律」に基づく道徳性によって構成されていることである。永遠平和のような目的は、道徳的認識から発した無条件的なものを必要とし、例外なくすべての人に当てはまるものでなくてはならないということである。

したがって、敵意のない平和状態を人間の努力によって創設させるというカントの思想に倣い、オリンピックに参加する競技者や IOC などの権力者、そしてオリンピックを客観的に捉える私たち自身にも当てはまる人類共通の普遍的な平和思想を模索する必要がある。『永遠平和』の冒頭にて、カントは次のように述べている。

この風刺的な表題が、人間一般にあてはまるのか、それとも特に、決して戦争に飽きることを知らない国家元首たちにあてはまるのか、あるいはひょっとしたらいつも空想的な甘い夢を見ている哲学者たちにのみもつともあてはまるのか、それはさしあたり問わないでおこう。¹⁵³⁾

カント自身はこの著書における読者を限定していない。永遠平和は、「国家元首や哲学者などの特定の人間によってのみ創造できるものではなく、社会的立場などのあらゆる差異を超えて、すべての人々によって創り上げていくべきもの」¹⁵⁴⁾であろう。既述したとおり、オリンピックを開催することによって世界の戦争や紛争を根絶させることは難しいが、「平和」を創り出し、その状態を示すことは可能である。そして、オリンピックにおける「平和」は、IOC や自治体などの何らかの権限をもつ人間にだけ創造できるものではなく、IOC を含むオリンピック参加者や観衆などの「類」の価値を持ったすべての人々によって創り

上げていくものなのである。

次章から、オリンピックの事象に向き合って、オリンピックの平和構想を考察していく。

注記および引用・参考文献

- 1) カント著：遠山義孝訳（2000）永遠平和のために．カント全集 14「歴史哲学論集」．岩波書店：東京，p.278. / Kant, I. (1968/1795) *Zum ewigen Frieden . Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.360. 傍点は著者による．
- 2) 貫 成人（2007）カントーわたしはなにを望みうるのか：批判哲学．青灯社：東京，p.20.
- 3) 同上書：p.22.
- 4) シュペネマン・クラシス（1980）哲学と平和ーカントの平和論に即してー．人文學，135：p.4.
- 5) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.278. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.360.
- 6) カント著：福田喜一郎訳（2000）世界市民的見地における普遍史の理念．カント全集 14「歴史哲学論集」．岩波書店：東京，p.20. / Kant, I. (1968/1784) *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltburgerlicher Absicht. Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.30.
- 7) 同上書：p.19. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.29. 傍点は著者による．
- 8) 同上書：p.20. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.29.
- 9) 同上書：pp.20-21. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.30. 傍点は著者による．
- 10) 同上書：p.8-9. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.21. 傍点は著者による．
- 11) 宇都宮芳明（2006）カントの啓蒙精神ー人類の啓蒙と永遠平和にむけて．岩波書店：東京，p.220.
- 12) カント著：福田喜一郎訳（2000）前掲書，p.8. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.20. 傍点および太字は著者による．
- 13) 強調による太字に関しては，訳書に倣って付記した．訳書の凡例において，「五，カントの原文で強調されている箇所の，隔字体（ゲシュペルト）による部分は傍点（、）を付し，ボールド体による部分は太字で示した」と記されている．従って，この太字はカントの原文に倣って訳者が記したものであり，本論文は訳者に倣って付記している．詳しくは，カント著：遠山義孝訳（2000）カント全集 14「歴史哲学論集」．岩波書店：東京，「凡例」を参照されたい．これ以降，カントの言説における太字は，この方式に則って記述する．

- 14) カント著：福田喜一郎訳（2000）前掲書， p.8 / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.20.
傍点は著者による。
- 15) 同上書： p.8. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.21. 傍点は著者による。
- 16) 同上書： p.8. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.21. 傍点は著者による。
- 17) カント著：中山 元訳（2006）永遠平和のために／啓蒙とは何か. 光文社：東京， p.306.
- 18) 同上書： p.307.
- 19) カント著：福田喜一郎訳（2000）前掲書， p.9. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.21.
- 20) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書， p.281-282. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.363.
- 21) 同上書： pp.287-288. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.367. 傍点は著者による。
- 22) カント著：福田喜一郎訳（2000）前掲書， p.13. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.24.
傍点は著者による。
- 23) 同上書： p.13. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.24.
- 24) 同上書： p.14. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.25.
- 25) 同上書： p.19. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.28. 傍点は著者による。
- 26) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書， p.274. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.357.
傍点は著者による。
- 27) 同上書： p.274. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.357.
- 28) 同上書： p.275. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.358. 傍点は著者による。
- 29) 同上書： p.288. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.368. 傍点は著者による。
- 30) カント著：中山 元訳（2006）前掲書， p.365.
- 31) 同上書： p.365.
- 32) 同上書： p.365-366.
- 33) カント著：福田喜一郎訳（2000）前掲書， p.19. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.28.
- 34) 宇都宮芳明（2006）前掲書， pp.223-224.
- 35) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書， p.289. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.368.
- 36) 同上書： p.289. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.368.
- 37) ピエール・ド・クーベルタン：カール・ディーム編・大島鎌吉訳（1962）オリンピックの回想. ベースボール・マガジン社：東京， p.207.
- 38) 清水重勇（1996）オリンピズムはなぜ要請されたのかーその歴史と現在. 体育の科学，

46 (8) : p.618.

39) 関根正美 (2009) 西洋古典におけるスポーツ哲学. 岡山大学大学院教育学研究科研究
集録, 142 : p.89.

40) 関根正美 (2016) 近代オリンピックの理念から新たな哲学へ. オリンピックスポーツ
文化研究, 1 : p.12.

41) カント著 : 遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.289. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.368.
傍点は著者による.

42) 同上書 : p.279. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.361. 傍点は著者による.

43) 同上書 : p.279. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.361. 傍点は著者による.

44) 同上書, p.280. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.362. 傍点は著者による.

45) 同上書, p.291. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.370. 傍点は著者による.

46) 保坂希美 (2011) カント倫理学における嘘の問題. 新潟大学大学院現代社会文化研究
科修士論文, p.6.

47) カント著 : 谷田信一訳 (2002) 人間愛からの嘘. カント全集 13「批判期論集」. 岩波
書店 : 東京, p.256. / Kant, I. (1968/1797) *Über ein vermeintes Recht aus Menschenliebe
zu lügen. Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781.* Walter
de Gruyter & Co. : Berlin, S.427. 傍点は著者による.

48) カント著 : 樽井正義・池尾恭一訳 (2002) 人倫の形而上学. カント全集 11「人倫の形
而上学」. 岩波書店 : 東京, p.302. / Kant, I. (1968/1797) *Die Metaphysik der Sitten.*
*Kants Werke Akademie-Textausgabe VI. Die Religion innerhalb der Grenzen der
bloßen Vernunft. Die Metaphysik der Sitten.* Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.429.
傍点は著者による.

49) 保坂希美 (2011) 前掲論文, p.18.

50) カント著 : 坂部 恵・伊古田 理訳 (2000) 実践理性批判. カント全集 7「実践理性批
判／人倫の形而上学の基礎づけ」. 岩波書店 : 東京, p.249. / Kant, I. (1971/1788)
*Kritik der Praktischen Vernunft. Kants Werke Akademie-Textausgabe V. Kritik der
Praktischen Vernunft. Kritik der Urteilskraft.* Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.87.
傍点は著者による. () の中の言葉は筆者による.

51) カント著 : 平田俊博訳 (2000) 人倫の形而上学の基礎づけ. カント全集 7「実践理性

批判／人倫の形而上学の基礎づけ」. 岩波書店：東京, p.65. / Kant, I. (1978/1785) *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. Kants Werke Akademie-Textausgabe IV. Kritik der reinen Vernunft (1.Aufl.1781) Prolegomena. Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaften.* Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.429. 傍点は著者による.

52) この「自分の人格の…」の言説は、カント倫理学の中でも特に重要な言説である。引用と傍点による二重の強調となっているが、p.19の引用43)で示した通り、訳者がカントの原文に倣って傍点を付記している。

53) 保坂希美 (2011) 前掲論文, p.19.

54) 小牧 治 (2015) 人と思想 15「カント」. 清水書院：東京, p.20. 傍点は著者による.

55) 同上書 : p.204.

56) 仙田貴孝 (2007) カント『永遠平和のために』を読むー『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりにー. 九州保健福祉大学研究紀要, 8 : pp.203-204.

57) 小牧 治 (2015) 前掲書, p.206.

58) カント著 : 遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

59) 同上書 : p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

60) 小牧 治 (2015) 前掲書, p.207.

61) 同上書 : p.211.

62) カント著 : 遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.252. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.

63) 同上書 : p.253. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.344.

64) 同上書 : p.254. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.345.

65) 同上書 : p.255. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.345.

66) 同上書 : p.256. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.346.

67) 同上書 : p.257. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.346. 傍点は著者による.

68) 同上書 : pp.260-261. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.348-349. 傍点は著者による.

69) 同上書 : p.261. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349.

70) 同上書 : p.259. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349. 傍点はいずれも著者による.

71) 同上書 : p.262. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349.

72) 同上書 : p.268. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354. 傍点は著者による.

- 73) 同上書：p.274. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349. 傍点および太字は著者による。尚、この条項のみ「」が記してあるが、これは訳者がカントの原文に倣って付記している。
- 74) 貫 成人 (2007) 前掲書, p.15.
- 75) 同上書：p.15.
- 76) 同上書：p.15.
- 77) 同上書：p.15.
- 78) カント著：遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.261. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349. 傍点は著者による。
- 79) 同上書：p.268. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354. 傍点は著者による。
- 80) 同上書：p.268. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354. 傍点は著者による。
- 81) 同上書：p.273. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.357. 傍点は著者による。
- 82) カント著：中山 元訳 (2006) 前掲書, p.357.
- 83) カント著：遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.271. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.356.
- 84) 同上書：p.274. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.357. 傍点および太字は著者による。
- 85) 同上書：p.274. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.358. 傍点は著者による。
- 86) 例えば、ナショナリズムとコスモポリタニズムを対比的に捉えている論文として、次のような論文が挙げられる。白鳥義彦 (2015) デュルケームとナショナリズム、コスモポリタニズム：現代との応答。日仏社会学年報, 26 : 91-104. / 坂庭淳史 (2010) チュッチェフの政治思想—コスモポリタニズムとナショナリズムの狭間で。ロシア文化研究, 17 : 16-30. / 上杉聡彦 (1968) フランス国家独占資本主義と EEC の「超国家性」—資本のナショナリズムとコスモポリタニズム。世界経済評論, 12 (8) : 18-24.
- 87) 今田勝規 (2012) 大澤真幸・吉見俊哉・鷲田清一編, 「現代社会学事典」。弘文堂：東京, p.438. 「コスモポリタニズム」を参照した。
- 88) 濱嶋 朗・竹内郁郎・石川晃弘編 (1997) 社会学小辞典。有斐閣：東京, p.188. 「コスモポリタニズム」を参照した。
- 89) 河野哲也 (2015) コスモポリタニズムとその敵—政治と形而上学—。哲学論叢, 42 : p.1.
- 90) カント著：樽井正義・池尾恭一訳 (2002) 前掲書, p.204 / Kant, I. (1968/1797) *ibid.*, S.352. 傍点は著者による。

- 91) 石田京子 (2008) カントの世界市民法について：生得的権利の保証の観点から．慶應義塾大学三田哲学会「哲學」, 120 : p.80.
- 92) 新川信洋 (2015) カントの平和構想－『永遠平和のために』の新地平－．晃洋書房：京都, p.73.
- 93) 同上書 : p.73.
- 94) 千葉 眞 (2014) 連邦主義とコスモポリタニズム－思想・運動・制度構想－．風行社, 東京 : p.73. 傍点は著者による．
- 95) 同上書 : p.74.
- 96) 石川 求 (2012) なぜカントひとり世界市民主義なのかールソーとヘーゲルのはざままで－．カント研究会編, 現代カント研究 12「世界市民の哲学」．晃洋書房：京都, p.131.
- 97) 有元 健 (2012) スポーツとナショナリズムの節合について．現代スポーツ評論, 27 : p.34.
- 98) 多木浩二 (1995) スポーツを考える－身体・資本・ナショナリズム．筑摩書房：東京, p.177.
- 99) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, pp.53-54. / Kant, I. (1978/1785) *ibid.*, S.421. 傍点は著者による．
- 100) この「信条が…」の言説は，カントの実践哲学の中でも特に重要な言説であり，本研究においても中核となる言説であることから，ドイツ語の原書も付記した．
- 101) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, p.65. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.429.
- 102) 竹村瑞穂・近藤良享 (2007) カント実践哲学からみるフェアプレイの道德性．体育・スポーツ哲学研究, 29 (2) : 139-149.
- 103) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, p.64. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.428. 傍点は著者による．
- 104) 仙田貴孝 (2007) 前掲論文, p.206.
- 105) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, p.70. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.432.
- 106) 同上書 : p.11. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.392.
- 107) 同上書 : p.75. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.436.
- 108) 同上書 : p.71. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.433.
- 109) 同上書 : p.72. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.433.

- 110) 同上書：p.74. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.435. 傍点は著者による. () の中の言葉は筆者による.
- 111) 同上書：p.74. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.435.
- 112) 同上書：p.65. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.428. 傍点は著者による.
- 113) カント著：樽井正義・池尾恭一訳（2002）前掲書，p.290. / Kant, I. (1968/1797) *ibid.*, S.420.
- 114) カント著：中山 元訳（2006）前掲書，p.361.
- 115) 同上書：p.361.
- 116) 宇都宮芳明（2006）前掲書，p.140.
- 117) 同上書：pp.114-115. () の中の言葉は筆者による.
- 118) カント著：平田俊博訳（2000）前掲書，p.79. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.438. 傍点は著者による.
- 119) 同上書：p.81. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.440.
- 120) カント著：福田喜一郎訳（2000）前掲書，p.5. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.18.
- 121) 同上書：p.7. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.20.
- 122) 宇都宮芳明（2006）前掲書，p.225.
- 123) カント：平田俊博訳（2000）前掲書，p.71. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.433.
- 124) 宇都宮芳明（2006）前掲書，p.224.
- 125) 同上書：p.224.
- 126) 仙田貴孝（2007）前掲論文，p.209.
- 127) カント著：高橋克也訳（2003）人間学遺稿. カント全集 15「人間学」. 岩波書店：東京，p.402. / Kant, I. (1913) *Kant's handschriftlicher Nachlaß. Anthropologie. Kants Werke Akademie-Textausgabe XV. Anthropologie.* Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.517.
- 128) 同上書：pp.402-403. / Kant, I. (1913) *ibid.*, S.518.
- 129) Nussbaum, C. M. (1998) *Cultivating Humanity : A Classical Defense of Reform in Liberal Education.* Harvard University Press : Cambridge, pp.58-59. () の中の言葉は筆者による.
- 130) 千葉 眞（2014）前掲書，p.71.

- 131) この動向に関しては、外務省のホームページを参照した。わかる！国際情勢「難民問題とは？～国際社会と日本の取り組み」。(プレスリリース 2011年3月22日)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol70/> (2017年5月22日閲覧)。
- 132) カント著：遠山義孝訳(2000)前掲書，p.306. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.380.
- 133) 小牧 治(2015)前掲書，p.222.
- 134) カント著：遠山義孝訳(2000)前掲書，p.294. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.372.
傍点は著者による。
- 135) 同上書：p.294. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.372.
- 136) 同上書：p.294. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.372.
- 137) 同上書：p.302. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.378. 傍点は著者による。
- 138) 宇都宮芳明(2006)前掲書，p.250.
- 139) 同上書：p.250.
- 140) カント著：遠山義孝訳(2000)前掲書，p.304. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.379.
- 141) 宇都宮芳明(2006)前掲書，p.250.
- 142) 同上書：p.250.
- 143) カント著：遠山義孝訳(2000)前掲書，p.302. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.378.
- 144) 宇都宮芳明(2006)前掲書，p.250.
- 145) 外務省(2016)世界人権宣言(仮訳文)，外務省ホームページ。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html (2017年10月1日閲覧)。
- 146) 外務省(2016)同上ページ。(2017年10月1日閲覧)。
- 147) 宇都宮芳明(2006)前掲書，p.250.
- 148) International Olympic Committee：日本オリンピック委員会訳(2016) OLYMPIC CHARTER「オリンピック憲章」，p.10.
<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>(2017年2月22日閲覧)。
- 149) 「人間」の解釈は多岐にわたる。松井によれば、一般的に「人間」とは「生物学的には血液型が近似，染色体がほぼ同数，脳の発達，二足歩行と直立姿勢，言語や道具の使用などの諸特性をもち，心理学的には高度な知性や精神的能力，社会学的には役割や期待を担うなどの諸特性をもつ。これらの諸特性は人間の『本性』を形作っており，いずれも

人間の尊厳に欠かせない。」とされる。松井富美男（2003）人間の尊厳とは何か－差異化と水平化の二重機能－。生命倫理，13（1）：58-62.

150) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.315. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.387.
傍点は著者による。

151) 同上書：p.306. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.380.

152) カント著：平田俊博訳（2000）前掲書，p.70. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.432.

153) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.251. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.343.
傍点は著者による。

154) 仙田貴孝（2007）前掲論文，p.209.

第三章 オリンピックにおける国家間の平和構想
—法的なコスモポリタニズムの体制へ—

第一節 オリンピックと国家の関係

第一項 オリンピックと国家をめぐる問題点

本章では、前章までの議論を受けて、オリンピックと国家の問題を論じていく。

近代オリンピックは、国際的なスポーツ・イベントであるが故に、国際政治に利用されなかったことはなく、国家間の対立の要素を内包した大会として開催されている¹⁾。小石原が「現実のオリンピックでは、各国代表選手たちの出会いの場は、やがてスポーツを通じた国同士の熾烈な競い合いの場、さらにはメダル獲得に象徴される国威発揚の場へと変貌していくことになった。その意味では、オリンピックは当初からナショナリズムを胚胎したものだといえる」²⁾と述べるように、オリンピックにはスポーツで国家の勢いを示そうという「ナショナリズム」³⁾が根底にあると考えられ、現代はその流れが一層強まっているように思われる。

実際に、開会式において選手は「国旗」を先頭に掲げながら入場し、競技においてはメダリストたちの「国旗」が掲げられ、金メダリストの「国歌」が演奏される。IOCが提唱するオリンピック憲章の第6条では、「オリンピック競技大会は、個人種目または団体種目での選手間の競争であり、国家間の競争ではない」⁴⁾と明記されているが、実質的に選手は国の代表として選出され、国旗や国歌といった国家を意識せざるを得ない状況が続いている。あるいは私たちも、自国の選手に対しては国旗を振って応援し、国旗掲揚や国歌斉唱が定着しているオリンピックの歴史や事柄を目の当たりにしている。

その一方で、オリンピックにおける国家との関係性を「無関係」なものとして取り扱い、あくまでも「個人間の競争」であるという姿勢に立ってしまうと、互いに相手国を理解し、交流するという国際的な態度を見失ってしまう危険性もある。つまり、オリンピックという空間は、それぞれ自国民であることを奮起させるような特別なものを構造的に有しているのであり、それは主体者である選手や関係者にとっても有意味なものとして存在していると言える。むしろ、世界の情勢が国家の枠組みからボーダレスの時代へ変更されつつある現代においてもなお、オリンピックと国家は常に密接な関係を持っていると言ってよい。では、オリンピックと国家の密接な関係性について、どのような点を問題視すべきなのだろうか。

オリンピック大会の開催の中で、「国家」を主張することが懸念される背景として、まずは政治的な意図が含まれているからだと考えることができる。1980（昭和55）年モスクワ大会や1984（昭和59）年ロサンゼルス大会のボイコット問題に示されるように、オ

オリンピックはその時々政治に左右され、各国家や国家間における政治的介入をまともに受けた形で開催されてきた経緯がある。このような政治的要因がひとたびオリンピックの場に持ち込まれた場合、各国家のナショナリズムを高揚させ、オリンピックにおける競争が実生活における戦争や暴力に転化される危険性も出てこよう。多木は「ネーション間の政治的対立が異様に肥大化すると、ときには戦争におよぶという経験を、われわれはしてきたのである」⁵⁾と述べ、国家間の政治的対立が戦争を引き起こす懸念を指摘している。確かに、オリンピックの会場で起きた政治的で排外的な言動や行為は、メディアを通じて世界中に発信される。結果的にすぐに戦争とまではいかなくとも、国家間の政治的緊張関係をより悪化させることにつながると言えよう。そのような流れは、決してオリンピック大会だけで解決できるものではなく、世界中を巻き込む議論や紛争、ついには戦争へと発展してしまう危険性を孕んでいるのである。

このようなオリンピックと国家をめぐる問題点については、クーベルタン自身も近代オリンピックを復興した当初から懸念を示していた。クーベルタンは、国際社会におけるナショナリズムの高揚と、それに反映されるかたちで開催される大会の状況を警戒し、オリンピックはナショナリズムを超える「インターナショナリズム（国際主義）」の理念を掲げるべきであると主張した。

以下、クーベルタンが提唱したインターナショナリズムについての議論とその限界点を示した上で、再度、オリンピックと国家の問題について再検討する。

第二項 クーベルタンが提唱したインターナショナリズム（国際主義）とその限界

1896（明治 29）年頃、ヨーロッパ先進国の帝国主義化により、ナショナリズムの聲が高まっていた。その歴史的背景として、南北戦争（1861-1865）終結後のアメリカにおけるヨーロッパとは異なるアメリカ独自の社会と文化を求めるナショナリズムの高まり、フランスにおける普仏戦争の敗戦による社会的混乱と国民の精神的痛手から、プロシア（ドイツ）に対して「報復」を唱えるナショナリズムの高まりがある。そうした時代にスポーツを通して平和を実現しようとしたクーベルタンが、オリンピックを復興したのである。ジョン・マカルーン（John MacAloon）によれば、クーベルタンは「祖国を愛する人々が、外国に対し知的かつ聡明なる共感を示すことによって、祖国に対するその国の人々の好意を勝ち得ようと努める」⁶⁾という「国際主義（インターナショナリズム）」を強調した。同時に、クーベルタンは世界主義、つまりコスモポリタニズムに対する批判的な見解を持つ

ていた。

世界人（コスモポリタン）的生活が国際友好を生むためには、その生活は物質的ではなく知的なものとならねばならない。ある人が外国で暮らしているからといって、その人のその国に対する先入観がとり除かれるとは限らない。むしろ逆に新たな偏見が生まれることも決して少なくないのである。（中略）ありていに言って、世界主義とは国を持たぬ人々に相応しいものである。⁷⁾

クーベルタンが考える世界主義とは、先に述べた「自分の所属する民族や国家への執着を捨て、全世界を祖国とし、これを崇高なものとして愛し、直接その一員たろうとする心情ないし精神」⁸⁾といった自国への帰属意識をもたない一般的なコスモポリタニズムの定義を採用していると言える。クーベルタンの理想は、オリンピックが「世界主義」の立場ではなく、帰属意識をもつ「国際主義」の立場から、社会における「ナショナリズム（国家主義）」の高揚を緩和しようとするものである。しかし、舛本が「これ（国際主義）はある意味国家主義の強化を背景にした国際交流という姿勢である」⁹⁾と述べるように、ナショナリズムを緩和するためのインターナショナリズムは、結局のところナショナリズムの強化を含んでいるとされる。さらにマカルーンは、クーベルタンがこの国際主義を完全に体系化できなかった理由として、「彼の思考力の散漫さが災いしたこと（晩年の著作においては、『世界主義』『国際主義』といった基本用語の使い方すら一貫性を欠いている）や、そのような作業に相応しい『文化』概念を彼が欠いていたからである」¹⁰⁾と指摘している。つまり、クーベルタンが思考する国際主義は、具体性に欠けており、現代のナショナリズムが高揚するオリンピックの現象に対して有効であるとは言えないだろう。

では、どのような思想が現代のオリンピックと国家の関係に対して有効なのであろうか。

第三項 ナショナリズムとコスモポリタニズムにおける概念解釈の再検討

第二章第二節で述べたように、主にヨーロッパの政治思想では「ナショナリズム」の対比的な思考として、「コスモポリタニズム」という思想が挙げられている。「コスモポリタニズム」とは、平和共存のための制度や条件を探求する思想であり、これには「世界主義」あるいは「世界市民主義」の言葉が当てられている。ナショナリズムが国家や国民という自らの優越性を示す思想であるのに対し、コスモポリタニズムは国家や民族に関わらず、

すべての人間は一つの共同体であるという考え方である。このような考えをオリンピックにも反映すべきであるとの意見がある。

例えば多木は、オリンピックは必ずネーションが入り込んでいる典型的な競技会であることを警戒すると同時に、「われわれがネーションへの帰属に縛られることなく、世界人である可能性はないか。(中略)スポーツはほんらい、そのような傾向があつて不思議ではない」¹¹⁾と述べ、世界人というコスモポリタンとしてオリンピックに参加することが望ましいという見解を示している。リードもすべての市民が地球上のどこまでも自由に訪問でき、友好的に迎えられる権利を享受できるというカントの「世界市民法」を挙げ、「他国の選手同士と一緒に閉会式に入場するとき、オリンピックは彼／彼女らのコスモポリタニズムを最も示している」¹²⁾と述べている。さらに阿部は、ナショナリズムとコスモポリタニズムの関係性を以下のように捉えている。

オリンピックという場では、自民族／自国家／自文化の枠を超えて、友好と理解を「世界へ」広げていくことが理念として掲げられてきた。それは、近代オリンピックを特徴づける「スポーツを通じたコスモポリタニズム」にほかならない。しかし同時に、こうしたコスモポリタニズムと並行して、オリンピックには「スポーツを通じたナショナリズム」の影が常に付きまどってきた。(中略)こうした理念の二重性は、現代のグローバル化の進行の中で、より複雑な様相を呈している。¹³⁾

このように、これまで研究者によって国家に焦点を当てたオリンピックの思想が指摘され、オリンピックの様相は複雑さを増しているということが理解できる。とはいえ、多木の議論はネーションを超えた「世界人」がどのような平和貢献をもたらすかまでには至っておらず、ネーションのみの見解に止まっている。リードは、コスモポリタニズムに触れてはいるものの、理念的なものへの言及のみで、ナショナリズムのような現実的な問題には触れていない。さらに阿部も、ナショナリズムとコスモポリタニズムが共存するグローバル化されたオリンピックの世界で、実際にどのような思想が有効となり、平和貢献が可能となるのかという議論にまでは至っていない。オリンピックの「平和」に関する実行可能な思想を提示することは、現実的な課題の一つであり、オリンピックの本来の存在意義を示す意味においても重要である。

したがって、現代のオリンピック大会には参加者による国家への帰属意識や各国家の政

治性が顕著に反映されていることを踏まえた上で、国家間の競争が直接的暴力に転化されないための具体的なオリンピックの平和構想を考えていく必要がある。この議論に迫るための手掛かりを与えてくれるのが、カントのコスモポリタニズムであり、「現代の社会科学的なコスモポリタニズム論議は、カントに由来するといっても過言ではない」¹⁴⁾とされている。その一方で、寺田は「現代にその思想（カントのコスモポリタニズム）をそのまま当てはめて考えることができないのは言うまでもない」¹⁵⁾と指摘する。約 200 年前の思想をそのまま現代の現象に当てはめて考えるのではなく、カントが導き出した思想を私たちの時代に沿った思考と紡ぎ合わせて検討することが不可欠であろう。

そこで次節では、現在のオリンピックにおける国家間の制度構想について見直し、カントのコスモポリタニズムの中でも重要な位置付けとなる「平和連合」の有効性を提示しながら、オリンピックの平和構想について明らかにしていく。

第二節 オリンピックにおける国家間の制度構想

第一項 オリンピックにおける法的な体制

1) 国家間による法的な体制

第二章第二節で述べたように、カントは『永遠平和』における平和思想に対して、一切の戦争の克服と消滅を目指す積極的意味合いを保持させ、「平和とはすべての敵対行為が終わることである」¹⁶⁾と平和を定義し、「永遠平和」を確立するための条件について厳密に考察している。特に、国家というのは「互いに隣り合っているだけですでに害を与え合っている」であり、「だから各民族は自分たちの安全のために、彼らの権利が保証される場」¹⁷⁾を創設しなければならないのである。戦争というのは、国家同士が相互にどのような関わり方をすべきなのかが問題になるため、その戦争を克服するためには、国際法や世界市民法に代表されるような国家間における共通の法への従属と、それが遵守される体制こそが社会を平和状態へと導く条件であるとカントは考えたのである。

オリンピックにおける法と言えば、「オリンピック憲章」および「国際スポーツ法」が当てはまる。しかし、大会における国家間の「平和」を保証する法として、その役割を果たしているかどうかは疑問の余地が残る。まずは、「国際スポーツ法」における法的効力について検討してみたい。

2) 国際スポーツ法による「平和」への法的効力

オリンピックに関わる法の中でも、オリンピック憲章等を法源とする「国際スポーツ法」という法がある。国際スポーツ法とは、「スポーツ法のなかでオリンピック・ムーブメントを中核とするトップアスリート（「国際級アスリート」ともよばれる）に関するスポーツ法のこと」¹⁸⁾である。その法源は、「オリンピック憲章、国際競技連盟（IF）の規約、WADAのアンチ・ドーピング規定等である。さらに UNESCO の作成した『アンチ・ドーピング条約』などのような国家間条約も法源に挙げられる」¹⁹⁾。さらにこの法の対象となる主体は、「トップアスリート、IOC、IF、WADA、各国オリンピック委員会（National Olympic Committee, NOC）、国内競技連盟（National Federations, NF）等である」²⁰⁾とされる。小寺は、国際スポーツ法が誕生し発展してきたのは、トップスポーツが『法の支配』に服すべきだと考えられるようになった²¹⁾ためであり、国際公共財としてのオリンピック等の価値を維持させるためには、国際公共財に相応しい形で大会が公平に運営されることが必須条件であり、そのためにはトップスポーツを「法の支配」に服させることが必要であ

るとの見解を示している²²⁾。

しかしこの法は、「オリンピック・ムーブメントを中心に規律するが、適用範囲がオリンピック・ムーブメントに限定されるものではない」²³⁾とされ、サッカーの世界カップや国際競技連盟が主催する大会、トップアスリートの契約問題等にも規律し、国に関わりなく個人や団体にも適用されるという点において、その対象範囲は相当に広いとされる。現代における国際的なスポーツの発展から考えると、国際スポーツ法の普及は必然的なものとなるが、オリンピックにおける暴力や紛争を未然に防ぐための法という視点から考えるとその効力は弱い。

そこで、次に国際スポーツ法の法源とされる「オリンピック憲章」について検討する。この憲章は、IOCによって何度も改定を繰り返されながらも、オリンピックの「憲法」に相当するものとして位置づけられている。

3) オリンピック憲章による「平和」への効力

「オリンピック憲章」の歴史を紐解くと、オリンピック憲章の最初の根本原則は、1899（明治 32）年にクーベルタンが「国際オリンピック委員会規則（International Olympic Committee Statutes）」として手書きし、1908（明治 41）年に初めて印刷された。その内容は、1894（明治 27）年 6 月 23 日に設立された IOC が責任を持って「オリンピック大会を監督・発展させること」、「定期的を開催して祝い、その祝祭を完全で歴史的にも価値あるものにし、高い理想を人々に抱かせ続けること」、「近代スポーツを望ましい方向に導くようにあらゆる競技会を組織すること」、などが全てフランス語で定められていたのである²⁴⁾。その後、その内容は IOC 委員によって何度か改定され、2004（平成 16）年アテネ大会時の改定版では、根本原則が「オリンピズムの根本原則」に改名され、オリンピズムやオリンピック・ムーブメントの目的が明確化され、IOC の権限強化などが図られている。そして、現在のオリンピック憲章に至っている²⁵⁾。実際に、オリンピック憲章の法的な効力として、「オリンピック憲章は、憲法的な性格を持つ基本的な法律文書として、オリンピズムの根本原則とその根源的な価値を定め、想起させる」²⁶⁾と定められている。さらにこの憲章は、「いわば、オリンピックというスポーツで平和を求める人々が住む国の憲法である」²⁷⁾と『JOA オリンピック小事典』によって示されている。つまり、「オリンピック＝スポーツで平和を求める人々が住む国」であり、その国に住む人々を守るための憲法が「オリンピック憲章」であるということである。

しかし、これまでオリンピック憲章による「憲法」としての効力は、オリンピックの内的要因から発生した暴力や紛争の歴史が証明しているように、必ずしも高いとは言えない。オリンピックは国家と密接な関係をもっている以上、国家間の直接的暴力の発生を回避する法的な効力が必須であるが、オリンピック憲章は拘束力を持つものではなく、単に大会の実質的な運営上の規則を定めたものであると言ってよい。無論、オリンピック憲章の精神が「スポーツを通じて平和な社会の実現」という「平和」に向かって示されていることは、周知のとおりである。さらに、「平和」という言葉の意味は、戦争のない世界を実現させるだけではないこともまた自明のことであるが、現代においては国家同士が平和のために戦争を起こしたり、テロを起こしたりするという矛盾が生じている。現時点で、オリンピック憲章は、大会を運営するにあたってその効力を発揮していると思われるが、「敵意のない平和状態」を創り出すという点においては限界があり、そのためには別の原理の探求を必要としている。

したがって、国際スポーツ法やその法源となるオリンピック憲章について、「平和」に対する効力を検討した結果、現行のものは体制を整えるための原理として不十分であると指摘できる。国家間の平和を保証する法的な体制を確立させていくために、再びカントの国際法と世界市民法を参考としながら議論を進めていく。

カントは国家間の関係において、「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである」²⁸⁾と述べ、国際法に従属することを義務づけた上で、国民国家を前提とした「平和連合」を創設すべきであると説いた²⁹⁾。次項では、オリンピックにおける「平和連合」の創設の提案について考察する。

第二項 オリンピックにおける「平和連合」の創設

1) 「平和連合」の現代的解釈

永遠平和の状態を実現させるための一つの策として、カントはまず、「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである」³⁰⁾と述べ、全ての国家の上に広がる「平和連合」を創設し、「一つの世界共和国」という積極的理念ではなく、それに代わる「消極的代替物」として諸国家の国際的な「平和連合」の形成が可能な策であると考えた。世界が一国家になると、権力による上下の関係が生じ、結局は「上位の者」が権力を独占し、植民地支配や内戦へと進むことをカントは懸念していたのである。ここでの「自由な諸国家」についてカントは、法的自由であるがために外的自由とすることができるとした上で、「外

的自由とは、私がそれに対し同意を与えることができた外的法則のみに従い、それ以外のいかなる外的法則にも従わない、という権限である」³¹⁾と説明している。つまり、カントの自由とは、自ら同意を与える権限としての自由であり、他人に対して不当な行為さえしなければ、何をしてもよいという意味での自由ではない³²⁾。「世界国家」より、自由の権限をもった諸国家による「平和連合」を創設する方が、「永遠平和の実現のために不可欠な国際関係の潜在的戦争状態に終止符を打つ制度構想として、重要な位置づけが与えられている」³³⁾のである。

さらにこの連合は、「抑圧や歪曲を受けることなく、『理性の公共的使用』による国境を越えた世界市民の公共的領域をよりよく保証でき、さらに永遠平和にとってより確実な道筋である」³⁴⁾と考えられている。千葉によれば、「こうした諸国家の『平和連合』においてこそ、国際法と世界市民法が、より有意味な法制として機能できる」³⁵⁾とカントは考えていたとされる。つまり、国家間における国際法と世界市民法を機能させるためには、各国家が「平和連合」の一員として所属することが不可欠であるということである。

ところが、カントが直接的にイメージしている「平和連合」とは、「ヨーロッパにおける『国際連合』すなわち『ヨーロッパ連合（欧州連合）』である」³⁶⁾ということに注視しなければならない。新川は「じっさい 18 世紀段階では国際法の適用は事実上ヨーロッパに限られており、その意味で国際法は『ヨーロッパ公法』の性質を帯びていた」³⁷⁾と指摘する。特に、18 世紀後半の欧米でうねった産業（工業）国家・国民国家としての近代国家建設の波は、世界を大きく包み込んでいたとされ、非ヨーロッパ諸国は、欧米諸国による植民地化を免れるためにこぞって自らをヨーロッパ化しようとしたのである。カントの時代にあっては、「遠国同士は隣接関係にある国家ほど相互に潜在的な脅威を与えあっているわけではなかった」³⁸⁾ため、カントの国家間における「平和連合」がヨーロッパの国家間にだけ焦点が当たっていたことは、当時の時代背景から想定して明らかである。

したがって、寺田が「現代にその思想（カントのコスモポリタニズム）をそのまま当てはめて考えることができないのは言うまでもない」³⁹⁾と指摘するように、カントの示す「平和連合」は時代や社会の変化に応じた解釈が必要とされる。そして、その解釈を伴った「平和連合」の構想は「国際連合」として現代に引き継がれているのである。

このカントの「平和連合」の構想は、「20 世紀の二つの世界大戦の悲劇との関連では、国際連盟の創設（1920 年）、国際連合憲章および国際連合の設立（1945 年）、世界人権宣言の公布（1948 年）として、実際の国際政治の制度において、少なくとも部分的に実現さ

れてきたことは、明らかであろう」⁴⁰⁾と理解されている。さらに「国際連合」においては、国連人権宣言、国際人道法、国際人権規約などさまざまな憲章や条約が制定され、国際刑事裁判所が設立され、戦争の勃発を抑制し、戦争が起こっても停戦に導いたり、終結へと進めたりする枠組みが次第に形成されつつある。現代は、政治や文化などが国境を越えて地球全体に広がるグローバリゼーションと国民国家を基調とするナショナリズムとが交錯する複雑な社会の中で、「国際連合」を中心にさまざまなグローバル・ガバナンスが機能している。このことから、カントの思考する連合構想は部分的に実現され、現代の社会に影響を与えていると言える。

いずれにしても、カントが導き出した「平和連合」の構想は、私たちの時代に沿った思考と紡ぎ合わせて考えなければならない。現代の「国際連合」の体制が証明するように、国連はヨーロッパのみに限られたものではなく、世界各国の代表者によって運営され、議論する場となっている。そのため、カントの「平和連合」における連合構想も、オリンピックに参加するすべての国家によって創り上げる体制として適用できるものであると想定できよう。そこで、オリンピックにおける平和連合の創設の有効性について議論を進めたい。

2) 「平和連合」の創設

オリンピックにおいて、国境を越えた「一つの世界共和国」を機能させることは理想である。実際に、「オリンピズムの根本原則」でも次のように定義されている。

このオリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。⁴¹⁾

上記の定義では、一つの国家を創設する必要性があるとまでは書かれていないが、どの国の出身や人種、宗教等であれ、スポーツを通じて多様性を理解し合い、多くの国や地域、人と人が「一つになる」ことは、オリンピックが掲げる積極的理念でもある。しかし、カントが懸念を示すように、「一つの世界共和国」、あるいは「世界国家」を求めた場合、権力による上下の関係が生じ、次第に上位の者と下位の者という構図ができ、上位の者が

権力を独占しようとする傾向に陥る。

オリンピックにおける権力関係の実質的な構図を振り返ってみると、オリンピックはこれまで欧米中心のイデオロギーをもったイベントであると批判されている。例えば、大会運営における意思決定は全て IOC 総会の権限に委ねられている。その IOC 委員の実態をみると、2012（平成 24）年 6 月の時点では IOC 委員 111 名中、ヨーロッパの委員は 47 名でヨーロッパが大半を占めていることがわかる⁴²⁾。小寺は、「オリンピック・ムーブメントも欧州を起源とし、その活動の中心は欧州にあり、アジアはその辺境に位置する。オリンピック大会の開催地の数や IOC 委員の出身国の分布を見ればその点是一目瞭然であろう」⁴³⁾と指摘している。さらに関根は、「オリンピックならびにオリンピズムに関しては、『ユーロセントリズム』という批判もされてきた」という⁴⁴⁾。また谷釜は、「ヨーロッパで結ばれた“オリンピック”はヨーロッパで誕生した『国民国家』によって庇護されてきたといえよう。したがって、そのオリンピックに“アジア”を見い出すことは困難であるといわねばならない」⁴⁵⁾と述べる。つまり、IOC によるオリンピックの実質的な運営は、IOC 委員の数を見てもわかるように、欧米の中でも特にヨーロッパの思想や性格が基盤となっていることが伺える。そのため、オリンピックの欧州中心主義による権力の組織化に対して、危惧しなければならない。なぜなら、さらなる欧州中心主義や欧米中心主義の形成が進むと、各国によるナショナリズムが再燃し、民族紛争や内戦を惹き起こし、不満のはけ口として排他主義の思想や運動が起こるかもしれないからである。

このような不均衡な体制によるナショナリズムの再燃を回避するためには、各国家の代表からなる均衡のとれた「平和連合」の創設が有益だと考える。それは、オリンピックの実質的な運営の全権限を IOC 委員に託すのではなく、IOC と連携しながら、オリンピックにおける国家間の国際問題に関する話し合いの場所と機会を創るということである。例えば、先に述べた 2012 年ロンドン大会の男子サッカーにおける韓国代表選手の行動や、各国のドーピング違反者に対する制裁についてなど、国際的な問題は対等な立場における組織にて議論される必要がある。なぜなら、IOC 委員はヨーロッパ出身の委員が多く、意見に偏りが出てくる可能性は否定できないからである。さらに、1999（平成 11）年のソルトレークシティ冬季大会招致疑惑に裏付けされるように、未だ IOC の権限や活動の実態については不透明な部分が多い。本来、オリンピックの主催者として IOC が堅持すべき事は、オリンピック憲章による「オリンピズム」であるにもかかわらず、IOC それ自体が商業主義へとひた走り、ショービジネス化された大会を展開しているという実態もある。

したがって、国家と国家との間に、人と人との間における平和、環境、人権に関する問題を解決する組織として、オリンピックにおける「平和連合」の創設を提案する。この連合は、IOCと同等の権限を有する組織として、各国の代表や競技者などの市民の側から構成されることが理想である。「平和連合」の創設は、これまで批判されてきた「ユーロセンリズム」の権力性を克服できるものとして、十分に考え得るであろう。

次項では、オリンピックにおける「平和連合」の創設を踏まえた上で、カントの市民的＝法的状態によるコスモポリタニズム（世界市民的状态）の必要性について考察する。

第三項 オリンピックにおけるコスモポリタニズムの形成：市民的＝法的状態へ

『永遠平和』では、「国際法」に続いて「世界市民法」を挙げている。近隣諸国に適用される国際法とは違い、大陸間に適用される世界市民法とは、「一般に、ひとは他人に対して、相手が私自身（自分自身）にすでに能動的に危害を加えたのでないかぎり、敵対的にふるまってはならないと思っている。そしてそのことはまた、両者が市民的＝法的状態（＝実際に制定された法律が存在する社会）にあるときには、まったくその通りである」⁴⁶⁾という市民社会を目指す法である。カントが世界市民法を掲げる理由の一つは、隣り合った国家間に限らず、未開の大陸の国家や国民に対しても「敵意ある傾向性が発生する危険はいつでもある」⁴⁷⁾ため、その傾向性を抑制しなければならないと考えていたからである。

スポーツを通じた競争から、競争の枠を越えた敵意ある傾向性の出現は十分に考えられる。敵意ある傾向性は人間だけではなく国家にも存在し、戦争の火種になることもある。そのため、カントは戦争回避のための策として、国家同士が「市民的＝法的状態」になることが望ましいとする。その根拠としてカントは、「法という言葉が、軍事政策の面から、融通のきかないこだわりであるとしてまだ完全に追放されたこともなければ、またいかなる国家もこのような法の追放という考えに公に賛成を表明するほど大胆ではなかった」⁴⁸⁾と主張する。たとえ法を掲げ、少しの法的効力も持たないと批判されることがあったとしても、「あらゆる国家の法概念に対する（少なくとも言葉の上での）敬意表明は、人間の中にはもっと大きな道徳的素質があつて、たとえ現在は眠っていても、やがては人間の中にひそむ悪の原理（人間はその存在を否認することはできない）に打ち勝ち、他人にもそれを期待できる」⁴⁹⁾ということである。

オリンピック憲章は、戦争回避する法的な効力を持っていないが、憲章のような法を掲げることによって、「戦争を起こしてはならない」という人間の道徳的素質を呼び起こす可

能性は期待できるということである。国家間の競争を通じた直接的暴力やナショナリズムの再燃を回避するという課題を、人類的課題として取り組んでいくためには、法的な世界市民的状態の形成が必要だと考える。

次節にて、その形成基盤をコスモポリタニズムの思想面と実践面を考慮した上で、国家間の平和構想を論じていく。

第三節 オリンピックにおけるコスモポリタニズムの思想と実践

第一項 カントによるコスモポリタニズムの平和構想

普遍的な友好を世界市民権として規定するカントの第三確定条項は、平和思想、法思想、政治思想の分野で新たな地平を切り拓く重要な歴史的役割を果たしてきたとされる⁵⁰⁾。この第三確定条項においてカントは、他国の土地に足を踏み入れた外国人がその土地で敵意をもって扱われないようにするための「歓待（友好）の権利」を掲げた。歓待（友好）権利による国家間の「友好」や「交流」の条件は、カントの平和構想の中核的理念の一つとなっており、世界市民レベルでの平和構築の仕方を考えていく上で重要な意味を有している。

第二章第二節で示したように、カントの平和構想のうちに示されたコスモポリタニズムは、さしあたり多くの国民国家の「並存」を前提としている。国家や国境をなくした「世界国家」を創造することは混乱を招き、統治が困難となるため、あくまで国民国家を前提とした「平和連合」を創設すべきであると説いている⁵¹⁾。そしてその国家に属する人々は、「世界市民」であることが望ましいとする。

オリンピックに「敵意のない平和状態」を創るための「世界市民」の特性について次項で明らかにしていく。

第二項 オリンピックと世界市民

1) 「理性の公的使用」を軸とする世界市民

第二章第二節で述べたように、カント自身は世界市民の意味を一義的に定義しているわけではない。しかし、いかにして世界市民が他者とつながり他者と共生しうるか、という考えは一貫している。この論考に留意したい。

例えば、晩年に刊行した『人間学』の中で、カントは「世界市民」をそれぞれの民族と国家に帰属しながらも、同時に「人類とか、世界全体、事物の内的価値、究極の目的といったもの」⁵²⁾を判断できる存在者と定義し、『啓蒙とは何か』の中では、人間は世界市民になるために理性を公的に使用しなければならないと説いている。ここで注目したいのは、世界市民を「理性を公的に使用している者」とカントが限定している点である。カントによれば、人間の理性の使用の仕方には、二通りある。以下のようにカントは述べている。

私は、自分自身の理性の公的使用を、ある人が読者世界の全公衆を前にして学者と

して理性を使用することと解している。私が私的使用と名付けているのは、ある委託された市民としての地位もしくは官職において、自分に許される理性使用のことである。ところで、公共体の関心事となる業務では一定の機構を必要とするものがあり、これによって公共体の若干の成員はもっぱら受動的な態度をとらざるをえない。これは、彼らが政府による人為的合意を介して公の目的に向けられるか、少なくともその目的に損なわないようにするためである。もちろんここで議論するのは許されず、服従しなければならない。しかし、機構のこの役割を担う同じ人が、同時に自らを公共体全員の成員、そればかりかさらに世界市民社会の成員とみなすかぎり、したがって書物をとおして本来の意味における公衆に語りかける学者の資格においてそうするならば、その人にはもちろん議論することは許される。⁵³⁾

一般的に、国家的なものや政治的なのは公的で、そうでないものは私的であると理解される⁵⁴⁾。しかし、カントの考えでは「公共体」は私的でしかなく、「公共体の若干の成員」が、その立場においてのみ許されるような理性の使い方、それが理性の私的使用である⁵⁵⁾。例えば、カントは「任命されている教師が教区の人たちを前にして自分の理性を使用するのは、単に私的使用にすぎない。なぜなら、彼らの集会は大きくても常に家庭的なものにすぎないからである」⁵⁶⁾と述べている。なぜ公共体が私的なのかといえば、それは「常に家庭的なもの」、あるいは「内輪の集まり」⁵⁷⁾にすぎないからである。

このことを勘案すると、国家や民族もまた、世界全体からみれば、どんなに人数が多くても私的で内輪の集まりにすぎないということである。国家も民族も「ある特定のコードで選別された同一成員の集まり」⁵⁸⁾であり、「コードから外れた成員は、国籍や文化を共有できないので、端的に他者となる」⁵⁹⁾のである。その意味で、国家内部や民族内部で用いられる理性は、私的だということになる。

反対に、カントが公的使用と位置付けるのは、「世界市民的社会の一員」と見なして理性を用いるときであり、国家や民族を超えようとすることである。国家や民族を「超える」というのは、「共同体を廃棄することではなく、自己の共同体を自明なものとして受け入れている、そのありようを疑うという点である」⁶⁰⁾とされる。したがって、国家や民族という共同体を超えて理性を公的に使用する世界市民とは、「それぞれの民族と国家に帰属しながらも、同時に自らの民族や国家の狭い視野に限定されることなく、世界全体を視野におき、他の地域での出来事や痛みを自分のものとして領得できる『拡大された思考様式』と

判断力を所持する存在者」⁶¹⁾となる。では、オリンピック大会にふさわしい理性を公的に使用する世界市民とは、どのような存在者なのか。

2) オリンピックで求められる世界市民像

カントの世界市民概念から解釈されるオリンピックの出来事として、次のような事例がある。

2006(平成18)年第20回トリノ冬季大会のクロスカントリー女子チームスプリント(二人で1周ごとに交代して6周をスキーで走る競技)決勝の途中にカナダ選手のストックが折れた。その時、ライバル国のノルウェーのコーチがストックを差し出し、おかげでカナダチームは2位でゴールし、銀メダルを獲得した。一方のノルウェーチームは4位で惜しくもメダルに届かなかった。ノルウェーのコーチは、「自分にとって、当たり前行動だった」と語り、感動したカナダの人々からノルウェーのコーチにメイプルシロップが贈られた⁶²⁾。

カントの概念に従えば、このときノルウェーのコーチが自国のメダル獲得のためにストックを差し出さなかったのならば、それは「理性の私的使用」になる。コーチとして自国の選手をメダル獲得へと導くのが彼の役割の一つだからである。メダル獲得争いを繰り広げる中で、コーチにとってカナダはライバルであり、端的に他者でもある。そのため自国が勝つために、コーチはストックを渡さずにいることもできた。しかし、コーチはそのライバルであるカナダ選手を救済することを優先した。コーチの念頭にあったのは、自国の勝利よりも目の前の選手を助けることにあった。コーチの行為は、国家を超えて他国の存在を引き受ける世界市民の行為であると言える。

ノルウェーのコーチのように、オリンピックの参加者が世界市民として存在するためには、「共同体員と世界市民との相反する両義性を帯びた存在」⁶³⁾であることを意識しなければならない。それは、自らの国民国家への帰属意識を前提としながらも、世界全体の平等を意識し、オリンピックの内的価値や目的を判断できる存在者になるということである。つまり、国家や民族といった共同体がひしめき合う大会の中で、自国民としての共同体員だけにいるのではなく、「世界市民」として自分のルールや言葉が通じない他者の存在に対してどのように対応し、理解し、存在を引き受けるかが重要なのである。

とはいえ、こうした複数の文化が共存するオリンピックでは、世界市民としての共生的な連携が必要とされながらも、「隣りあうわけではかならずしもない関係においても、交流

のさいには摩擦が生じうる」⁶⁴⁾という可能性がある。ここに「行為者」としての世界市民が保持するとされる「世界市民法」による「歓待（友好）の権利」が要請されるのである。

第三項 オリンピックにおける友好の権利

カントの平和思想による世界市民法では、国家間を行き来する個人の立場について、誰もが異国を訪れたときには歓待される権利を持つが、これはただ外国を訪問する権利にすぎず、永住したりすることを無条件に許すものではないとされる。逆に、平和を乱さないかぎり、だれでも異国を訪問し、それによって現地の人々と交流を持つ可能性を手に入れることは許されなければならないのである。さらに、歓待（友好）が征服や暴力に転化されないように、「制限」を課すことも重要なのである。

カントの「歓待（友好）の権利」は、他国を訪問することを前提としているため、オリンピック大会に当てはめて考えると、「他国を訪問する」とは開催国（2016年ではブラジル）を訪問するという解釈になるだろう。ところがリードの見解を参考にすると、リードはカントの「世界市民法」を通じて「人間は、一定の基本的な権利が与えられている一種の隣接するコミュニティの一員」⁶⁵⁾であり、現代のオリンピックは、「真の世界的なコミュニティの象徴を示すことに成功している」⁶⁶⁾と述べている。このリードの見解に倣い、「他国を訪問する」とは、「各国家や各個人がオリンピックという一つの隣接するコミュニティを訪問すること」と定義できるが、この「他国を訪問すること」と「オリンピックの土地を訪問すること」については、慎重な議論を必要とするだろう。とはいえ、巨視的に見れば、オリンピックという一つのコミュニティ（共同体）を訪れることによって、各国家への帰属意識をもつ共同体の一員として各個人がどのような行為を求められているのかの重要性は確認できよう。そこで、オリンピックの参加者が保持するとされる「友好の権利」⁶⁷⁾とは、どのような位置付けになるのであろうか。

従来のオリンピック精神の一つに「友好」がある。世界市民としての特性を持ち、世界の舞台上で国籍も人種も違う人の気持ちを理解する友好関係を発展させていくことが、オリンピックに平和をもたらす条件の一つでもある。

例えば、2016（平成28）年リオデジャネイロ大会の女子体操に出場した韓国の選手が、北朝鮮の選手に声を掛け、一緒に写真を撮り、南北の友好を高めたと報道された。二人は試合中にハイタッチをしたり声援を送ったり、お互いを励まし合ったという。依然として、朝鮮半島で南北間の政治的な緊張関係が続く中で、「五輪のあるべき姿」との声が広がった

こうしたオリンピックの友好関係において重要なことは、カントの思考する「平和にふるまうかぎり、敵として扱ってはならない」という視点である。それぞれの国家間において歴史的な対立があり、政治的關係が悪化しているとしても、競技者らには「友好の権利」が与えられ、「平和にふるまうかぎり、敵として扱ってはならない」という条件を義務として課される必要があるということである。競技者らはこの条件を遵守することによって、見ず知らずの他者とでも友好関係を築くことが可能となるのである。

しかし、この「友好」という概念は万能ではない。競技者らがオリンピックを通じて国家間の「友好」を図ろうとする姿勢は平和關係の構築の一步となるが、それは必ずしも相手国に同化することを意味しないし、逆にその相手国を自らに同化させることでもない。

例えば、オリンピックの事例ではないが、これまで国境を越えて「友好」を深めあうためのスポーツ活動が行われてきた。その代表とも言える活動は、「ピンポン外交」である。これは、1971（昭和46）年に日本で開かれた第31回世界卓球選手権をきっかけに、それまで対立していた中国とアメリカが歩み寄り、中国がアメリカなどの欧米選手を自国に招待したというスポーツ外交である。この大会によって、両国がスポーツの枠を超える友好關係の構築に成功したという⁶⁹⁾。

ここで注視すべきは、アメリカが中国の土地に入って交流を求める際に、中国の歴史や宗教などを侵害する行為や、政治的な事案を持ち出してスポーツの交流とは別の外交や交渉を持ち出すなど、行き過ぎた交流に歯止めをかけなければならないということである。なぜなら、今日でも「『訪問』が経済的な側面での『征服』に変わることがありうる」⁷⁰⁾からである。オリンピックにおいても、あらゆる国家同士は「友好」という名目のもとで多くの交流の機会が設けられている。オリンピックの交流・友好には、「勝敗を競い合うだけではなく、フェアプレーの精神、国籍、文化を超えた友情が重視され」⁷¹⁾、平和な社会の実現に貢献するという理想がある。しかし、他国の歴史を侵害する行為やオリンピックの交流を通じて政治的な外交や交渉を持ち出すなどの行き過ぎた行為があるとしたら、オリンピックの友好が失われる可能性がある。「友好」は大会内のみに適用される権利であり、必要以上の行き過ぎた交流は、相手や相手の国の経済をも揺るがす事態を招きかねない。そのような事態を引き起こさないためにも、国家や個人の交流が推奨されるオリンピックには、世界市民法を通じた制限された「友好」の権利が必要なのである。制限されたオリンピックでの交流・友好は、たとえ国家同士が政治的に敵対關係にあっても暴力へと

転化される動向を阻止し、互いに健闘を称え合う同志としての関係に限られているという姿が考えられる。

もし個人間や国家間において、戦争や紛争につながるような敵対行為を受けた場合、カントの「その国の人間は、彼の生命に危険のおよばない方法でするかぎり、その外国人を退去させることはできる」⁷²⁾という条件にしたがって、敵対行為を行った人をオリンピックの会場から退去させることも可能なのである。ただし、退去させることは一時的な解決方法にすぎないかもしれない。だが、肥大化されたオリンピックの世界においては、何か強制的に物事を実行する必要があることも事実であり、それが生命の危機や平和貢献を無視した行為の場合には尚更である。このような状況の中で、少なくともオリンピック参加者が友好関係を意識的に創り出すためには、行き過ぎた交流に歯止めをかけるという思考をそれぞれの人が持たなければならないのである。

したがって、国家間の競争が偏狭なナショナリズムや直接的暴力へと転換されないためには、すべてのオリンピック参加者が対戦相手や対戦国に対して、根源的な「権利」としての「友好の権利」を所有していること、そして友好関係から敵対関係へ拡張される動向を「制限する」という視点を遵守していくことが重要だと考える。

結び オリンピックにおける国家間の平和構想：法的なコスモポリタニズムの体制へ

現代のオリンピックは、各国のメダル獲得競争が激化し、排他的なナショナリズムが先行しているため、他者関係にある国家同士や民族同士が競技を通じて互いに交流を持ち、互いの文化について理解を深めていく平和構想が必要である。

そこで、カントの「国際法」と「世界市民法」に基づく「敵意のない平和」の条件と、オリンピックの現実的な問題とを考察した結果、以下のような法的なコスモポリタニズムの体制に達した。

- 1) IOC と同等の権限を有し、「国際法」に基づく市民レベルの「平和連合」を創設する。
- 2) オリンピックに関わる競技者やコーチらは、「自国民」であることと「世界市民」であることとを意識する両義性をもって参加すること。
- 3) オリンピックに参加するすべての人々は、「世界市民法」に基づく相互に交流し合う「友好の権利」が付与され、大会を通じて友好関係の構築に努力すること。
- 4) 「友好の権利」は、敵対関係へとつながるような交流関係以上の態度を阻止する「制限」が課せられ、大会期間中に敵対行為や暴力行為を犯した者を退去させる権限を持つ。

本研究では、以上のようなカントのコスモポリタニズムの観点に触れることで、オリンピック大会に平和をもたらす体制を明らかにした。

カントが示す世界は、当時の時代背景からヨーロッパに限定されるとしても、最終的には世界市民法の定義とともに人間が住む全地表を想定していた。その世界全体を軸とする思想は、現代に至るまで多大な影響を与えてきた。平和連合という思想は、のちの国際連盟や国際連合の設立、さらにはヨーロッパの統合に大きな影響を与えた。「友好の権利」は、国境を越えた交流が平和の条件を創り出していくこと、すなわち「今日的に言えば、市民の側からの平和構築の方法を先駆的に示したもの」⁷³⁾であることを裏付けている。

オリンピックにおいて「敵意のない平和状態」を創るには、IOC が率先してオリンピズムやオリンピック・ムーブメントを普及させる活動も重要だが、まずは競技者や参加者が「平和連合」を通じて直接的暴力の起こらない平和文化を創造していかなければならない。そして、競技者らが世界市民として日常的に平和構築に関わっていくことや、「友好の権利」のもとに国境を越えて協力しあう体制を創っていくことが求められる。そして、このよう

な体制を一時的なものではなく、「永遠平和」の体制として位置づけるためには、強靱な道徳的意志が必要であることを忘れてはならない。オリンピックにおける直接的暴力のない世界の実現可能性は、道徳的意志から発したものであることに注視しておく必要がある。

そこで次章では、人間の尊厳と道徳性の問題を基礎とした、人間の道徳（実践哲学）について考察を進める。オリンピックに関わるのは、「国家」や「国民」といった抽象的な存在ではなく、IOC 委員、競技者、コーチ、観客などの「人間」である。「戦争」も「平和」も予期せぬ時に起こるものではなく、人間の行動の結果として生じるものであるからこそ、「人間」の道徳性に焦点をあてて、本研究の最後のまとめとする。

注記および引用・参考文献

- 1) 例えば、過去の代表的な歴史を振り返ると、1972（昭和 47）年のミュンヘン大会ではアラブ・ゲリラによるイスラエル選手人質射殺事件が起き、1976（昭和 51）年のモントリオール大会では、南アメリカのアパルトヘイト政策に反対するアフリカ諸国がオリンピック出場をボイコットした。1980（昭和 55）年のモスクワ大会は、ソビエト連邦のアフガニスタン侵攻に反対する西側諸国が、アメリカを中心に出場をボイコットした。そして、1984（昭和 59）年のロサンゼルス大会では、ソ連を中心とする東側諸国が、モスクワ大会の報復として出場をボイコットしたなどの歴史を挙げることができる。
- 2) 小石原美保（2015）日本人トップアスリートの「手記」－揺らぐアイデンティティとナショナリズムの変容。土佐昌樹編著、「東アジアのスポーツ・ナショナリズム－国家戦略と国際協調のはざままで－」。ミネルヴァ書房：京都，pp.48-49.
- 3) 「ナショナリズム」とは、「民族主義，国民主義，国家主義などと訳されるように非常に多義的な概念である。一般的には，あるネーション（nation：民族，国民）が他のネーションに対して，自らの一体性や自立性あるいは優越性を主張・誇示する感情・思想・イデオロギー・運動などの総称。（中略）近代世界の動きとともにその意味内容や性格も変化し，一方で非常に民主主義的・連帯的なものになれば，他方ではきわめて排外主義的・侵略主義的なものになる」と定義されている。濱嶋 朗・竹内郁郎・石川晃弘編（1997）社会学小辞典。有斐閣：東京，p.475。「ナショナリズム」を参照した。
- 4) 実際に，オリンピック憲章の第 6 条では「オリンピック競技大会は，個人種目または団体種目での選手間の競争であり，国家間の競争ではない」と明記されている。International Olympic Committee：日本オリンピック委員会訳（2016）OLYMPIC CHARTER「オリンピック憲章」，p.18. <http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>（2017 年 2 月 22 日閲覧）。
- 5) 多木浩二（1995）スポーツを考える－身体・資本・ナショナリズム。筑摩書房：東京，p.177.
- 6) ジョン・マカルーン：柴田元幸・菅原克也訳（1988）オリンピックと近代－評伝クーベルタン。平凡社：東京，p.523.
- 7) 同上書：p.523.
- 8) 濱嶋 朗ほか編（1997）前掲書，p.188.

- 9) 舛本直文 (1997) 『東京オリンピック』の映像解釈：「芸術か記録か」論争からみたオリンピックズム。体育学研究, 42 : p.162. () の中の言葉は筆者による。
- 10) ジョン・マカルーン：柴田元幸・菅原克也訳 (1988) 前掲書, p.523-524.
- 11) 多木浩二 (1995) 前掲書, p.176. 傍点は筆者による。
- 12) Heather L. Reid (2006) *Olympic Sport and Its Lessons for Peace*. *Journal of the Philosophy of Sport*, 33 : p.212.
- 13) 阿部 潔 (2001) スポーツ・イベントと「ナショナルなもの」ー長野オリンピック開会式における「日本らしさ」の表象ー. 関西学院大学社会学部紀要, 90 : p.86.
- 14) 西原和久 (2015) 越境する実践としてのトランスナショナリズムー多文化主義をこえるコスモポリタニズムと間文化主義への問いー. 成城大学研究機構グローバル研究センター「グローバル研究」, 2 : p.7.
- 15) 寺田俊郎 (2004) カントのコスモポリタニズムー世界市民とは誰か. 情況 第三期, 5 (12) : p.178. () の中の言葉は筆者が加筆。
- 16) カント著：遠山義孝訳 (2000) 永遠平和のために. カント全集 14 歴史哲学論集. 岩波書店：東京, p.252. / Kant, I. (1968/1795) *Zum ewigen Frieden . Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.343.
- 17) 同上書 : p.268. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354.
- 18) 小寺 彰 (2011) 国際スポーツ法. 道垣内正人・早川吉尚編著者, 「スポーツ法への招待」. ミネルヴァ書房：京都, p.95.
- 19) 同上書 : p.97.
- 20) 同上書 : p.97.
- 21) 同上書 : p.104.
- 22) 同上書 : pp.104-106 を参照した.
- 23) 同上書 : p.97.
- 24) 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) JOA オリンピック小事典. メディアパル : 東京, p. 26.
- 25) 同上書 : p.27.
- 26) International Olympic Committee : 日本オリンピック委員会訳 (2016) OLYMPIC

- CHARTER「オリンピック憲章」, p.18. 前掲ホームページ (2017年2月22日閲覧) .
- 27) 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) 前掲書, p.26.
- 28) カント著:遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.268 / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354.
- 29) 同上書: p.268 / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354. を参照した.
- 30) 同上書: p.268 / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354.
- 31) 同上書: p.263 / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354.
- 32) 仙田貴孝 (2007) カント『永遠平和のために』を読むー『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりにー. 九州保健福祉大学研究紀要, 8: p.207.
- 33) 千葉 眞 (2014) 連邦主義とコスモポリタニズムー思想・運動・制度構想ー. 風行社: 東京, p.67.
- 34) 同上書: p.68.
- 35) 同上書: pp.68-69 () 中の言葉は筆者による.
- 36) 新川信洋 (2015) カントの平和構想ー『永遠平和のために』の新地平ー. 晃洋書房: 京都, p.52.
- 37) 同上書: p.52.
- 38) 同上書: p.58.
- 39) 寺田俊郎 (2004) 前掲論文, p.178. () 中の言葉は筆者による.
- 40) 千葉 眞 (2014) 前掲書, p.69.
- 41) International Olympic Committee: 日本オリンピック委員会訳 (2016) OLYMPIC CHARTER「オリンピック憲章」, p.11. 前掲ホームページ. (2017年10月15日閲覧) .
- 42) IOC委員の定員は115人であり, 定員115人のうち国内オリンピック委員会 (NOC) 会長, 選手委員, 国際競技連盟 (IF) 会長がそれぞれ15人以下の人数が入ることになっている. 2012年6月現在, IOC委員の数は111名であり, その比率は, ヨーロッパ (EOC) 47人, アジア (OCA) 24人, パンアメリカン (PASO) 20人, アフリカ (ANOCA) 15人, オセアニア (ONOC) 5人となっている. IOCの最高意思決定機関は, このようなIOC委員全員が出席する総会であり, その総会の実質的な内容は, オリンピック憲章の条項の改廃, IOC委員の選任, 大会開催都市の決定, 加盟NOCやIFの承認などである. 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) 前掲書, p.28を参照した.
- 43) 小寺 彰 (2011) 前掲書, p.109.

- 44) 関根正美 (2016) 近代オリンピックの理念から新たな哲学へ. 日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所「オリンピックスポーツ文化研究」, 1 : p.6.
- 45) 谷釜了正 (1996) 日本からのオリンピック改善提案. 天理やまと文化会議編, 「新・スポーツ文化の創造に向けて」. ベースボール・マガジン社 : 東京, p.238.
- 46) カント著 : 遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.261. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.349. 傍点は著者による.
- 47) 同上書 : p.273. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.357.
- 48) 同上書 : pp.269-270. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.355. 傍点は著者による.
- 49) 同上書 : p.270. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.355.
- 50) 千葉 眞 (2014) 前掲書, pp.69-70.
- 51) カント著 : 遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.268. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.354. を参照した.
- 52) カント著 : 高橋克也訳 (2003) 人間学遺稿. カント全集 15 「人間学」. 岩波書店 : 東京, p.402. / Kant, I. (1913) *Kant's handschriftlicher Nachlaß. Anthropologie. Kants Werke Akademie-Textausgabe XV. Anthropologie.* Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.517.
- 53) カント著 : 福田喜一郎訳 (2000) 世界市民的見地における普遍史の理念. カント全集 14 「歴史哲学論集」. 岩波書店 : 東京, pp.27-28. / Kant, I. (1968/1784) *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht. Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781.* Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.37.
- 54) 加藤国彦・小野原雅夫 (1997) 新しいカント学習のための予備的考察 (上) - 第 I 部 世界市民のパースペクティブ. 福島大学教育実践研究紀要, 32 : p.49 を参照した.
- 55) 同上論文 : p.49.
- 56) カント著 : 福田喜一郎訳 (2000) 前掲書, p.29. / Kant, I. (1968/1784) *ibid.*, S.38.
- 57) カント著 : 中山 元訳 (2006) 永遠平和のために / 啓蒙とは何か. 光文社 : 東京, p.18.
- 58) 加藤国彦・小野原雅夫 (1997) 前掲論文, pp.49-50.
- 59) 同上論文 : p.50.
- 60) 同上論文 : p.51.

- 61) 千葉 眞 (2014) 前掲書, p.71.
- 62) 東京都教育委員会 (2016) オリンピック・パラリンピック学習読本高等学校編. 東京都教育庁指導部指導企画課: 東京, p.47.
- 63) 加藤国彦・小野原雅夫 (1997) 前掲論文, p.52.
- 64) 新川信洋 (2015) 前掲書, p.59.
- 65) Heather L. Reid (2006) *op.cit.*, p.212.
- 66) *Ibid.* : p.212.
- 67) この「歓待(友好)の権利」は、「歓待」と「友好」の言葉が並べられているが、リードの共同体の論考に倣い、以降は「友好の権利」として、「友好」を主として議論をする。
- 68) 朝日新聞「Rio 2016 OLYMPICS」. 2016年8月11日付朝刊, 14(7).
- 69) 古川敏明 (2015) ピンポン外交のその裏側で: 「小さなピンポン球が大きい地球を動かした」. 流通経済大学社会学部論叢, 26(1): 143-187 を参照した。
- 70) 新川信洋 (2015) 前掲書, p.82.
- 71) 東京都教育委員会 (2016) オリンピック・パラリンピック学習読本中学校編. 東京都教育庁指導部指導企画課: 東京, p.34.
- 72) カント著: 遠山義孝訳 (2000) 前掲書, p.274. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.358.
- 73) 寺島俊穂 (2015) 戦争をなくすための平和学. 法律文化社: 京都, p.32.

第四章 オリンピックに平和をもたらす人間の条件
— 尊厳と道徳性の規範 —

第一節 オリンピックにおける道徳的人間学

第一項 道徳性の要請

本研究では、これまでオリンピックにおける平和構想について、カントの「敵意のない平和状態」の条件に即して考察を進めてきた。

オリンピックをめぐる平和構想には、オリンピックが実質的に国家を基盤とした国際大会である限りにおいて、国家間の競争が戦争や暴力にまで転化される危険性があり、それをできる限り回避しなければならないという課題があった。この課題に対してこれまでの本研究の考察の結果、国際法と世界市民法による法的な体制を創り、その法的な体制を軸に「平和連合」を創設すること、そして制限のある「友好の権利」を遵守することなど、国境を越えて協力しあうコスモポリタニズムの体制を構築するという結論に至った。ここで制限のある「友好の権利」というのは、国家間や個人間の敵対する動向を阻止し、無制限な交流を制限することによって、暴力的拡張を「制限する」という思考に基づいている。しかし、コスモポリタニズムの考えはさらなる考察を必要とする。それは、「国家と言っても、それを構成するのは一人ひとりの人間である以上、カントが示した条項の達成も、結局、人間自身の善なる改革を抜きにしては成し得ない」¹⁾ことから、人間自身の強靱な道徳性がここで要請されるのである。

第二項 カントが規定する道徳性：「自律」と「尊厳」

第二章第三節で確認したように、カントは「意志の自律が人倫性の最上原理」²⁾と断言し、「自律が、人間などあらゆる理性的本性の尊厳の根拠なのである」³⁾と考えていた。カントの考える道徳性を再度、確認しておきたい。

さて、道徳性は、一個の理性的存在者が目的自体それ自身でありうるための唯一の条件である。というのも理性的存在者は、道徳性を通じてのみ、目的の国で法則を立法する成員であることが可能だからである。それゆえ人倫性だけが、そして人倫性を具えているかぎりの人間性だけが尊厳をもつ。労働における熟練や勤勉は、市場価値をもつ。機知や潑刺とした構想力や諧謔は愛好価値をもつ。それに引き換え、約束における忠実や、原則に基づく（本能に基づくものではない）善意は、内的価値をもつ。自然も芸芸も、そうした忠実や善意が欠けている場合に、それらの代わりとなりうるものを何ももち合わせていない。というのも、そうしたものの価値は、利益や効用に

とらわれることなく、たとえ結果的によくてもそれだからというのではなく、おのずと行為にはっきり現れる心術に、すなわち、意志の信条に存するのである。⁴⁾

「尊厳」は、今日さまざまな形で用いられ、すべての人に内在する人類共通の思想として継承されている⁵⁾。1948（昭和23）年に国際連合で採択された「世界人権宣言」は、全ての人間が「固有の尊厳」と平等で譲ることのできない権利を持っていることを提唱し、世界の人権に関する規律の中で最も基本的な意義を有している。

ところが、カントの考えでは、人間は道徳性を備えることができる存在であることによつてのみ、尊厳の価値をもつとされる。カントによれば、人間は「市場価値」や「愛好価値」をもつ存在でもあるが、これらの価値は絶対的価値である「尊厳」とははっきり区別されなければならないとする。つまり、カントにおける「尊厳」の帰属対象とは、「意志の自律」をもつ主体であり、そのような主体にカントは尊厳を認めるのである。たとえ金メダルを獲得した競技者であっても、「約束における忠実」や「原則に基づく善意」が欠けていれば、その人は相対的価値である「価格」をもつだけにすぎず、内的価値である「尊厳」をもつ者に値しないということである。

では、これまでオリンピックやスポーツの場面において、「尊厳」概念はどのような価値を有してきたのだろうか。

第三項 オリンピックにおける「尊厳」概念の実態

「人間の尊厳」に関する概念への問題関心は、医学や倫理学、教育学の分野で多く議論され、特にヒト胚研究や終末期医療、エンハンスメントなどの生命倫理学の主要なテーマとして展開されている。相原は、「この概念の役割を弁護するカスによれば、臨床医学の領域では患者の悪用に対する防壁として機能している。患者はたんなる物に還元されてはならず、たんなる肉体として扱われてもならない。また研究のための被験者をたんなる実験動物として扱うことも許されない。これらは、まさに人間の尊厳に訴えることで理解できる」⁶⁾と臨床医学の立場から尊厳概念の機能における価値を述べている。

その一方で、現行のオリंपィズムにおいても、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指す」⁷⁾と謳い、「人間の尊厳」を守った上で平和な社会を推進するという思想が提唱されている⁸⁾。しかし、「人間の尊厳」概念を無視したドーピング違反や人権問題が後を断たず、深刻な議論となっている。

例えば、1972（昭和 47）年のミュンヘン大会ではパレスチナ武装組織による殺人事件が起こり、1976（昭和 51）年のモントリオール大会では人種差別問題により参加国が激減した。1980（昭和 55）年のモスクワ大会では東西冷戦下の情勢悪化により、アメリカを含むおよそ 50 か国がオリンピックをボイコットしている。日本も多くの選手やコーチが参加を訴えたが不参加となった。現代に至っては、かつてのアメリカ・ソ連を代表とする東西の緊張が緩和されたにもかかわらず、依然として地域ごとの紛争が絶えない。また、ドーピングを筆頭とする勝利至上主義や倫理的価値を覆す問題行動が多く浮き彫りとなっている。2016（平成 28）年、国際カヌー連盟は、組織的なドーピングがあったとして、ルーマニアとベラルーシのスプリントチームに 1 年間の出場停止処分を科し、リオデジャネイロ大会の出場資格を剥奪した⁹⁾。また、国際陸上連盟は、ロシアの組織的なドーピング問題で、ロシアの陸上選手団に対してリオデジャネイロ大会への出場資格停止処分を科した。ロシアオリンピック委員会は「ドーピングをしていない選手はオリンピック出場を認めるべきだ」として、スポーツ仲裁裁判所（CAS）に 68 人の選手の処分取り消しを求めて提訴したが、CAS は組織的なドーピングが確実であるとして、その訴えを退けた¹⁰⁾。このような国家や組織を挙げてドーピング違反をする行為、あるいはデザイナー・ベビーや遺伝子ドーピングなどの行為は、「他者を手段としてのみ扱い、人間としてではなく物件同様に扱っていることにつながる。それは本来、内在している絶対的価値としての尊厳を尊重しない行為となる」¹¹⁾のである。つまり、オリンピックやその周辺には、カントの規定する「尊厳」の価値をもつ人間ではなく、人間の本質である傾向性や欲求に翻弄された「価格」や「物件」の価値しか持たない人間が多く存在しているということである。

このような国家同士の人権に関わる問題やドーピング違反の例を見ても、オリンピックに参加する一部の人々が「人間の尊厳」そのものを遵守できていないという実態が確認できる。では、「人間の尊厳」を守った上で平和な社会を推進するために、一体どのような行為がオリンピックに参加する人々に求められているのだろうか。

次節では、オリンピックにおける事例を取り上げながら、「価格」という相対的価値ではなく、「尊厳」という内的価値をもった人間とその人間に求められる行為に注目し、「尊厳をもつ人間」による道徳的な行為について考察する。

第二節 オリンピックにおける「尊厳をもつ人間」とその行為：個から類へ

第一項 尊厳をもつ個々の行為：第 29 回北京大会の事例

2008（平成 20）年北京大会の大会期間中、ロシアとグルジアは戦闘状態が続いていた。そのような中で、ロシアとグルジアの射撃女子エアピストルの選手が決勝に進出し、ロシアのナタリア・パデリナ選手が銀メダル、グルジアのニーノ・サルクワゼ選手が銅メダルを獲得した。表彰台上に上がった 2 人は互いに健闘を称え、観客からは拍手が巻き起こった。1988（昭和 63）年ソウル大会でソ連代表として金メダルと銀メダルを獲得し、20 年ぶりのメダルを獲得したサルクワゼは、「(あの時の) 金メダルより意義深い。射撃という一見、戦争を連想させる競技でつながる私たちだけど、2 人の友情には何も立ち入れない」と話し、この発言にパデリナも同調した¹²⁾。

本来ならば、IOC と国連によって提唱されている「オリンピック休戦」が実行され、ロシアとグルジアの軍事衝突を停止する措置が期待される場所であるが、残念ながらその休戦活動の実現は叶わなかった。しかし、たとえ互いの国家同士が政治的に敵対関係だとしても、サルクワゼとパデリナは自国の状況とは相反する友好的な態度を見せた。このような態度は、戦争という問題を抱えながらも、互いを敵ではなく同等の人間として見なすという「意志の自律」に基づいた道徳的行為であり、国際的な友好が助長された事例でもある。「意志の自律」とは、「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなければならない」¹³⁾という道徳法則を基調とした意志である。

つまり、彼女らのような「意志の自律」をもつ人間存在と道徳的で友好的な行為を貫く道徳性そのものが、「尊厳」をもつ人間として認められ、国際親善を促すような平和をオリンピックにもたらすことが可能となるのである。特に、競技者は実質的に「国の代表」として大会に参加している以上、自国の歴史や政治的な背景を意識して参加する人もいるだろう。自国が戦争や紛争を繰り返す中で、その戦争相手が大会での対戦相手だった場合、「社会の代替の場」としてオリンピックが機能する恐れもある。そのような国家間あるいは個人間の危うさがある中で、政治や戦争といった外的要因に屈することのない彼女らの徹底された「意志の自律」こそが、オリンピックに平和をもたらす可能性を示しているのである。

さらに、このような道徳性を貫く個人の意志が次世代へ継承されるためには、個から「類」へと展開される必要がある。

第二項 個から類への展開：第 27 回シドニー大会の事例

2000（平成 12）年シドニー大会では、人種差別に直面してきたオーストラリアの先住民アボリジニと白人社会との「和解」をテーマとして掲げ、アボリジニと白人の混血選手であるキャシー・フリーマンが最終聖火ランナーとして聖火を点火した。フリーマンは陸上女子 400m で優勝し、オーストラリア国旗とアボリジニ旗を掲げてウイニングランをした。本来ならば、IOC の認めていない旗（アボリジニ旗）をオリンピックの場に持ち込むのは政治的意図を示す行為に相当するため、オリンピック憲章によって禁止されている。しかし、フリーマンの行為を IOC は容認したのである¹⁴⁾。

とはいえ、オリンピック憲章によって禁止されている行為を実行することは、反発を起こしかねない。カントも「人間の法は、たとえ支配権力にどれほど大きな犠牲を払わせるにしても、神聖に保たれなければならない。その際、それを折衷して、実用的で、条件付きの法という（法と利益の間の）中間物を考えだしてはならない」¹⁵⁾と述べるように、どれほどの利益や実用性に優れていたとしても、法は決して意図的に変更や運用されてはならない。このことは、オリンピック憲章も同様である。したがって、ここで議論すべきことは、フリーマンがオリンピック憲章に反する政治的な行為をしたにもかかわらず、それがなぜ「平和」につながるのかという矛盾を解明することである。

ここで再び、カントの「敵意のない状態」の実現可能性への信念が、「真の政治はしたがって、あらかじめ道徳に敬意を払った後でなければ、一步も前進することができない」¹⁶⁾という強靱な道徳的意志を根底に置いている点を見逃してはならない。道徳とは、「無条件に命令する諸法則の総体」であり、ここでいう諸法則とは道徳法則のことである。永遠平和のような目的は、道徳的意志から発した無条件的なものを必要とし、例外なくすべての人に当てはまるものでなくてはならない。オリンピック憲章も無条件性を必要とする法であるが、オリンピックに参加する人間は「何でも自分の意志の信条に基づいてしなさい、ただしその時に自分の意志は、自分自身を普遍的に法則を立法するものとして対象化できるような意志でなければならない」¹⁷⁾という道徳法則を基調とした自律の能力がまず求められ、けっして他人によって決められた法則に従うような他律的存在であってはならないのである。アボリジニが白豪主義によって人種差別を受けたという歴史的事実から、アボリジニの代表として起こしたフリーマンの行為は、政治性を伴うとして非難されるべきものではなく、むしろ道徳法則を基調とした永遠平和という無条件的な義務を遂行した行為

なのである。

さらに、このようなフリーマンの「個」における行為に対して、IOC委員がオリンピック憲章に固執しない拡大解釈を決断して認めたように、尊厳をもつ道徳的な主体としての人間が単なる人類という種に属する人間ではなく、「類」としてオリンピックに存在することによって、その人間が相互理解を促すような平和をもたらすことが可能となるのである。カントは、「意志の自律」を要する理性的存在者としての「個」を尊重しながらも、「(地上で唯一理性をもった被造物としての)人間において、理性の使用をめざす自然素質が完全に展開しうるのは、その類においてだけであって個体においてではないだろう」¹⁸⁾と述べ、個々の成員としての人々は誰もが死ぬが、類としての理性の完全展開は身体の死を超えて存続するものであると主張する。つまり、「尊厳」は単に道徳的に善い行為をする「個」にだけ具わるようなものではなく、「類」としての人間が本来的に有すべき価値であり、「人間の尊厳」は意志の自律をもつ「類」によって展開されることを目指す思想として存在するのである。

したがって、フリーマンのような「尊厳をもつ人間」が必然的に果たすべき道徳的行為とは何かを問い、その道徳的行為が直接的にオリンピックで関わり合う「類」としての人間によって展開されることが重要なのである。IOCの認めていないアボリジニ旗をオリンピックの場に持ち込むという行為は、フリーマンやIOCが禁止行為でありながらも、アボリジニと白人社会の「和解」と「平和」を引き寄せる「意志の自律」を貫いた成果であると言える。

第三項 「尊厳をもつ類」としての共同体

オリンピックは、個人の「尊厳」が認められる大会である。そして、「尊厳」は絶対的価値であるからこそ、オリンピックでは「尊厳をもつ人間」に相応しい道徳的行為がその都度要求され、平和へ接近する判断が何であるかを創造していくことが重要となる。さらに、フリーマンのような「意志の自律」をもった個々の人間は平和を創造することはできるが、オリンピックに関わる全ての人間が、平和な社会の実現に向けて尊厳を有する「類」の価値を持たなければならない。「類」の価値としての義務とは、人間のだれもがいつでも、またどのような状況の下でも偶然や例外を許さず、道徳法則に従うべきであることを根底に置いた共同体として存在することである。カントにおける道徳法則とは、「人間のだれもが従わなければならない普遍性をもつ」¹⁹⁾ものであり、「私だけが、あるいは私とは別のある

人間だけが従うべきだといった、普遍性を欠いた道徳法則は存在しない」²⁰⁾のである。道徳的な意志をもつ「尊厳」が「類」という共同体としてオリンピックに浸透していなければ、偶然や例外を許さないという道徳を確保することはできず、平等を裏付ける平和をもたらすことは難しくなると言えよう。

したがって、オリンピックに平和をもたらすためには、個のレベルからさらに類のレベルでの尊厳が現実に働かなければならない。それは、オリンピックに直接的に関わる競技者やコーチらだけでなく、間接的に関わる観客や競技者を派遣する各競技団体の人間すらも「尊厳をもつ類」として存在することが必要であるということである。

この点を踏まえ、次節では、「尊厳」という絶対的価値を備えている人間が「類」として結合することによって生まれる「目的の国」について考察する。カントは、他人をすべて「尊厳」という価値の担い手として相互に尊敬しあう「目的の国」の実現によって、「敵意のない平和状態」を創設することができると考えていた。オリンピックにおいてコスモポリタニズムの体制や尊厳の価値が現実化し、機能するための最後の条件がオリンピックの共同体論であり、「目的の国」の論理がここで要請されるのである。

本研究の最終節としては、オリンピックに平和をもたらす「目的の国」の実現に関する議論を人間の立場から展開していく。

第三節 オリンピックに平和をもたらす人間の道徳的完成

第一項 「尊厳」をもつ「目的の国」の立法的成員

「目的の国」とは、「さまざまな理性的存在者が共同の法則を通じて体系的に結合していること」²¹⁾であり、「互いに他を目的それ自体として尊重しあう共同体」²²⁾のことである。共同の法則というのは、「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」²³⁾という道徳法則のことである。カントはこのような普遍的な道徳法則を全うする人間には、他者に対して「尊敬」の念を懐く必然性が高いと言う。

道徳法則はあらゆる人間を間違いなく謙遜にさせるが、それは人間がこの法則と自分の本性の感性的性癖とを比較することによってなのである。あるものの表象がわれわれの意志の決定根拠となつて、われわれをわれわれの自己意識において謙遜にさせるとすると、そのものは、それが積極的であり決定根拠であるかぎりにおいて、それだけで尊敬を惹き起こす。であるがゆえに、道徳法則は、主観的〔主体的〕にもまた尊敬の根拠なのである。²⁴⁾

カントが述べていることは経験の場面でも確認できる。例えば、「われわれは道徳的に生きる人間や、そのひとがなす行為に対して、尊敬の感情を懐くが、それはそのひとの生き方や個々の行為に、そのひとの心構えのうちに成り立つ道徳性の価値すなわち尊厳が、反映しているのを見いだす」²⁵⁾からである。つまり、道徳法則は人間の心のうちに「謙遜」と「尊敬」という感情を引き起こす機能を有しているということである。

このことは自ずとオリンピック競技者の資質にも現れる。競技者自身が道徳的にまだ不完全であることを認め、自らの行為が道徳的に適合するように努力すべきだと思っている競技者は、勝利や金メダルを獲得することだけに囚われている競技者と違って、つねに謙遜あるいは謙虚であろうとする。そして、そのような謙虚な人間は道徳的な心構えから生じたと思われる他人の行為に、尊敬の感情をいっそう強く懐くのである。このような他人の行為に対して尊敬の感情が懐く瞬間というのは、もともと道徳的な行為を常に心掛けている人間に現れるとされる。例えば、オリンピックでは次のような事例がある。

先に述べた 2006 (平成 18) 年トリノ大会でカナダ選手のストックが破損し、ライバルであるノルウェーのコーチがストックを提供した。この道徳的な行為は、8年後の 2014 (平

成 26) 年のソチ大会に引き継がれたのである。それは、スキー競技男子スプリント・フリーの準決勝でロシア選手のスキー板が折れ、カナダのコーチが自国選手のために用意していたスペアのスキー板をロシア選手に履かせたのである。驚くべきことは、今回ロシア選手を助けたカナダのコーチというのは、2006（平成 18）年のトリノ大会でストックを折ったカナダ選手と同じチームメンバーの夫だという²⁶⁾。

カナダのコーチは、2006 年のノルウェーのコーチの行為を模範として、自分もそのような心構えが必要であるという感情を呼び起こしたと思われる。逆に、道徳的な行為に尊敬の念を持たない人間は、勝利という欲だけに囚われているため、他人のそうした行為に対しても尊敬の念を懐くことはない。このノルウェーとカナダの両コーチは、道徳的な行為に尊敬の念をもっているという点でカントの思考する「尊厳」の価値をもつ人間である。彼らのような人間が互いに自他を目的それ自体として尊敬しあう「類」として拡散することによって、道徳法則を基礎とする「目的の国」が表出され、平和状態への可能性を見出すことができるのである。

さらにカントは、「目的の国」を成就させるためには、「道徳的政治家」の存在が必要であると述べる。そこで『永遠平和』の最後の部分にあたる「第二補説」では、道徳と政治の関係が問題になる。

第二項 「道徳的政治家」としての IOC 委員の役割

カントは、「政治の利益に役立つような道徳を考えることはできないが、道徳にかなった政治は考えうるし、また考えるべきだ」²⁷⁾とする。そしてカントは、このような道徳と合致した政治を実現するためには、「道徳的政治家」の存在が必要であるとする。道徳的政治家の目指すべき課題は、自らの利己心を犠牲にしても「まず第一に純粹実践理性の国とその正義とを追求せよ」²⁸⁾である。この「純粹実践理性の国とは、カントが道徳の要に据えた『目的の国』で、すべての人間が互いに他を目的それ自体として尊重しあう共同体」²⁹⁾である。

現実のオリンピックにおける政治家とは、IOC 委員だと考えられる。なぜなら、IOC 委員は大会全体を運営するだけでなく、開催立候補の受け付けや開催都市選定の手続きの決定までさまざまな決定権を保持しているからである。果たして、大会における政策策定とその実行を担う立場にある IOC 委員は、「道徳的政治家」としての任務を遂行できているだろうか。

オリンピックは国際政治に翻弄され、政治の道具とされる機会が多い。1980（昭和 55）年のモスクワ大会はまさに外部の政治の圧力に屈した大会であり、ボイコットによる不参加は選手に困惑を与えた。オリンピック憲章に則って、各国の政府や IOC 委員がどんな犠牲を払ってでも選手らの平等や自由を守らなければ、オリンピックと平和の関係は一向に埋まることのない溝を擁することになる。しかし、オリンピック憲章に則って行為を規定するだけでは平和状態は創れない。オリンピックに参加するすべての人間が「信条が普遍的な法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」³⁰⁾という道徳法則から出発することが重要なのである。

先に述べた 2000（平成 12）年シドニー大会の事例で言えば、フリーマンがオーストラリアの国旗とアボリジニ旗を掲げてウイニングランをした。本来ならば IOC の認めていない旗（アボリジニ旗）をオリンピックの場に持ち込むことは、政治的意図を示す行為であるとしてオリンピック憲章によって禁止されている。しかし、IOC はオリンピック憲章に固執しない拡大解釈を決断し、容認したのである³¹⁾。これは、フリーマンと IOC 委員が誰もが普遍的に認める「平和」を引き寄せる行為を貫いた結果であり、会場に居合わせた観客や報道関係者も彼女を大きな拍手によって称えた。オリンピック憲章を遵守することは紛れもなく重要であるが、オリンピック憲章を最高の原理とみなしてそこから出発するのではなく、人類共通の普遍的な道徳法則を基礎に置くことが重要になる。このことは、「敵意のない平和状態」を形成する一つの条件となるのである。

先行研究においては、「スポーツと平和」、あるいは「オリンピックと平和」の関係性が確固たるものになるためには、スポーツの世界における高度な政治性の確立が重要であるとの見解を確認した。そこから、「オリンピックと平和」の関係において高度な政治性を確立するためには、IOC 委員が「道徳的政治家」としての任務を遂行しなければならない。その任務とは、大会を運営する際に「真の政治はしたがって、あらかじめ道徳に敬意を払った後でなければ、一步も前進することができない」³²⁾という道徳的意志から出発する思考を持ち、さまざまな政策決定に対して普遍的な道徳の優位性を確保しなければならないということである。そして、IOC 委員が道徳的意志による普遍的な判断を下したとしても、それだけでは道徳と政治が一致したとは言えない。IOC 委員が権限による判断を積み上げていく過程で、「すべて他人の権利に関係する行為で、その行為の格率が公表性と一致しないものは、不正である」³³⁾という公表性と政治が結びついていなければならない。道徳と政治が一致する基準というのは、政治や政略においてすべておおよげに公開できるという

要素を持っていることが条件でもある。この公表性は常に「正義」とも結びついており、「公表性を欠くといかなる正義も存在しない」³⁴⁾のである。したがって、IOC委員は「純粋実践理性の国（目的の国）とその正義」という課題を実現させるのが役目でもあり、道徳と政治が常に一致している状態を考えなければならないのである。最終項では、道徳と政治が一致するという形式についてさらに確認しておきたい。

第三項 道徳と政治が一致する形式的原理

カントは「純粋実践理性の国とその正義」の課題を実現させるためには、たとえ物理的な結果がどうであれ、人類共通の普遍的な法則を基礎に置き、そこから出発することによってのみ「汝の目的（永遠平和という善行）はおのずから汝のものとなろう」³⁵⁾と結論づけるのである。この「純粋実践理性の国とその正義」をカントは次のように表現している。

政治的格率は、格率に従うことから期待される各国家の善行と幸福から、それゆえ各国家が対象とする目的を、国家政策の最高の（しかし経験的な）原理とみなして、そこから（つまり目的を意欲するところから）出発してはならない。そうではなくて、法義務の純粋概念から（その原理がアプリアリに純粋理性によって与えられているところの当為から）、たとえどのような物理的結果が生じるにしても、そこから出発しなければならないということである。³⁶⁾

カントは、「国家政策の基盤を経験的な国策や国家の利益に置くのではなく、人類共通の普遍的な理念に置くことによってのみ、永遠平和の可能性が見出せる」³⁷⁾とし、どのような事柄であっても「信条が普遍的な法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」³⁸⁾という原理が先行しなければならないとする。

オリンピックは巨額の費用をかけて開催され、国家戦略に利用されることもある。さらに、オリンピックの開催に向けては、国家予算や都市の予算が利用され、これまでオリンピックを開催した都市の中には費用や施設などの面で多額の負担を被った都市もある。「平和な社会の推進」というオリンピックの目的が、開会式や閉会式による派手な演出によって表現されることもあるが、それが一過性であることも私たちは理解すべきであろう。つまり、オリンピックにおける持続可能な「敵意のない平和」を実現させるためには、普遍

的法則が先行する「道徳と政治の一致」という形式的な実践哲学が必要なのである。

IOCはオリンピック憲章をオリンピックにおける法律と位置付けていることから、普遍的な法則はオリンピック憲章に記載されているものと捉えてよいだろう。しかし、先に述べたフリーマンの事例のように、オリンピック憲章には拡大解釈が可能であったり、政治的介入を避けると憲章で掲げていながらも、各国の政府や議員が大会に積極的に関与していたりするなど、オリンピック憲章を超える現象が実際に起こっている。これは、カントが平和条約は単なる一時的な条約であり、敵意のない完全な平和状態を創り出すための条約ではないと批判したように、オリンピック憲章も現実に対して有効であるとは限らない。このような状態を克服するためには、各国家が共通の法にしたがっている「公法の状態を実現することが義務」³⁹⁾である。オリンピック憲章のような拡大解釈が可能なものではなく、オリンピック憲章に先立つ「公法の状態」を実現させることが真の「平和」を実現する方法なのである。したがって、オリンピックには法的な効力を有する国際法と世界市民法が必要であると考えられる。そして、「公法の状態」を実現させるためには、「道徳と政治が一致」していなければならないのである。

先にも述べた道徳の形式的な原理とは、「信条が普遍的な法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい」⁴⁰⁾というものであり、誰もが例外なくおこなってもよいと思える普遍的なものであれば、どんな場合でも実行しなくてはならないという道徳の力である。例えば、フリーマンの事例で言えば、フリーマン自身の利益や都合を優先することはできるが、すぐにそれは自分の手を離れて、普遍的なルールとしてあらゆる人の利益や都合を保障するために活用されるものとなる。つまり、フリーマンの行為を認めた途端に、それは他の人にも認めざるを得なくなり、あらゆる人が禁止されている旗を掲げてしまうことにもなりかねない。しかし、フリーマンの行為がなぜ許されるかと言えば、人種差別などの暗い歴史から「平和」への道を獲得する中で、そこにはだれがおこなってもいいと思える普遍的な道徳の力が備わっているからである。このような普遍的な道徳の力とフリーマンの行為を許すというIOC委員の道徳的政治家としての力が一致した状態を確立させることが、「公法の状態」における「純粹実践理性の国（目的の国）とその正義」の実現につながり、オリンピックに平和をもたらすことができるのである。

結び オリンピックに平和をもたらす人間の条件

現行のオリンピズムは、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指す」⁴¹⁾と謳い、「人間の尊厳」を守った上で平和な社会を推進するという思想が提唱されている。だが、「人間の尊厳」を無視したドーピング違反や人権問題が後を断たず、深刻な議論となっている。そこで、オリンピックにおける事例を取り上げながら、「価格」という相対的価値ではなく、カントの規定する「尊厳」という絶対的価値をもった人間とその人間に求められる行為に注目し、「尊厳をもつ人間」による平和へ接近する道徳的な行為について考察を進めた。

その結果、オリンピックにおける「人間の尊厳」に基づく「平和」の可能性は、「意志の自律」をもつ個人から「類」によって実現され、継承されるということが確認できた。無論、フリーマンのような「意志の自律」をもった個々の人間が平和を創造することはできるが、オリンピックに関わる全ての人間が、平和な社会の実現に向けて「尊厳をもつ類」の価値を持たなければ、オリンピックは永遠に平和を築くことはできないと言える。オリンピックが平和を築くためには、個のレベルからさらに類のレベルでの尊厳が現実に働かなければならず、それは、オリンピックに直接的に関わる競技者だけではなく、間接的に関わる観客も「尊厳をもつ類」として存在することが必要だということである。

そして、オリンピックにおいてコスモポリタニズムの体制や尊厳の価値が現実化し、機能するための最後の条件がオリンピックの共同体論であり、「目的の国」の実現が要請されるのである。「目的の国」とは、「さまざまな理性的存在者が共同の法則を通じて体系的に結合していること」⁴²⁾であり、「互いに他を目的それ自体として尊重しあう共同体」⁴³⁾のことである。オリンピックが平和の体制を確立し、この「目的の国」に匹敵する共同体を実現させるためには、IOC委員をも含むオリンピックに参加するすべての人間が、オリンピック憲章に則って行為を規定するのではなく、「信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従うのみ、行為しなさい」⁴⁴⁾という普遍的な道徳的意志から出発する思考を持たなければならないのである。このような普遍的な道徳的意志とIOC委員の道徳的政治家の力が一致した状態を確立させることによって、「公法の状態」における「純粹実践理性の国（目的の国）とその正義」の実現につながり、オリンピックに永遠平和をもたらすことができるのである。

注記および引用・参考文献

- 1) 仙田貴孝 (2007) カント『永遠平和のために』を読むー『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりにー. 九州保健福祉大学研究紀要, 8 : p.209.
- 2) カント著 : 平田俊博訳 (2000) 人倫の形而上学の基礎づけ. カント全集 7「実践理性批判／人倫の形而上学の基礎づけ」. 岩波書店 : 東京, p.82. / Kant, I. (1978/1785) *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. Kants Werke Akademie-Textausgabe IV. Kritik der reinen Vernunft (1.Aufl.1781) Prolegomena. Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. Metaphysische Anfangsgründe der Naturwissenschaften*. Walter de Gruyter & Co. Berlin, S.440.
- 3) 同上書 : p.75. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.436.
- 4) 同上書 : p.74. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.435.
- 5) 「人間の尊厳」概念の解釈にいたる歴史を振り返るならば, 相原は少なくとも3つの伝統の影響を指摘できると言う. それは「第一に, 古代哲学では, この概念は社会的に高い立場にある人間の名声を特徴づけていた. (中略) この概念がストア派によって, すべて人間に帰属するものとされる. だがこの概念を真に普遍化したのは, 第二のキリスト教の伝統であった. キリスト教の理解によれば, 人間は「神の似像 (imago dei)」として創造された. (中略) 第三に, ルネサンスに始まる近代哲学とともに, 尊厳概念はキリスト教の伝統を超えて, 世俗化された理解を達成した」と解釈されている. 相原 博 (2015) 人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」の検討 :ー尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するために. 法政大学文学部紀要, 72 : 47-48 を参照した.
- 6) 同上論文 : p.48.
- 7) International Olympic Committee : 日本オリンピック委員会訳 (2016) OLYMPIC CHARTER 「オリンピック憲章」, p.10.
<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2016.pdf>(2017年2月22日閲覧).
- 8) 同様のオリンピズムの第6条でも, 差別を排除し, 友情, 連帯, フェアプレーの精神をもって相互に理解することをオリンピック・ムーブメントの目的として明記している. さらに, 2014年12月に採択された「オリンピック・アジェンダ 2020」では, オリンピック開催国に対して人権尊重についての改善を義務づけることとし, IOC とオリンピック開

催国との契約書に差別禁止条項が盛り込まれることになった。

- 9) 朝日新聞「カヌー、2カ国リオ出場停止 ドーピング違反が発覚」。2016年7月17日付朝刊, p.20.
- 10) 朝日新聞「CASへ異議、ロシアが意向 ドーピング問題」。2016年7月31日付朝刊, p.19.
- 11) 竹村瑞穂 (2015) 人間の尊厳を破壊するドーピング—金メダリストをデザインすることの何が問題か?—。現代スポーツ評論, 32 : p.82.
- 12) 原田亜紀夫 (2008)「友情には戦闘も立ち入れない」。朝日新聞 2008年8月11日朝刊, p.30 を参照した。
- 13) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, p.70. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.432.
- 14) 日本オリンピック・アカデミー編著 (2016) JOA オリンピック小事典。メディアパル：東京, p.56 を参照した。
- 15) カント著：遠山義孝訳 (2000) 永遠平和のために。カント全集 14「歴史哲学論集」。岩波書店：東京, p.306. / Kant, I. (1968/1795) *Zum ewigen Frieden . Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin, S.380.
- 16) 同上書：p.306. / Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.380.
- 17) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, p.70. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.432.
- 18) カント著：福田喜一郎訳 (2000) 世界市民的見地における普遍史の理念。カント全集 14「歴史哲学論集」。岩波書店：東京, p.5 / Kant, I. (1968/1784) *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltburgerlicher Absicht. Kant Werke Akademie-Textausgabe VIII: Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter&Co: Berlin, S.18.
- 19) 宇都宮芳明 (2006) カントの啓蒙精神—人類の啓蒙と永遠平和にむけて。岩波書店：東京, p.95. 傍点は著者による。
- 20) 同上書：p.95
- 21) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, p.71. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.433.
- 22) 宇都宮芳明 (2006) 前掲書, p.250.
- 23) カント著：平田俊博訳 (2000) 前掲書, pp.53-54. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.421.

傍点は著者による。

24) カント著：坂部 恵・伊古田 理訳（2000）実践理性批判．カント全集 7「実践理性批判／人倫の形而上学の基礎づけ」．岩波書店：東京，p.231．／ Kant, I. (1971/1788) *Kritik der Praktischen Vernunft. Kants Werke Akademie-Textausgabe V: Kritik der Praktischen Vernunft. Kritik der Urteilskraft*. Walter de Gruyter & Co : Berlin, S.74.

傍点は著者による。

25) 宇都宮芳明（2006）前掲書，p.140.

26) 東京都教育委員会（2016）オリンピック・パラリンピック学習読本高等学校編．東京都教育庁指導部指導企画課：東京，p.47を参照した．

27) 小牧 治（2015）人と思想 15「カント」．清水書院：東京，p.222.

28) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.302．傍点は著者による．

29) 宇都宮芳明（2006）前掲書，p.250.

30) カント著：平田俊博訳（2000）前掲書，pp.53-54．／ Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.421.

傍点は著者による．

31) 日本オリンピック・アカデミー編著（2016）前掲書，p.56を参照した．

32) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.306．／ Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.380.

33) 同上書：p.307／ Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.381.

34) 小牧 治（2015）前掲書，p.223.

35) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.302／ Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.378.

36) 同上書：p.304／ Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.379.

37) 仙田貴孝（2007）前掲論文，p.209.

38) カント著：平田俊博訳（2000）前掲書，pp.53-54．／ Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.421.

傍点は著者による．

39) カント著：遠山義孝訳（2000）前掲書，p.315．／ Kant, I. (1968/1795) *ibid.*, S.386.

40) カント著：平田俊博訳（2000）前掲書，pp.53-54．／ Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.421.

傍点は著者による．

41) International Olympic Committee：日本オリンピック委員会訳（2016）OLYMPIC CHARTER「オリンピック憲章」，p.10．前掲ホームページ（2017年2月22日閲覧）．

42) カント著：平田俊博訳（2000）前掲書，p.71．／ Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.433.

43) 宇都宮芳明 (2006) 前掲書, p.250.

44) カント著:平田俊博訳 (2000) 前掲書, pp.53-54. / Kant, I. (1968/1785) *ibid.*, S.421.

傍点は著者による.

結章 カント哲学からみるオリンピックの平和構想

第一節 本研究の総括

本研究における「問題の所在」は、「オリンピックにおける平和とは何か」という問いにあった。近代オリンピックは、「平和な社会の推進を目指す」という国際的な使命を持って開催されてきたにもかかわらず、メダル獲得競争による勝利至上主義、競技場建設による環境破壊、組織ぐるみのドーピング違反など、多くの問題を抱えている。そのため、オリンピックはオリンピックの使命と現実の大会との間の整合性が取れていないとの問題に直面している。このような見解から、本研究の目的は、オリンピックにおける「平和」の意味を根源的に捉え直し、オリンピックの平和構想を原理的に明示することとして設定された。

序章では、前述の問題意識のもと、「平和研究」の実相、「スポーツと平和」、「オリンピックと平和」という3つの視点から先行研究の検討をした。その結果、以下のような論点が浮き彫りとなった。

- ① 「平和研究」を遂行するにあたっては、戦争や暴力を生み出さないための条件を「非暴力」による平和的な手段によって明確にすることが重要である。
- ② スポーツやオリンピックそれ自体が「平和」との関係を強固にするためには、国際政治に翻弄されないスポーツの独立した「政治性」の確立が求められる。
- ③ オリンピックは国家を基盤とした国際大会である限りにおいて、戦争と無関係ではない。そのため、国家間の競争が戦争や暴力にまで転化されることをできる限り回避しなければならないという目的をもって議論する必要がある。

オリンピックは、国家間の競争が戦争や暴力に転化されることをできる限り回避しなければならないという課題があり、オリンピック研究を進めるにあたっては戦争や暴力を生み出さないための条件を平和的な手段によって提示する必要性があった。そして、その平和的な手段を確立させるためには、オリンピックそれ自体の「政治性」の確立が求められるということである。そこで本研究は、カント哲学による平和思想を援用し、オリンピックの事象と照応しながら、オリンピックにおける「敵意のない平和状態」を創るための条件とその平和構想の原理を次のような考察を通して示した。

第一章では、「オリンピックにおける平和構想の概観：予備的考察」と題し、これまでのオリンピック研究の動向や、オリンピックにおける「平和」の実相、近代オリンピックに

における戦争と暴力との関係史に着目した。オリンピックの開催によって世界平和がもたらされることは不可能であるという批判的な見解から、オリンピックそれ自体が戦争や暴力の火種を持つという大会の要素を指摘するものに至るまで、オリンピックと平和に関する研究視点は多角的に発表されている。しかし、その多くは国家や政治的要素をオリンピックから退けようとする批判的な視点に留まり、戦争や暴力を廃絶する具体的な平和構想の提示までは踏み込めていなかった。オリンピックは、世界中で多くの政治的、宗教的な対立が存在する中で開催されるため、国家や民族同士の「敵意のない平和状態」に基づくオリンピックの平和構想を提示することが重要な課題であると、本研究は指摘した。

第二章では、「カント哲学による永遠平和の構想」と題し、第一章で議論されたオリンピックの平和構想を検討するために、カントが提唱する平和思想を整理した。カントには、戦争は絶対的に「悪」であり、戦争や暴力が起こらないようにする永遠平和の体制を、人間の努力によって創らねばならないという考えがあった。カントの平和思想が国際社会に実践されるとき、(自然によって植え付けられた)人間の邪悪な欲望である「競争精神」が平和文化を形成するきっかけとなり、最終的には「コスモポリタニズム」という世界市民的状态を確立させることが重要であると確認した。さらに、「敵意のない平和状態」をもたらす人間の条件とは何かを検討するために、カントの道徳(実践哲学)に立脚した議論を展開した。その結果、コスモポリタニズムの体制を創設するための国家の条件と、「尊厳」を有する理性的存在者としての人間の条件とがオリンピックの平和構想にとって重要な視点であることが明らかになった。

第三章では、「オリンピックにおける国家間の平和構想—法的なコスモポリタニズムの体制へ—」と題し、前章の議論を受けて、オリンピックのコスモポリタニズムによる体制について検討した。オリンピックと「国家」の関係においては、各国のメダル獲得競争が激化し、排他的なナショナリズムが先行しているとの問題があった。そのため、競技を通じて他者関係にある国家同士や民族同士が互いに交流を持ち、互いの文化について理解を深めていく平和構想の検討が必要であった。そこで、カントのコスモポリタニズムの観点に触れ、オリンピックの事象と照応しながら議論を進めた。その結果、オリンピック憲章を超える国際法と世界市民法を創ること、各国家や地域に所属する競技者らが「平和連合」を通して直接的暴力の起こらない平和状態を創造していくこと、「友好の権利」のもとに国境を越えて協力しあう体制を創っていくこと、が重要であると指摘した。

第四章では、「オリンピックに平和をもたらす人間の条件—尊厳と道徳性の規範—」と題

し、これまでの議論を受けて、平和は「人間」によって創り出されることから、人間のどのような素質によってオリンピックに平和をもたらすことができるのかを検討した。オリンピックと「人間」の関係においては、黒人選手に対する人種差別などの例を見てもわかるように、競技者らが「人間の尊厳」そのものを遵守できていないとの問題があった。そのため、人間の本質を見極めた上で、「人間の尊厳」を基調とした平和構想の検討が必要であった。そこで、カントが思考する「尊厳をもつ人間」に相応しい道徳的行為に触れ、オリンピックの事象と照応しながら議論を進めた。その結果、「意志の自律」を有する「尊厳をもつ人間」が互いに自他を目的それ自体として尊敬しあう「類」として拡散することによって、平和状態への可能性を見出すことができると指摘した。そして、IOC委員が権限による政治的な判断を積み上げていく過程で、道徳と政治を一致させ、同時に公表性という道徳の優位性が確保されていなければならないということが明らかになった。

第二節 本研究の結論

本研究の目的は、「敵意のない平和状態」を探究したカントの平和思想を中核的な分析対象とし、「国家」や「人間」の本質に踏み込んだ上で、オリンピックの平和構想を原理的に明示することにあつた。

先行研究においては、オリンピックは実質的に国家を基盤とした国際大会である限りにおいて、オリンピックそれ自体の政治性の確立と、国家間や個人間の競争が暴力や戦争にまで発展しないようにするための条件を提示する課題が残されていた。そこで、カントの平和思想から「平和とはなにか」、「人間とはなにか」などの裏付けとなる根源的な思想を援用し、オリンピックの事象と照応しながら、オリンピックにおける「敵意のない平和状態」を創るための条件を明らかにすることを本研究における考察の論旨とした。

そこで本論の考察の結果、オリンピックにおける「敵意のない平和状態」を創るための条件とは、次の4つの視点に集約される。

1) 「コスモポリタニズム」による思想と実践の確立：法的な世界市民的体制へ

オリンピックにおける国家間の競争を通じた直接的暴力やナショナリズムの再燃を回避するという課題を克服するためには、法的な世界市民的体制の確立が必要である。それは、国家間の法的体制を尊重した「国際法」と、人類全体に普遍的に妥当する共通の価値観としての「世界市民法」を創り、「公法の状態」を実現させることである。そして、オリンピックに参加するすべての人々は、各々の国家や地域に所属する「自国民」としての帰属意識と、世界の動向に目や耳を傾ける「世界市民」としての両義性をもって参加することが要請される。このような人々の参加と公法の状態が確立されることによって、世界市民的な体制による平和状態へと近づいていくことが可能となる。

2) 「コスモポリタニズム」による思想と実践の確立：平和連合と友好権の保証

上記の法に加え、さらに国家間の問題を克服し平和を助長させるためには、オリンピックに参加する各国家の代表者によって形成される「平和連合」を創設し、諸国家相互の自由と平等を保証する体制が必要である。同時に、競技者らには制限のある「友好の権利」を付与し、大会を通じて相互に友好を結び合うための保証を与えることによって、次第に平和な関係を意識的に創り出していくことが可能となる。

3) 「尊厳をもつ人間」としての規範：自律と類の価値を有する道徳的共同体へ

オリンピックに参加するすべての人々は、「尊厳」という絶対的価値を有する存在者でなければならない。それは、歴史的・政治的背景に関わらず、互いを敵ではなく同等の人間と見なし、普遍的な自己立法による「意志の自律」を貫くことができる存在者である。そして、個人のもつ「意志の自律」という道徳性は、オリンピックに直接的に関わる競技者らだけではなく、間接的に関わる観客すらも含む「類」によって展開されることによって、互いに尊重しあう道徳的共同体の実現が可能となる。

4) 「尊厳をもつ人間」としての規範：道徳と政治の一致

オリンピックにおける「政治性」を確立させるためには、オリンピック大会における政策策定とその実行を担う立場にある IOC 委員が、「道徳的政治家」としての任務を遂行しなければならない。それは、IOC 委員が権限による政治的な判断を積み上げていく過程で、道徳と政治を一致させ、公表性という道徳の優位性を義務づけることが重要なのである。政治を道徳に合わせ、決してその逆であってはならない。

以上、オリンピックにおける「敵意のない平和状態」を創るための条件を示した。

無論、オリンピックに出場する競技者らは、最初から「平和」や「友好」を目的として参加しているわけではない。競技者らは勝利やメダル獲得に向けて奮闘し、私たちはその姿に感動する。とはいえ、オリンピックは競技や競技者への関心に留まるだけの大会ではなく、歴史的にオリンピックの精神とその実現という重要な使命を負っているのである。その中で本研究は、いかなる国家間の外的要因による対立があっても、国家間や個人間の競争が戦争や暴力に転化されることを阻止し、平和の可能性を発信するというオリンピックの使命について、カントの思考を方法として考察を重ねてきた。

現実のオリンピック大会において、オリンピック憲章を遵守することは紛れもなく重要であるが、オリンピック憲章に則って行為を規定するだけでは平和状態は創れない。オリンピック憲章に示される行為を原理原則とみなしてそこから出発するのではなく、オリンピックは人類共通の普遍的な道徳法則から出発するという道徳の優位性を大会に基礎づける必要がある。なかでも、道徳の優位性を基礎づけるためには、国際法および世界市民法という「公法の状態」の実現、「平和連合」の創設、制限のある「友好の権利」の遵守、と

いう法的な体制を創出することが必要なのである。そして、オリンピック大会でこのような法的な体制に従うか否かの問題は、個人の意志に委ねられている。そのため、IOC 委員をも含む競技者らの道徳的意志がここで要請される。この道徳的意志とは、道徳と政治を一致させる IOC 委員の的確な判断と意志の自律をもった競技者らの道徳的判断であり、オリンピックに参加するすべての人間に求められる意志でもある。

したがって、オリンピックに「敵意のない平和状態」を創るための平和構想とは、法的体制によるコスモポリタニズムの確立と、IOC 委員をも含むオリンピックに参加するすべての人々の道徳的意志によって表出されるものである。以上の点をオリンピックの平和構想の原理として本研究の結論とする。

主要文献目錄一覽

主要文献目録一覧の記載について

本目録に採録された参考文献は、本研究で引用および参考にした文献に限る。

書籍に関する記載方法は、「著者名（発行年）書名．出版社：出版地．」の形式に統一した．論文に関する記載方法は、「著者名（発行年）論文名．誌名，巻（号）：ページ」の形式に統一した．また，参考文献は，その対象とする範囲ごとに大別して記載した．

大別した範囲は，以下の通りである．

<オリンピックおよび体育・スポーツに関する文献>

<カント哲学に関する文献>

<「平和」や思想に関する文献>

<辞典・事典・その他の文献>

参考文献の配列は，発行年の古いものから順に並び替え，通し番号を付して記載した．尚，発行年が同じものに関しては，著者の姓のアルファベット順に並び替え，記載した．

<オリンピックおよび体育・スポーツに関する文献>

1. ピエール・ド・クーベルタン：カール・ディーム編・大島鎌吉訳（1962）オリンピックの回想．ベースボール・マガジン社：東京．
2. 有賀郁敏（1986）スポーツと疎外，人権，平和．日本体育学会体育原理専門分科会編，「スポーツの概念」．不昧堂出版：東京．
3. ジョン・マカルーン：柴田元幸・菅原克也訳（1988）オリンピックと近代－評伝クーベルタン．平凡社：東京．
4. 多木浩二（1995）スポーツを考える－身体・資本・ナショナリズム．筑摩書房：東京．
5. 近藤良享・畑 孝幸・真田 久・友添秀則・関根正美（1996）近代オリンピックの批判的検討．体育原理研究，27：35-57．
6. 清水重勇（1996）オリンピズムはなぜ要請されたのか－その歴史と現在．体育の科学，46（8）：614-620．
7. 谷釜了正（1996）日本からのオリンピック改善提案．天理やまと文化会議編，「新・スポーツ文化の創造に向けて」．ベースボール・マガジン社：東京．
8. 舛本直文（1997）『東京オリンピック』の映像解釈：「芸術か記録か」論争からみたオリンピズム．体育学研究，42：153-166．
9. 平井敏幸・真田 久（1999）長野オリンピックにおける小学生児童の活動とオリンピズムの理解と関連について．体育研究，33：7-12．
10. 阿部 潔（2001）スポーツ・イベントと「ナショナルなもの」－長野オリンピック開会式における「日本らしさ」の表象－．関西学院大学社会学部紀要，90：85-97．
11. 平井敏幸・真田 久（2001）長野冬季オリンピック大会での「一校一国交流活動」とオリンピズムについての理解と関連に関する研究－長野市内の小学校児童について．日本体育大学紀要，30（2）：249-267．
12. 早川武彦（2002）オリンピックの象徴・概念：より早く，より高く，より強く：Citius，Altius，Fortius．一橋大学研究年報，21：21-29．
13. 舛本直文（2002）浮遊する「オリンピズム」．現代スポーツ評論，7：30-43．
14. 藤田明史（2004）オリンピックは平和的か－オリンピックの暴力性の問題をめぐって－．大阪女学院短期大学紀要，34：67-76．
15. 桜井万里子・橋場 弦編（2004）古代オリンピック．岩波書店：東京．
16. 舛本直文（2005）人文・社会学系オリンピック研究の現在．体育・スポーツ哲学研究，

- 27 (2) : 1-8.
17. Heather L. Reid (2006) *Olympic Sport and Its Lessons for Peace*. *Journal of Philosophy of Sport*, 33 : 205-214.
 18. 竹村瑞穂・近藤良享 (2007) カント実践哲学からみるフェアプレイの道德性. 体育・スポーツ哲学研究, 29 (2) : 139-149.
 19. 原田亜紀夫 (2008) 「友情には戦闘も立ち入れない」. 朝日新聞. 2008年8月11日朝刊, p.30.
 20. 蓮見清一 (2008) オリンピックタブー事件史. 宝島社 : 東京.
 21. 田原淳子 (2008) オリンピックと教育ーオリンピック競技大会誕生の背景とその今日的意義ー. 国士舘大学体育・スポーツ科学学会「体育・スポーツ科学研究」, 8 : 7-12.
 22. 岡田千あき・山口康雄 (2009) スポーツを通じた開発ー国際協力におけるスポーツの定位と諸機関の取組みー. 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 3 (1) : 39-47.
 23. 関根正美 (2009) 西洋古典におけるスポーツ哲学. 岡山大学大学院教育学研究科研究集録, 142 : 89-91.
 24. 森川貞夫・李 泰照・王 学如・李 華 (2010) 「スポーツと平和」をめぐる実践的・理論的課題. 日本体育大学紀要, 39 (2) : 109-119.
 25. 小寺 彰 (2011) 国際スポーツ法. 道垣内正人・早川吉尚編著者, 「スポーツ法への招待」. ミネルヴァ書房 : 京都.
 26. 日本スポーツ法学会編 (2011) 詳解「スポーツ基本法」. 成文堂 : 東京.
 27. 有元 健 (2012) スポーツとナショナリズムの節合について. 現代スポーツ評論, 27 : 34-49.
 28. 内海和雄 (2012) オリンピックと平和. 不味堂出版 : 東京.
 29. 尹 熙喆 (Hee-Chul YUN) (2014) スポーツ文化における倫理的基盤に関する哲学的考察 : カントの道德哲学を方法として. 身体運動文化研究, 19 (1) : 35-61.
 30. 古川敏明 (2015) ピンポン外交のその裏側で : 「小さなピンポン球が大きい地球を動かした」. 流通経済大学社会学部論叢, 26 (1) : 143-187.
 31. 小石原美保 (2015) 日本人トップアスリートの「手記」ー揺らぐアイデンティティとナショナリズムの変容. 土佐昌樹編著, 「東アジアのスポーツ・ナショナリズムー国家戦略と国際協調のはざままでー」. ミネルヴァ書房 : 京都.

32. 榎本伸悦 (2015) 国連関連機関によるスポーツを通じた国際協力. 斎藤一彦・岡田千あき・鈴木直文編, 「スポーツと国際協カースポーツに秘められた豊かな可能性」. 大修館書店: 東京.
33. 舛本直文 (2015) メダルフィーバーの陰で「オリンピック休戦」アピールを振り返る. JOA Review, 2 : 127-131.
34. 高橋幸一 (2015) 古代ギリシアにおける格闘スポーツの運動技術. スポーツ史学会第28回大会特別講演・シンポジウム報告書: 4-23.
35. 竹村瑞穂 (2015) 人間の尊厳を破壊するドーピングー金メダリストをデザインすることの何が問題か?ー. 現代スポーツ評論, 32 : 77-85.
36. 朝日新聞「カヌー, 2カ国リオ出場停止 ドーピング違反が発覚」. 2016年7月17日付朝刊, p.20.
37. 朝日新聞「CASへ異議, ロシアが意向 ドーピング問題」. 2016年7月31日付朝刊, p.19.
38. 橋場 弦 (2016) 古代オリンピックーギリシア人の祝祭と身体ー. 橋場 弦・村田奈々子編, 「学問としてのオリンピック」. 山川出版社: 東京.
39. International Olympic Committee : 日本オリンピック委員会訳 (2016) OLYMPIC CHARTER 「オリンピック憲章」: 1-92.
40. 関根正美 (2016) 近代オリンピックの理念から新たな哲学へ. 日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所「オリンピックスポーツ文化研究」, 1 : 5-18.
41. 東京都教育委員会 (2016) オリンピック・パラリンピック学習読本中学校編. 東京都教育庁指導部指導企画課: 東京.
42. 東京都教育委員会 (2016) オリンピック・パラリンピック学習読本高等学校編. 東京都教育庁指導部指導企画課: 東京.
43. 日本オリンピック委員会 (2017) JOC 将来構想ー人へ, オリンピックの力ー. 冊子 p.11.

<カント哲学に関する文献>

1. シュペネマン・クラシス（1980）哲学と平和－カントの平和論に即して－. 人文學, 135 : 1-20.
2. 加藤国彦・小野原雅夫（1997）新しいカント学習のための予備的考察（上）－第I部 世界市民のパーспекティブ－. 福島大学教育実践研究紀要, 32 : 47-54.
3. Nussbaum, C. M. (1998) *Cultivating Humanity: A Classical Defense of Reform in Liberal Education*. Harvard University Press, Cambridge : 58-59.
4. カント著：福田喜一郎・望月俊孝・北尾宏之・酒井 潔・遠山義孝訳（2000）カント全集 14「歴史哲学論集」. 岩波書店：東京.
Kant, I. (1968/1795) *Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin.
5. カント著：坂部 恵・平田俊博・伊古田 理訳（2000）カント全集 7「実践理性批判／人倫の形而上学の基礎づけ」. 岩波書店：東京.
Kant, I. (1971/1788) *Kants Werke Akademie-Textausgabe V. Kritik der Praktischen Vernunft. Kritik der Urteilskraft*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin.
6. カント著：谷田信一・北尾宏之・福谷 茂・円谷裕二・田山令史・遠山義孝訳（2002）カント全集 13「批判期論集」. 岩波書店：東京.
Kant, I. (1968/1797) *Kants Werke Akademie-Textausgabe VIII. Abhandlungen nach 1781*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin.
7. カント著：樽井正義・池尾恭一訳（2002）カント全集 11「人倫の形而上学」. 岩波書店：東京.
Kant, I. (1968/1793) *Kants Werke Akademie-Textausgabe VI. Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft. Die Metaphysik der Sitten*. Walter de Gruyter & Co. : Berlin.
8. カント著：渋谷治美・高橋克也訳（2003）カント全集 15「人間学」. 岩波書店：東京.
Kant, I. (1913) *Kants Werke Akademie-Textausgabe XV. Anthropologie*. Walter de Gruyter & Co. Berlin.
9. 寺田俊郎（2004）カントのコスモポリタニズム－世界市民とは誰か. 情況 第三期, 5 (12) : 178-188.
10. カント著：中山 元訳（2006）永遠平和のために／啓蒙とは何か. 光文社：東京.

11. 宇都宮芳明 (2006) カントの啓蒙精神－人類の啓蒙と永遠平和にむけて. 岩波書店 : 東京.
12. 貫 成人 (2007) カント－わたしはなにを望みうるのか : 批判哲学. 青灯社 : 東京.
13. 仙田貴孝 (2007) カント『永遠平和のために』を読む－『人倫の形而上学の基礎づけ』を手がかりに－. 九州保健福祉大学研究紀要, 8 : 203-210.
14. 石田京子 (2008) カントの世界市民法について : 生得的権利の保証の観点から. 慶應義塾大学三田哲学会「哲學」, 120 : 75-99.
15. 保坂希美 (2011) カント倫理学における嘘の問題. 新潟大学大学院現代社会文化研究科修士論文 : 1-74.
16. 石川 求 (2012) なぜカントひとり世界市民主義なのか－ルソーとヘーゲルのはざまで－. カント研究会編. 現代カント研究 12「世界市民の哲学」. 晃洋書房 : 京都.
17. 千葉 眞 (2014) 連邦主義とコスモポリタニズム－思想・運動・制度構想－. 風行社 : 東京.
18. 小牧 治 (2015) 人と思想 15「カント」. 清水書院 : 東京.
19. 新川信洋 (2015) カントの平和構想－『永遠平和のために』の新地平－. 晃洋書房 : 京都.

<「平和」や思想に関する文献>

1. 上杉聡彦 (1968) フランス国家独占資本主義と EEC の「超国家性」－資本のナショナリズムとコスモポリタニズム. 世界経済評論, 12 (8) : 18-24.
2. 関 廣野 (1996) プラトンと資本主義. 北斗出版 : 東京.
3. 岡本三夫 (1999) 平和学－その軌跡と展開. 法律文化社 : 京都.
4. 田中宏明 (2000) 平和構築の方法－理論的枠組み－. 宮崎公立大学人文学部紀要, 8 (1) : 133-144.
5. 竹内 啓 (2003) 平和教育のあり方についての一つの問題提起. 明治学院大学国際平和研究所紀要「PRIME (プライム)」, 18 : 53-57.
6. 森 敏生 (2006) 平和と非暴力の文化としてのスポーツ. 姫路独協大学「戦争と平和」研究会編, 「戦争と平和を考える」. 嗟峨野書院 : 京都.
7. 横山正樹 (2009) 構造的暴力と積極的平和. 岡本三夫・横山正樹編, 「新・平和学の現在」. 法律文化社 : 京都.
8. 坂庭淳史 (2010) チュツチェフの政治思想－コスモポリタニズムとナショナリズムの狭間で. ロシア文化研究, 17 : 16-30.
9. 相原 博 (2015) 人間の尊厳概念への「消極的アプローチ」の検討 :－尊厳概念を応用倫理学の諸領域で使用するために. 法政大学文学部紀要, 72 : 47-48.
10. 河野哲也 (2015) コスモポリタニズムとその敵－政治と形而上学－. 哲学論叢, 42 : 1-13.
11. 西原和久 (2015) 越境する実践としてのトランスナショナリズム－多文化主義をこえるコスモポリタニズムと間文化主義への問い－. 成城大学研究機構グローバル研究センター「グローバル研究」, 2 : 1-24.
12. 白鳥義彦 (2015) デュルケームとナショナリズム, コスモポリタニズム : 現代との応答. 日仏社会学年報, 26 : 91-104.
13. 寺島俊穂 (2015) 戦争をなくすための平和学. 法律文化社 : 京都.

<辞典・事典・その他の文献>

1. 濱嶋 朗・竹内郁郎・石川晃弘編（1997）社会学小辞典．有斐閣：東京．
2. 大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編（2012）現代社会学事典．弘文堂：東京．
3. 廣松 渉・子安宣邦・三島憲一・宮本久雄・佐々木 力・野家啓一・末木文美士編（2015）哲学・思想事典（第7刷）．岩波書店：東京．
4. 日本オリンピック・アカデミー編著（2016）JOA オリンピック小事典．メディアパル：東京．

謝 辞

博士論文における研究成果をこのような形でまとめることができたのも、多くの方々によるご支援の賜物であると感謝しております。

本論文の主査であり、指導教員の関根正美先生には大変お世話になりました。心より御礼を申し上げます。大学院入学前に初めて先生の研究室を訪れた際、オリンピック研究をしたいという私の思いに答えて下さり、入学後はオリンピック関連の知識に限らず、学問に対する姿勢とスポーツ哲学を勉強する面白さを教えていただきました。3年間で博士論文を完成できたのも、寛容さと（表には一切出さない）厳しさをあわせもった関根先生のもとで勉強することができたからだと思っております。

副査として博士論文の審査を引き受けてくださった石井隆憲先生には、学位申請発表会の際に、オリンピックに関する大変貴重なご指摘とご助言をいただきました。「スポーツ人類学」の授業を通じては、人文・社会科学の研究方やミャンマーをはじめとする世界のスポーツ事情など多くの事を学ばせていただきました。なかでも、ミャンマーの伝統球技「チンロン」の映像には驚かされ、知らない世界を知ることができ、大変勉強になりました。また、同じく副査を引き受けてくださった近藤智靖先生には、最終審査前の指導の際に、カントの考えを中心とするヨーロッパの思想について触れていただき、「なぜカントなのか」という根本的な動機や問題意識、分析方法を再確認する機会を与えていただきました。カントの道徳性と他の哲学者が述べてきた道徳性の違いを明確にしておくことは、今後、研究を積み重ねていく過程で向き合っていきたいと思っております。

博士論文審査の際に、3人の先生方からいただいたご指摘は、いまだ課題として残っている部分もありますが、今後の研究活動で応えていきたいと考えております。

他にも、大学院生活では学内外の多くの先生方が、研究の後押しをしてくださいました。日本体育学会体育哲学専門領域、日本体育・スポーツ哲学会、体育・スポーツ原理研究会など、学会・研究会での発表の際に、質問・意見・批判等をいただいたことが力となりました。なかでも、博士課程3年目の日本体育・スポーツ哲学会第39回大会（2017年）における発表の際に、「ベストプレゼンテーション賞」に選んでいただいた時は、研究活動および博士論文執筆に取り組む過程で、大変励みになりました。改めて、学会員の先生方には感謝を申し上げます。

また、同じ大学院生の研究仲間には、たわいもない話に付き合ってくれたり、投稿論文

や博士論文の提出前には添削をしてくれたり、幾度となくお世話になりました。研究仲間の存在の大きさを改めて実感しました。心より感謝を申し上げます。

博士課程3年間のうち、2年間にわたって東京学芸大学教育学部特任講師として「体育原理」や「スポーツ哲学」、サッカーやバスケットボールなどの実習も担当させていただきました。学生たちに教えることで知見を深めることができ、また学芸大の先生方にはいつも励ましのお言葉をいただき、教育者としての在り方を教えていただきました。学芸大での経験は、私にとって貴重な財産になるものと信じています。

最後になりますが、いつも温かく見守り、大学院生活を支えてくれた両親、主人、娘、姉家族、主人の両親に深く御礼を申し上げます。特にこの3年間において、両親の支えがなければ、研究活動を遂行することはできませんでした。幼少期から迷惑と心配ばかりかけてきましたが、いつでも自由にやりたいことを尊重してくれる両親のおかげで自分が望んでいた道を進むことができました。そして、博士号を取得するという目標と一緒に挑んでくれた主人と娘に「ありがとう！」と感謝の言葉を述べたいと思います。娘には、「ママお勉強頑張っただけね！」という言葉をもってたくさん励まし続けてくれました。

これからも謙虚さと感謝の気持ちを忘れずに、研究者、そして教育者としての道を真摯に歩み続けていきたいと思えます。

2018年2月吉日